

相模原市国民健康保険  
データヘルス計画（第3期）・  
特定健康診査等実施計画（第4期）

（令和6年度～令和11年度）



令和6年3月  
相模原市



# 目次

## 第1章 計画の基本方針

1 計画の趣旨	1
2 計画の目的	1
3 計画の期間	1
4 関連する計画との関係	2
5 実施体制・関係機関との連携	2

## 第2章 相模原市国民健康保険データヘルス計画

<b>I 本市の国民健康保険を取り巻く現状</b>	4
1 本市の状況	4
(1) 位置・地勢	4
(2) 沿革	4
(3) 人口の推移	5
(4) 平均寿命・標準化死亡比・平均自立期間(要介護2以上)	6
(5) 死因の推移	7
(6) 介護保険の状況	7
2 本市国民健康保険の状況	9
(1) 被保険者数の推移	9
(2) 被保険者の年齢構成	9
(3) 保険給付費の推移	9
(4) 保健事業の内容(令和4年度)	10
<b>II 前計画期間における保健事業の評価</b>	12
「I 特定健康診査の受診率を向上させます」の評価	12
「II 特定保健指導の実施率を向上させます」の評価	14
「III 生活習慣病重症化予防事業等を推進します」の評価	16
「IV その他効果的な保健事業の推進」の評価	18
<b>III 健康・医療情報の分析</b>	20
1 国民健康保険医療費の分析	20
(1) 医療費の状況	20
(2) 年代別1人当たり医療費の状況	21
(3) 疾病大分類別医療費の状況	22
(4) 最大医療資源疾病名による医療費分析	23
(5) 疾病別医療費分析(細小分類)	24
(6) 人工透析を導入している被保険者数の推移	26
(7) 悪性新生物(がん)に係る医療費等の状況	27

2	特定健康診査の実施状況の分析	28
(1)	特定健康診査受診率の状況	28
(2)	特定健康診査の結果における有所見者の状況	31
(3)	メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況	32
3	特定健康診査の受診率向上に向けた取組の状況	35
(1)	休日会場健診の実施	35
(2)	効果的な受診勧奨の実施	36
(3)	普及啓発の実施	39
(4)	特定健康診査の健診項目の拡充	40
(5)	自己負担の在り方の検討	41
(6)	インセンティブの提供	41
4	特定保健指導の実施状況の分析	42
(1)	特定保健指導実施率の状況	42
5	特定保健指導の実施率向上に向けた取組の状況	45
(1)	効果的な利用勧奨の実施	45
(2)	休日教室の実施	45
(3)	特定健康診査当日等の特定保健指導の実施の検討	46
6	特定健康診査・特定保健指導の対象者の状況	47
7	その他の保健事業の分析	48
(1)	被保険者健康診査の実施状況(対象者：20～30歳代)	48
(2)	被保険者歯科健康診査の実施状況(対象者：30歳代)	50
(3)	人間ドック等助成事業の実施	51
(4)	糖尿病性腎症重症化予防事業等の実施	52
(5)	重複・頻回受診対策事業の実施状況	53
(6)	ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用状況	55
(7)	医療費通知の実施状況	56
<b>IV</b>	<b>健康課題の抽出と取組の方向性</b>	<b>57</b>
<b>V</b>	<b>相模原市国民健康保険データヘルス計画(第3期)</b>	<b>58</b>
1	健康意識の向上・健康状態の把握 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規指標導入</span>	59
(1)	特定健康診査受診率向上事業の実施	59
(2)	被保険者健康診査、被保険者歯科健康診査、 人間ドック等助成事業の実施	60
2	生活習慣病の予防・生活習慣病重症化予防 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規指標導入</span>	62
(1)	特定保健指導終了者率向上事業の実施	62
(2)	生活習慣病重症化予防事業の実施	63
(3)	糖尿病治療中断者等受診勧奨事業の実施	64
2-2	生活習慣病の予防・生活習慣病重症化予防(HbA1c) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規指標導入</span>	65
3	医療費の適正化	66
(1)	重複受診者・多剤投薬者対策事業の実施	66
(2)	ジェネリック医薬品の使用促進事業の実施	67

VI 計画の推進に向けた留意事項	68
1 計画の評価・見直し	68
2 計画の公表・周知	68
3 個人情報の取扱い	68
4 地域包括ケアに係る取組	68

### 第3章 相模原市国民健康保険特定健康診査等実施計画

1 計画の目的	69
2 前期計画における目標及び実績	69
(1) 特定健康診査の受診率	69
(2) 特定保健指導の実施率	69
3 特定健康診査等の目標	70
4 特定健康診査等の対象者数の推計	70
(1) 特定健康診査の対象者数の推計	70
(2) 特定保健指導の対象者数の推計	70
5 特定健康診査等の実施方法	71
(1) 特定健康診査	71
(2) 特定保健指導	73
6 個人情報の保護	74
7 公表・周知	74
8 評価及び見直し	74

#### ～「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」～

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)から構成され、地球上の誰一人として取り残さない(no one will be left behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、我が国においても積極的な取組が進められています。



# 第1章

## 計画の基本方針

## 1 計画の趣旨

本市では、平成 20 年 4 月施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するため「相模原市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定、実施してきました。

また、平成 25 年 6 月の閣議決定「日本再興戦略」、平成 26 年 3 月改正の「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、健康・医療情報を活用し PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定するとされたことを受けて、「相模原市国民健康保険データヘルス計画」を策定し、計画に定める保健事業を推進しているところです。

本年度は「相模原市国民健康保険特定健康診査等実施計画」(第 3 期)及び「相模原市国民健康保険データヘルス計画」(第 2 期)の最終年度にあたることから、事業評価及び見直しを行うとともに、健康・医療情報を改めて分析し、令和 2 年 7 月の「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針 2020)」や令和 4 年 12 月の経済財政諮問会議「新経済・財政再生計画 改革工程表 2022」で示された保険者共通の評価指標の導入等を踏まえ、見直し結果や分析結果を元に、次期計画を策定します。

なお、上記の 2 つの計画はどちらも本市国民健康保険の保健事業の計画であり、内容が重複することから一体的に策定するものとします。

## 2 計画の目的

次期データヘルス計画では、健康日本 21(第三次)や神奈川県医療費適正化計画等の整合・調和する国・神奈川県・市の関連計画等に基づき、本市国民健康保険の「被保険者の健康の保持増進(健康寿命の延伸)」を図ること、また、被保険者の医療費負担が過大とならず、安心して医療サービスを受けることができるよう、「将来的な医療費の適正化」を目的とします。

## 3 計画の期間

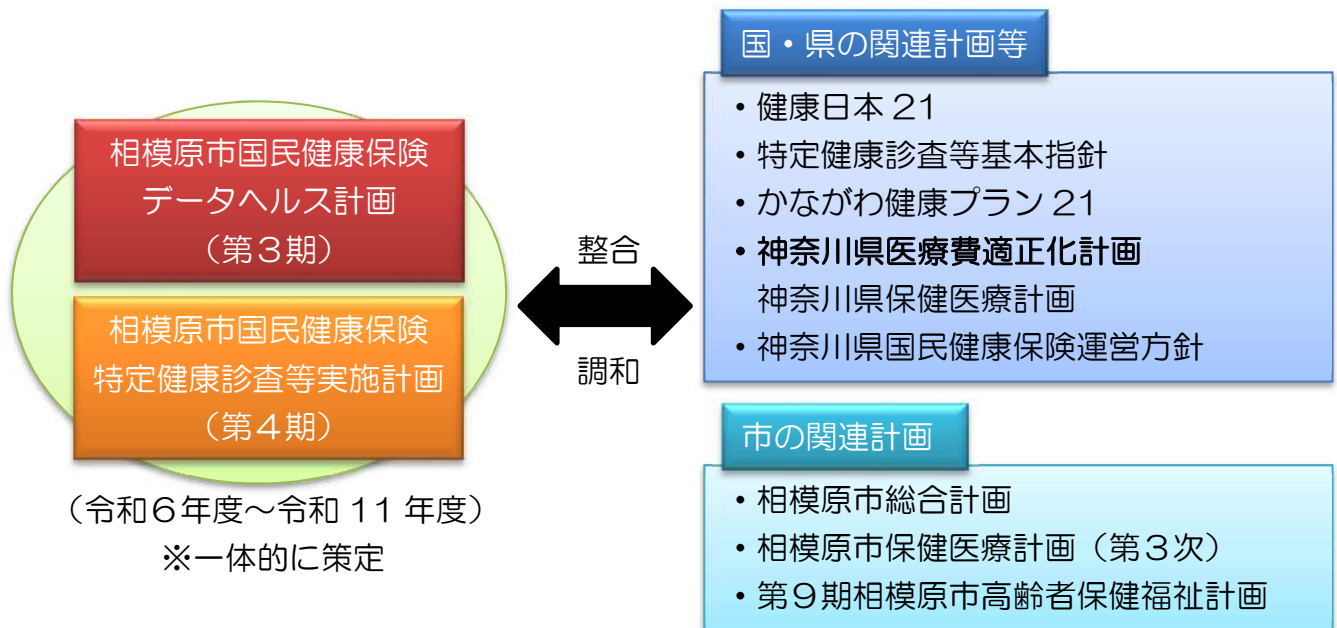
特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、第 3 期(平成 30 年度以降)からは、計画期間を 6 年間(令和 6 年度から令和 11 年度まで)として策定することとされています。

また、データヘルス計画については、特定健康診査等実施計画と一体的に策定するものとされていることから、同様に計画期間を 6 年間とします。

	H25	・・・	H28	H29	H30	・・・	R5	R6	・・・	R11
データヘルス計画			第 1 期		第 2 期			第 3 期		
特定健康診査等実施計画	第 2 期				第 3 期			第 4 期		

## 4 関連する計画との関係

本計画では、関連する計画や方針と整合・調和を図るものとします。



## 5 実施体制・関係機関との連携

本計画は、本市国民健康保険の保健事業担当、給付担当、保険企画担当及び保健衛生部局をはじめとする関係部局と連携・協力して策定し、保健事業を実施するものとします。

また、本計画は、その実効性を高めるため、外部有識者として、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会(以下「三師会」といいます。 )による専門的見地からの助言を踏まえ、策定するものとし、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の推進に向けて、事業実施・評価・見直しの一連のプロセスにおいても、三師会をはじめとする関係機関等と十分に連携・協力して行うものとします。

### (1) 本市関係課との連携

本市国民健康保険保健事業担当、給付担当、保険企画担当及び保健衛生担当の連携を図り、特定健診の受診率や特定保健指導の終了者率の向上、医療費適正化等の実施・啓発に努めます。

### (2) 神奈川県との連携

本市国民健康保険被保険者の健康増進のため、神奈川県による関係機関との連絡調整・技術的助言等の支援、健康情報の分析や課題解決に向けた戦略の提示等の情報提供について協力・連携を求めます。

### (3) 神奈川県国民健康保険団体連合会及び保健事業支援・評価委員会、国民健康保険中央会との連携

各団体が主催する研修会等に参加するほか、神奈川県・本市の方針を踏まえたKDBシステムの活用、データの提供、計画策定支援、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業等を通じ連携を図ります。

#### (4) 保健医療関係者との連携

三師会等との連携を図り、特定健診の受診率や特定保健指導の終了者率の向上、医療費適正化等の実施・啓発に努めます。

本計画では、「国保データベースシステム」(以下「KDB システム」といいます。)を活用して医療費分析などを行っており、KDB システム以外の統計データと数値が一致しない場合があります。



## 第2章

相模原市国民健康保険

データヘルス計画

# I 本市の国民健康保険を取り巻く現状

## 1 本市の状況

### (1) 位置・地勢

本市は、首都圏南西部、神奈川県北部に位置する政令指定都市です。面積は、県内では2番目に広い328.9 km<sup>2</sup>、また、県内では3番目に多い約72万人の人口を擁する市です。

6つの鉄道路線や、中央自動車道・圏央道が通り、交通アクセスの良さを背景に、発展を続けてきました。今後は、リニア中央新幹線の開通により、羽田空港や中部・近畿圏とのアクセスの飛躍的な向上により、更なる発展が期待されています。

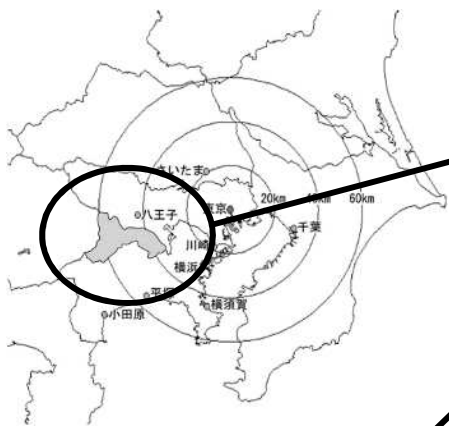
東京都心まで約1時間という利便性の高さを持ちながらも、都市機能と豊かな自然環境を合わせ持った都市です。

### (2) 沿革

昭和29年11月に県内では10番目の市として、人口8万人余りの相模原市が誕生しました。その後、積極的な工場誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市・住宅都市(ベッドタウン)として発展してきました。

平成15年4月に中核市に移行し、平成18・19年の旧津久井4町(城山町、津久井町、相模湖町、藤野町)との合併を経て、平成22年4月に、全国で19番目、戦後に誕生した市としては、初の政令指定都市に移行しました。

【図1】位置図



【図2】神奈川県における相模原市の位置



【図3】行政区図

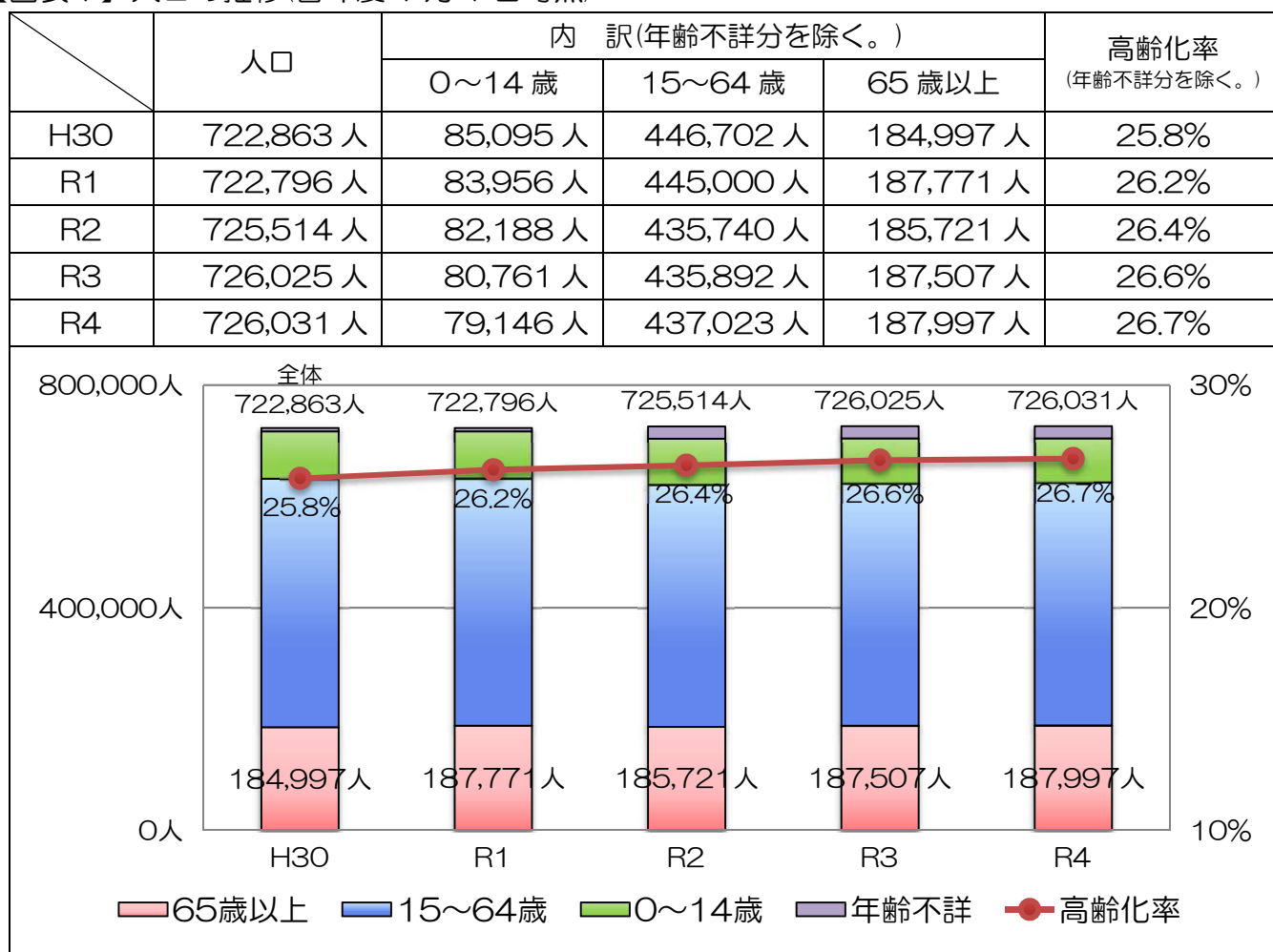


### (3) 人口の推移

本市の令和4年度の推計人口は、726,031人となっており、年齢不詳分を除いた高齢化率<sup>※1</sup>は、26.7%となっています。推計人口は、令和2年度からほぼ横ばいとなっており、同時に高齢化率も毎年上昇傾向にあります。【図表1】

また、本市の高齢化率は、神奈川県より0.9ポイント高く、全国より2.3ポイント低くなっています。なお、行政区別では緑区が最も高く、29.4%となっています。【図表2】

【図表1】人口の推移(各年度1月1日時点)



【図表2】高齢化率の比較(令和4年度)

本市	行政区別			神奈川県	全国
	緑区	中央区	南区		
26.7%	29.4%	25.6%	26.1%	25.8%	29.0%

出典：神奈川県「年齢別人口統計調査」、総務省統計局「人口推計」

※1【高齢化率】

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

#### (4) 平均寿命・標準化死亡比・平均自立期間(要介護2以上)

令和4年度の本市の平均寿命は、男性81.2歳、女性87.4歳となっています。標準化死亡比は、全国平均を「100」としてこれを下回ると死亡率は低いとされており、本市は、男性が94.3、女性95.6となっています。また、平均自立期間<sup>※2</sup>(要介護2以上)は、男性79.9歳、女性84.0歳となっています。【図表3-1、3-2、3-3】

令和4年度の本市の平均寿命は、神奈川県と比較して、男性は0.1歳低く、女性は0.1歳高く、全国と比較して、男性・女性ともに、0.4歳高くなっています。

【図表3-1】平均寿命の推移

	平成28年度		平成30年度		令和4年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本市	80.5歳	86.9歳	81.2歳	87.4歳	81.2歳	87.4歳
神奈川県	80.3歳	86.7歳	81.3歳	87.3歳	81.3歳	87.3歳
全国	79.6歳	86.4歳	80.8歳	87.0歳	80.8歳	87.0歳

※5年に1度の更新

出典：KDBシステム「地域の全体像の把握」

【図表3-2】標準化死亡比の推移

	平成28年度		平成30年度		令和4年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本市	91.9	94.9	91.9	94.9	94.3	95.6
神奈川県	94.9	96.6	94.9	96.6	95.2	97.0

出典：KDBシステム「地域の全体像の把握」

【図表3-3】平均自立期間(要介護2以上)の推移

	平成28年度		平成30年度		令和4年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本市	79.0歳	83.1歳	79.8歳	83.4歳	79.9歳	84.0歳
神奈川県	79.1歳	83.5歳	79.6歳	83.8歳	80.5歳	84.5歳
全国	79.0歳	83.5歳	79.5歳	83.8歳	80.1歳	84.4歳

出典：KDBシステム「地域の全体像の把握」

※2【平均自立期間】

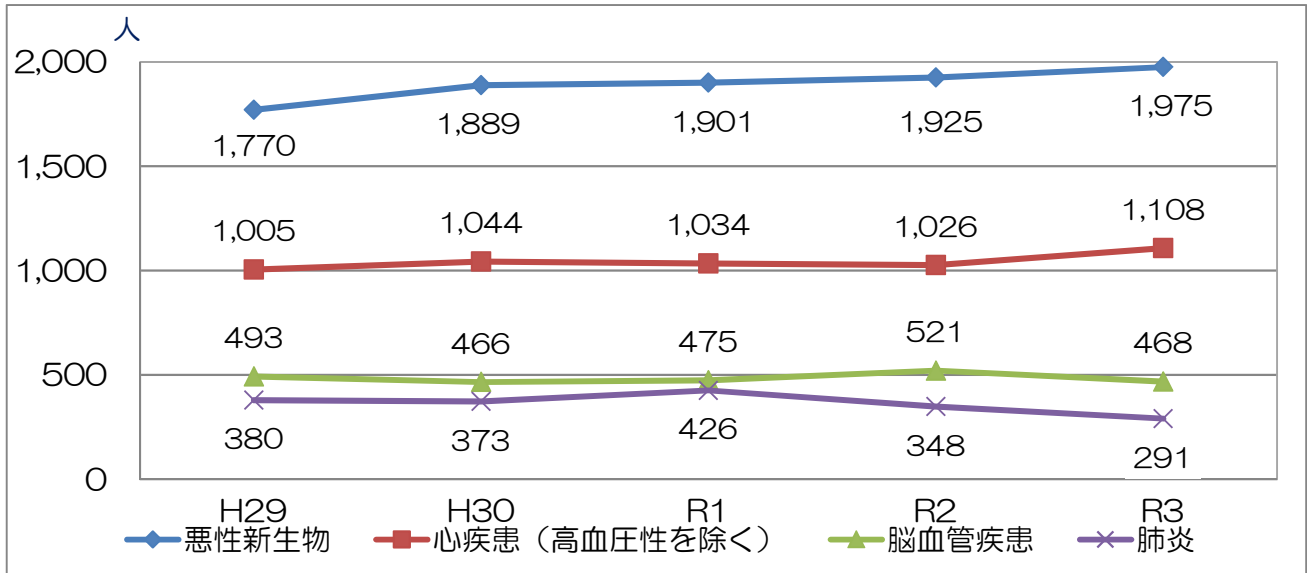
あと何年自立した生活が期待できるかを示した指標

### (5) 死因の推移

令和3年度の本市における死因は、「悪性新生物」が最も高く1,975人となっており、死因全体の約3割を占めています。

また、「悪性新生物」による死亡者数は、年々増加傾向となっています。【図表4】

【図表4】死因の推移(上位4疾患)



出典：本市「保健所年報」

### (6) 介護保険の状況

本市の令和4年度の介護認定率は18.9%、介護レセプト1件当たり介護給付費は約5万3千円となっており、神奈川県及び全国と比較して、介護認定率、1件当たり介護給付費及び居宅給付費は、神奈川県及び全国より下回っています。一方で、1件当たり施設給付費は、共に上回っています。【図表5】

また、本市の要介護(支援)認定者の有病状況では、「心臓病」が最も高く57.9%となっています。【図表6】

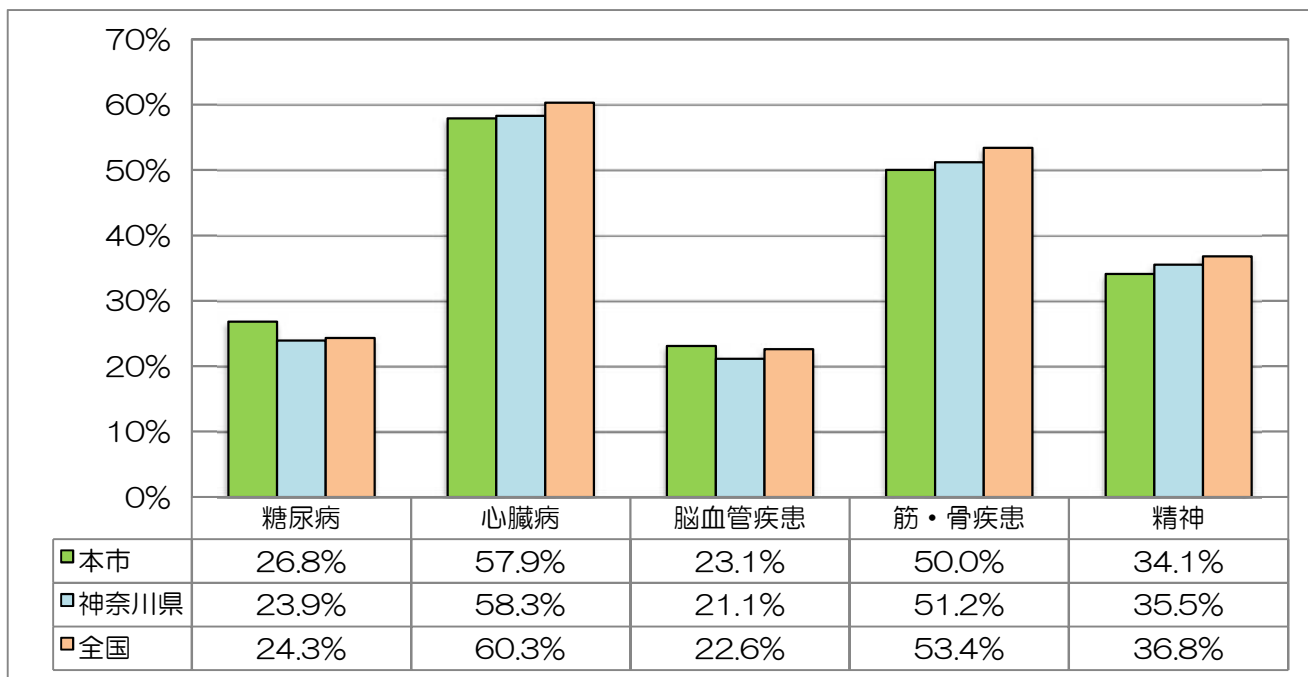
なお、「糖尿病」は26.8%、「脳血管疾患」は23.1%となっており、それぞれ神奈川県及び全国を上回る状況になっています。

【図表5】介護認定率及び介護レセプト1件当たり介護給付費などの比較(令和4年度)

	本市	神奈川県	全国
介護認定率	18.9%	19.1%	19.4%
1件当たり介護給付費	53,365円	54,139円	59,662円
1件当たり居宅給付費	38,460円	39,383円	41,272円
1件当たり施設給付費	302,992円	299,527円	296,364円

出典：KDBシステム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

【図表6】要介護(支援)認定者の有病状況(令和4年度)



出典：KDBシステム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

## 2 本市国民健康保険の状況

### (1) 被保険者数の推移

令和4年度における本市国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」といいます。)数は144,367人で、本市の人口に占める被保険者の加入率は、19.9%となっています。

近年では、被保険者の75歳到達による後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者数や加入率は、年々減少しています。【図表7】

【図表7】世帯数・被保険者数の推移

	世帯数	被保険者数	被保険者数内訳		
			0~39歳	40~64歳	65~74歳
H30	107,091世帯	166,210人	43,465人	53,389人	69,356人
R1	103,402世帯	157,523人	40,529人	50,588人	66,406人
R2	101,924世帯	153,235人	38,749人	49,283人	65,203人
R3	100,933世帯	150,109人	37,039人	48,514人	64,556人
R4	98,565世帯	144,367人	36,366人	47,135人	60,866人

出典：本市「国民健康保険事業年報(年度平均)」

### (2) 被保険者の年齢構成

令和4年度における前期高齢者(65~74歳)の割合は42.2%となっており、神奈川県を3.6%上回っていることから、前期高齢者世代の加入割合が高くなっています。【図表8】

【図表8】年齢層別の被保険者の割合(令和4年度)

	0~39歳	40~64歳	65~74歳
本市	25.2%	32.6%	42.2%
神奈川県	26.9%	34.5%	38.6%

出典：本市調べ

### (3) 保険給付費の推移

令和4年度における保険給付費の総額は、463億円(1人当たり約32万1千円)となっています。被保険者数の減少などにより保険給付費の総額は減少傾向となっていますが、高齢化や医療の高度化などにより1人当たりの給付費は、増加傾向となっています。【図表9】

【図表9】保険給付費の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
保険給付費総額	479億円	469億円	445億円	469億円	463億円
被保険者数	166,210人	157,523人	153,235人	150,109人	144,367人
1人当たり 保険給付費 (対前年度比)	288,350円 (+3.4%)	297,749円 (+3.3%)	290,723円 (▲2.4%)	312,270円 (+7.4%)	320,921円 (+2.8%)

出典：本市「国民健康保険事業年報」

#### (4) 保健事業の内容(令和4年度)

令和4年度における被保険者を対象とした保健事業は次のとおりです。【図表 10】

【図表 10】本市国民健康保険における保健事業

事業名	事業内容
特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防に重点を置いた健康診査を実施する。 【対象者】40～74歳の被保険者 【自己負担額】1,000円 (70歳以上は無料、市民税非課税世帯は事前申請により免除)
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判断される被保険者に対して保健指導を実施する。 【対象者】 特定健康診査の結果、腹囲が男性85cm以上・女性90cm以上の方、又は腹囲が男性85cm未満・女性90cm未満の方でBMIが25以上の方のうち、血糖・脂質・血圧のいずれかにリスクがある方 (糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方を除く。) 【自己負担額】なし
被保険者健康診査	疾病の予防及び早期発見を目的として、特定健康診査と同様の健康診査を実施する。 【対象者】20～39歳の被保険者 【自己負担額】1,000円
被保険者歯科健康診査	歯科疾病の予防及び早期発見のほか、かかりつけ歯科医を持ち、歯・口腔の健康を維持することを目的として歯科健康診査を実施する。 【対象者】30～39歳の被保険者 【自己負担額】500円
人間ドック等助成事業	疾病の予防及び早期発見を目的として、人間ドック・脳ドックの費用を一部助成する。 【対象者】40～74歳の被保険者 (当該年度に75歳になった方を含む。) 【助成額】人間ドック：22,000円、脳ドック：10,000円 【定員】人間ドック：5,500人、脳ドック：2,000人

(次ページに続きます。)



事業名	事業内容
糖尿病性腎症重症化 予防事業	<p>特定健康診査の結果、糖尿病性腎症の疑いがあるながらも医療機関を受診していない被保険者に対して、受療勧奨や保健指導を行う。</p> <p>【対象者】 次の①と②の両方を満たす被保険者</p> <p>①特定健康診査の結果、空腹時血糖が 126mg/dl 以上又は HbA1c が 6.5%以上で2型糖尿病の疑いがあり、かつ、eGFR(ml/min/1.73 m<sup>2</sup>)が 30 以上 60 未満</p> <p>②過去5年間において糖尿病に関連するレセプトがない。</p>
重複・頻回受診対策事業	<p>同一月に複数の医療機関より同一の薬効の薬剤の投与を受けている被保険者に対して、医療機関の適正受診を促す通知や電話等による指導(相談)を行う。</p>
ジェネリック医薬品(後 発医薬品)の使用促進	<p>ジェネリック医薬品の普及啓発や差額通知により、ジェネリック医薬品の使用促進につなげ、被保険者の負担の軽減や医療費の適正化を図る。</p>
医療費通知	<p>加入者一人ひとりに健康管理を心がけてもらうとともに、医療機関の適正受診につなげることを目的とした医療費通知を送付する。</p>

また、令和4年度において本市保健所(保健衛生部)で実施している事業のうち、被保険者に関連する主な事業は次のとおりです。【図表 11】

【図表 11】本市保健所(保健衛生部)で実施している被保険者に関連する主な事業

事業名	事業内容
がん検診 (集団検診・施設検診)	<p>がんの早期発見、早期治療を目的に胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん検診を実施</p> <p>【対象者】 40 歳以上の方 (子宮がん検診は 20 歳以上の女性、乳がん検診(視触診)は 30 歳以上の女性、マンモグラフィは 40 歳以上の女性、前立腺がん検診は 55・60・65 歳の男性)</p>
成人歯科健康診査 (お口の健康診査)	<p>歯周疾患の早期発見、予防のため「かかりつけ歯科医」を持つきっかけづくりとして実施</p> <p>【対象者】 当該年度に 40 歳から 80 歳までの誕生日を迎える方</p>

## II 前計画期間における保健事業の評価

### 「I 特定健康診査の受診率を向上させます」の評価

事業計画 (Plan)	取組概要	実施 (Do)				
		活動指標(アウトプット)		目 標		
達成目標 と 取組項目		成果指標(アウトカム)	実 績			
			目 標			実 績
			H30	R1	R2	R3
I 特定健康診査の受診率を向上させます		特定健康診査 受診率	30.0%	33.0%	36.0%	39.0%
			26.6%	26.7%	21.8%	26.4%
①休日会場 健診の実施	休日会場健診の実施	休日会場健診 の実施回数	12回	13回	13回	14回
			12回	12回	9回	7回
	効果的な実施方法の検討	休日会場健診 の受診者数	780人	845人	845人	910人
			892人	993人	654人	585人
②効果的な 受診勧奨の 実施	受診勧奨の実施 (はがき・電話・SMS)	電話勧奨の 架電件数	6,000件	6,500件	7,000件	7,500件
			7,000件	16,197件	2,294件	10,165件
	継続受診者の確保に向けた受診 勧奨の検討	受診を約束 した者の受診率	10.0%	10.2%	10.4%	10.6%
	かかりつけ医等の医療機関に おける受診勧奨の検討		65.0%	52.6%	61.8%	77.5%
③普及啓発 の実施	特定健康診査とがん検診の複合 受診券の発行	-	-			
	各種媒体等を活用した普及啓発 の実施					
	その他効果的な普及啓発の検討					
④特定健康 診査の健診 項目の拡充	空腹時血糖とHbA1cの同時 測定、血清尿酸の検査項目の拡充	-	-			
	その他の健診項目の拡充の検討					
⑤自己負担 のあり方の 検討	自己負担のあり方の検討	-	-			
⑥受診者等 へのインセ ンティブの 提供の検討	特定健康診査の受診者へのインセン ティブの提供の検討	-	-			
	他の健診の結果提供に関するインセ ンティブの提供の検討					

～評価基準～

- ・実績値が目標値に達しているもの：◎
- ・目標値には達していないが、ベースライン(平成30年度)と比較して改善しているもの：○
- ・悪化しているもの、その他：△

実施 (Do)		事業評価 (Check)	改善 (Action)
目 標		評 価	目 標 対 する 実 績 ・ 今 後 の 取 組 等
実 績			
目 標			
実 績			
R4	R5		
42.0%	45.0%	○	ベースライン(H30)に比べ、受診率は微増となっている。 R2は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの影響により、 受診率が低下したが、R3以降はコロナ前より増加している。 今後、目標値達成のため更なる向上についての取組を行う。
27.6%	—		
14回	14回	◎ ※	休日会場健診実施回数の目標は達成されたが、全体の特定健診受診率の 目標値は達成していない。 ※今後、受診率の低い地区での実施回数を増やす等、特定健診受診率 向上のための更なる取組を検討する。
15回	—		
910人	910人	◎ ※	休日会場健診受診者数の目標は達成されたが、全体の特定健診受診率 の目標値は達成していない。 ※今後、受診率の低い地区での実施回数を増やす等、特定健診受診率 向上のための更なる取組を検討する。
1,084人	—		
8,000件	8,500件	◎ ※	電話勧奨の架電件数の目標は達成されたが、全体の特定健診受診率の 目標値は達成していない。 ※今後、コールセンターの更なる活用方法等、特定健診受診率向上の ための効果的な勧奨方法を検討する。
9,776件	—		
10.8%	11.0%	◎ ※	受診を約束した者の受診率の目標は達成されたが、全体の特定健診 受診率の目標値は達成していない。 ※今後、特定健診受診率向上のための効果的な勧奨方法を検討する。
77.5%	—		
—	—	—	本庁舎大型モニターを使用により、受診勧奨を行ったほか、市広報紙 ・ホームページ等で周知・啓発を行った。 今後も効果的な普及啓発の方法を検討する。
—	—	—	今後は、状況により随時検討する。
—	—	—	検討の結果、今回は、特定健康診査の無償化はせず、今後の状況により 随時検討とする。
—	—	—	今後、具体的な方法を検討する。

「Ⅱ 特定保健指導の実施率を向上させます」の評価

事業計画 (Plan)		実施 (Do)				
達成目標 と 取組項目	取組概要	活動指標(アウトプット)	目 標			
			実 績			
		成果指標(アウトカム)	目 標			
			実 績			
			H30	R1	R2	R3
Ⅱ 特定保健指導の実施率を向上させます		特定保健指導 受診率	31.0%	33.0%	35.0%	37.0%
			16.3%	16.7%	15.6%	13.4%
①効果的な 利用勧奨の 実施	未利用者に対する利用勧奨通知の 送付	対象者への利用 勧奨通知送付率	100%	100%	100%	100%
			100%	100%	100%	100%
	40～50代に効果的な勧奨方法等 の検討	通知返送率	53.0%	54.0%	55.0%	56.0%
			かかりつけ医等の医療機関に おける利用勧奨の検討	49.9%	47.0%	54.5%
②日曜教室 の実施	日曜教室の実施	日曜教室の 実施回数	12回	12回	12回	12回
			12回	11回	8回	10回
	日曜教室の周知・広報の充実	40～50歳代 の実施率	13.0%	14.0%	15.0%	16.0%
			6.8%	7.2%	7.2%	6.5%
③特定健康 診査当日等 の特定保健 指導の実施 の検討	特定健康診査当日等の特定保健 指導の実施の検討	—	—			

実施 (Do)		事業評価 (Check)	改善 (Action)
目標		評価	目標に対する実績・今後の取組等
実績			
目標			
実績			
R4	R5		
39.0%	41.0%	○	<p>ベースライン(H30)に比べ、実施率は微増となっている。R3は、前年度の新型コロナウイルス感染症の影響が残り、実施率が低下したが、令和4年度は復調している。今後、目標値達成のため更なる向上についての取組を行う。</p>
16.5%	—		
100%	100%	◎ ※	<p>対象者への利用勧奨通知の送付率の目標は達成されたが、全体の特定保健指導実施率の目標値は達成していない。※今後、より効率的な勧奨通知等、特定保健指導実施率向上のための更なる取組を検討する。</p>
100%	—		
57.0%	58.0%	○	<p>ベースライン(H30)に比べ、返送率は微増となっている。今後、返送率向上のため、ICTの推進等を検討する。</p>
50.3%	—		
12回	12回	△	<p>目標は未達成だが、より参加しやすくするため日曜日のほか、土曜日の開催も行い、実施環境を整えた。今後も、更に参加しやすい環境づくりを検討する。</p>
11回	—		
17.0%	18.0%	○	<p>ベースライン(H30)に比べ、保健師による電話勧奨やカラー封筒の活用などの取組により、実施率は向上している。今後も、特定保健指導の参加勧奨について、より効果的な事業を検討する。</p>
10.2%	—		
—	—	—	<p>令和3年度から実施中。今後も、事業を継続していく。</p>

「Ⅲ 生活習慣病重症化予防事業等を推進します」の評価

事業計画 (Plan)	実施 (Do)					
達成目標 と 取組項目	取組概要	活動指標(アウトプット)	目 標			
			実 績			
		成果指標(アウトカム)	目 標			
			実 績			
Ⅲ 生活習慣病重症化予防事業等を推進します			H30	R1	R2	R3
①被保険者 健康診査の 実施	保健指導対象者への保健指導 の実施	対象者への受診 勧奨通知送付率	100%	100%	100%	100%
			100%	未実施	100%	100%
	20歳・30歳への受診勧奨 通知の発送	被保険者健康 診査受診率	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%
	申込後未受診者への受診勧奨 の実施		1.3%	1.1%	1.4%	1.7%
②被保険者 歯科健康診査 の実施	30歳への受診勧奨通知の発送	対象者への受診 勧奨通知送付率	100%	100%	100%	100%
			100%	未実施	100%	100%
	申込後未受診者への受診勧奨 の実施	被保険者歯科 健康診査受診率	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%
			0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
③人間ドック 等助成事業の 実施	人間ドック等助成事業の実施	※活動指標のみ ①人間ドック助成 事業の定員 ②脳ドック助成 事業の定員	①7,000人	①7,000人	①7,000人	①7,000人
			②2,500人	②2,500人	②2,500人	②2,500人
	人間ドック受検結果の特定 健康診査への取り込みの実施		①7,000人	①7,000人	①7,000人	①5,500人
			②2,500人	②2,500人	②2,500人	②2,000人
④糖尿病性 腎症重症化 予防事業等 の実施	糖尿病性腎症重症化予防事業 の実施(受療勧奨)	①対象者に対する 受療勧奨通知の 送付率	①100%	①100%	①100%	①100%
			②100%	②100%	②100%	②100%
		②保健指導対象者 への保健指導実 施率	①100%	①100%	①100%	①100%
			②100%	②100%	②100%	②100%
	糖尿病性腎症重症化予防事業 の実施(保健指導)	①受療勧奨対象者 の勧奨後受療率	①25%	①30%	①35%	①40%
			②0人	②0人	②0人	②0人
		②保健指導対象者 のうち新規人工 透析移行者数	①25.0%	①25.0%	①25.9%	①31.6%
			②0人	②0人	②0人	②0人

実施 (Do)		事業評価 (Check)	改善 (Action)	
目標		評価	目標に対する実績・今後の取組等	
実績				
目標				
実績				
R4	R5			
100%	100%	◎ ※	被保険者の健康診査の対象者への受診勧奨通知の送付率の目標は達成されたが、被保険者の受診率は微増となっている。 ※今後、更なる効果的な周知・勧奨方法について検討する。	
100%	—			
1.9%	2.0%	○	ベースライン(H30)に比べ、割合は微増となっている。 今後、受診者の増加に向け、周知方法や対象者の健康状態による優先順位等を検討する。	
1.7%	—			
100%	100%	◎ ※	被保険者の歯科健康診査の対象者への受診勧奨通知の送付率の目標は達成されたが、被保険者歯科健康診査の受診率は維持となっている。 ※今後、受診者の増加に向け、周知方法や対象者の健康状態による優先順位等を検討する。	
100%	—			
1.9%	2.0%	△	ベースライン(H30)と受診率は変わらなかった。 今後、受診者の増加に向け、周知方法や対象者の健康状態による優先順位等を検討する。	
0.2%	—			
①7,000人	①7,000人	①△	実施人数に合わせた結果、目標とした定員数の予算を確保できなかった。 今後、周知方法等を検討する。	
②2,500人	②2,500人			
①5,500人	—			②△
②2,000人				
①100%	①100%	①◎ ※	目標は達成された。 ※今後、対象基準を見直し、対象範囲を拡大、より多くの被保険者へ必要な受療勧奨を実施する。	
②100%	②100%			
①100%	—			②◎ ※
②100%				
①45%	①50%	①△	①ベースライン(H30)に比べ、勧奨後の受診率は低下している。 今後、対象基準を見直し、対象範囲を拡大、より多くの被保険者へ必要な受療勧奨を検討する。	
②0人	②0人			
①13.6%	—			②◎ ※
②0人				

「Ⅳ その他効果的な保健事業の推進」の評価

事業計画 (Plan)	実施 (Do)					
	達成目標 と 取組項目	取組概要	活動指標(アウトプット)	目 標		
実 績						
成果指標(アウトカム)			目 標			
			実 績			
Ⅳ その他効果的な保健事業の推進			H30	R1	R2	R3
①重複・頻回 受診対策事業 の実施	文書等による注意喚起の実施	文書等による注意喚起の実施人数	30人	60人	100人	100人
			21人	21人	17人	17人
	相談機関の案内	前年度実施者の 投薬減少者率	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%
			50.0%	66.7%	33.3%	58.8%
②ジェネリック医薬品の 使用促進	差額通知の発送	対象者への差額通知の送付率	100%	100%	100%	100%
			100%	100%	100%	100%
	差額通知送付基準の見直し 希望カード・希望シールの 配布の促進	数量シェア (毎年度9月 審査時点)	73.0%	77.0%	80.0%	81.0%
			73.0%	76.4%	79.7%	80.5%
③医療費通知 の実施	医療費通知の発送	※活動指標のみ 対象者への医療費 通知の送付率	100%	100%	100%	100%
			100%	100%	100%	100%



実施 (Do)		事業評価 (Check)	改善 (Action)
目 標		評 価	目 標 対 する 実 績 ・ 今 後 の 取 組 等
実 績			
目 標			
実 績			
R4	R5		
100人	100人	◎	対象者全員に対して通知を発送し、注意喚起を実施した。 今後、更なる周知や保健指導等について検討する。
21人	—		
70.0%	70.0%	△	ベースライン(H30)に比べ、前年度実施者の投薬減少者率は下がっている。 今後、効果的な勧奨・保健指導等について検討する。
35.3%	—		
100%	100%	◎	目標は達成した。 今後も引き続き、通知を発送し、ジェネリック医薬品の使用を促す。
100%	—		
81.0%	81.0%	○	ベースライン(H30)に比べ、数量シェアは月により目標を上回ることもあった。 今後、通年で目標達成するよう周知を充実させるための方策を検討する。
80.9%	—		
100%	100%	◎	目標値は達成された。 引き続き、医療費通知を発送することで、医療機関の適正受診につながるよう周知に努める。
100%	—		

### Ⅲ 健康・医療情報の分析

#### 1 国民健康保険医療費の分析

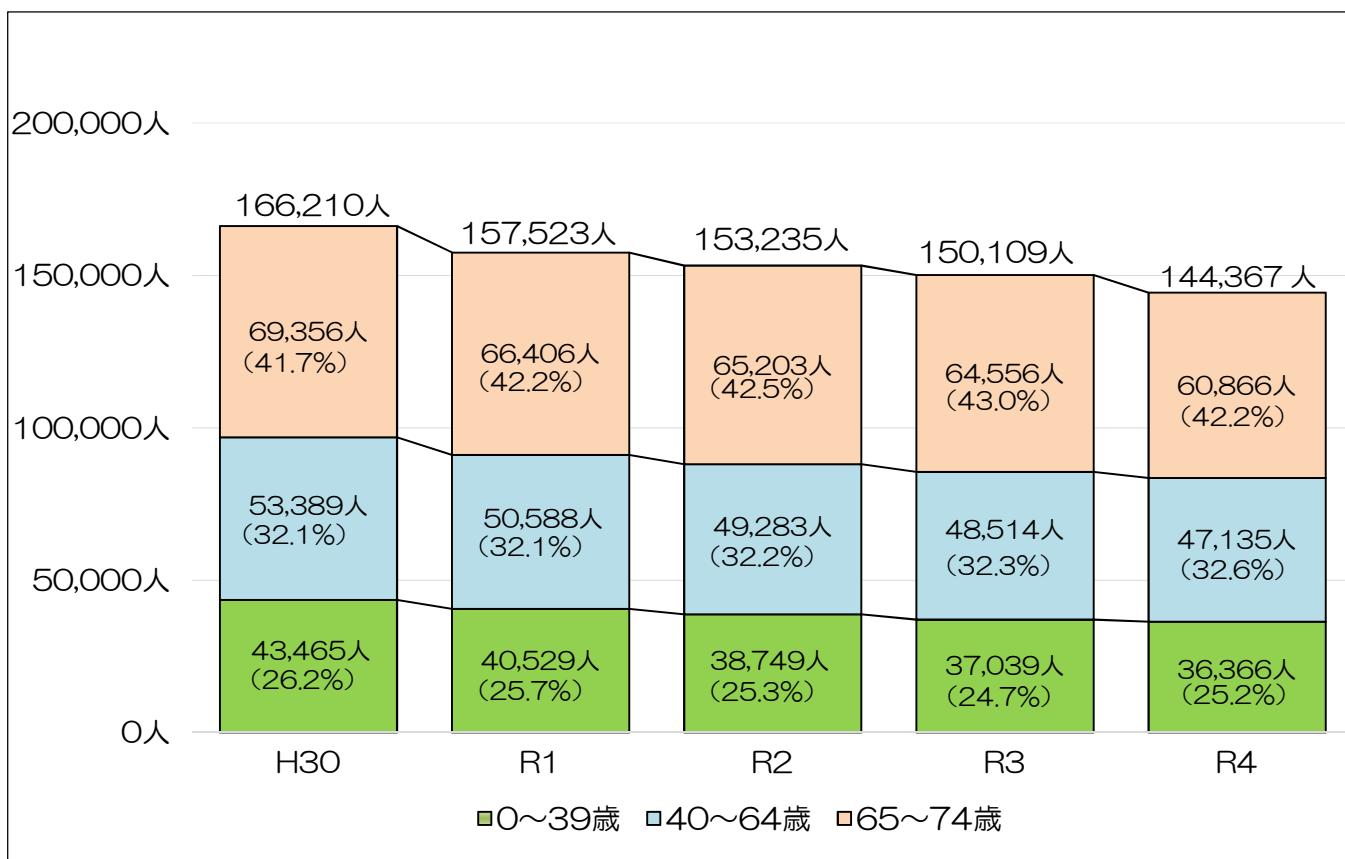
##### (1) 医療費の状況

前回計画の初年度である平成30年度は、被保険者の自己負担分を含めた医療費総額が569億円となっています。令和4年度の医療費総額は545億円で、被保険者数の減少により、医療費総額は24億円の減少となりましたが、被保険者の高齢化などの影響により、1人当たり医療費は、増加の傾向となっています。なお、令和2年度の1人当たり医療費が減少しているのは、主に新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。【図表12-1、12-2、12-3】

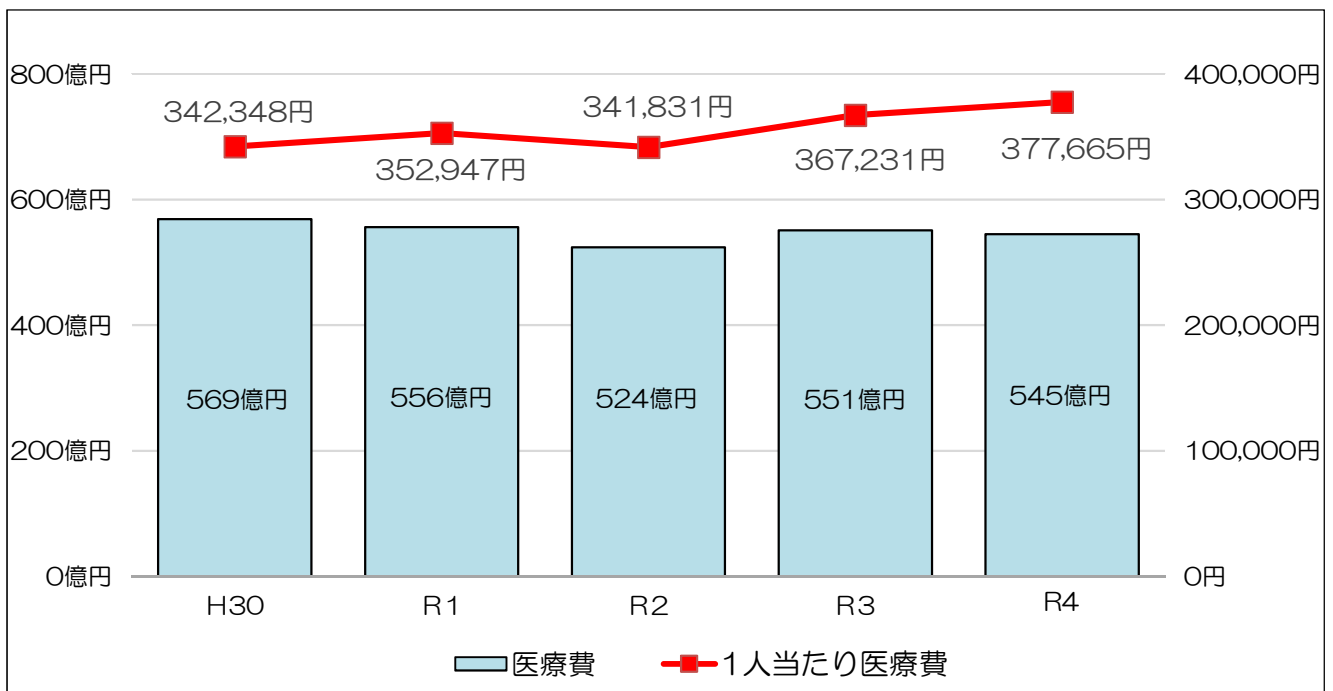
【図表12-1】医療費の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
医療費総額	569億円	556億円	524億円	551億円	545億円
被保険者数	166,210人	157,523人	153,235人	150,109人	144,367人
1人当たり医療費 (対前年度比)	342,348円 (+2.9%)	352,947円 (+3.1%)	341,831円 (▲3.1%)	367,231円 (+7.4%)	377,655円 (+2.8%)

【図表12-2】本市における年齢構成別被保険者の推移



【図表 12-3】本市における医療費総額及び1人当たり医療費の推移

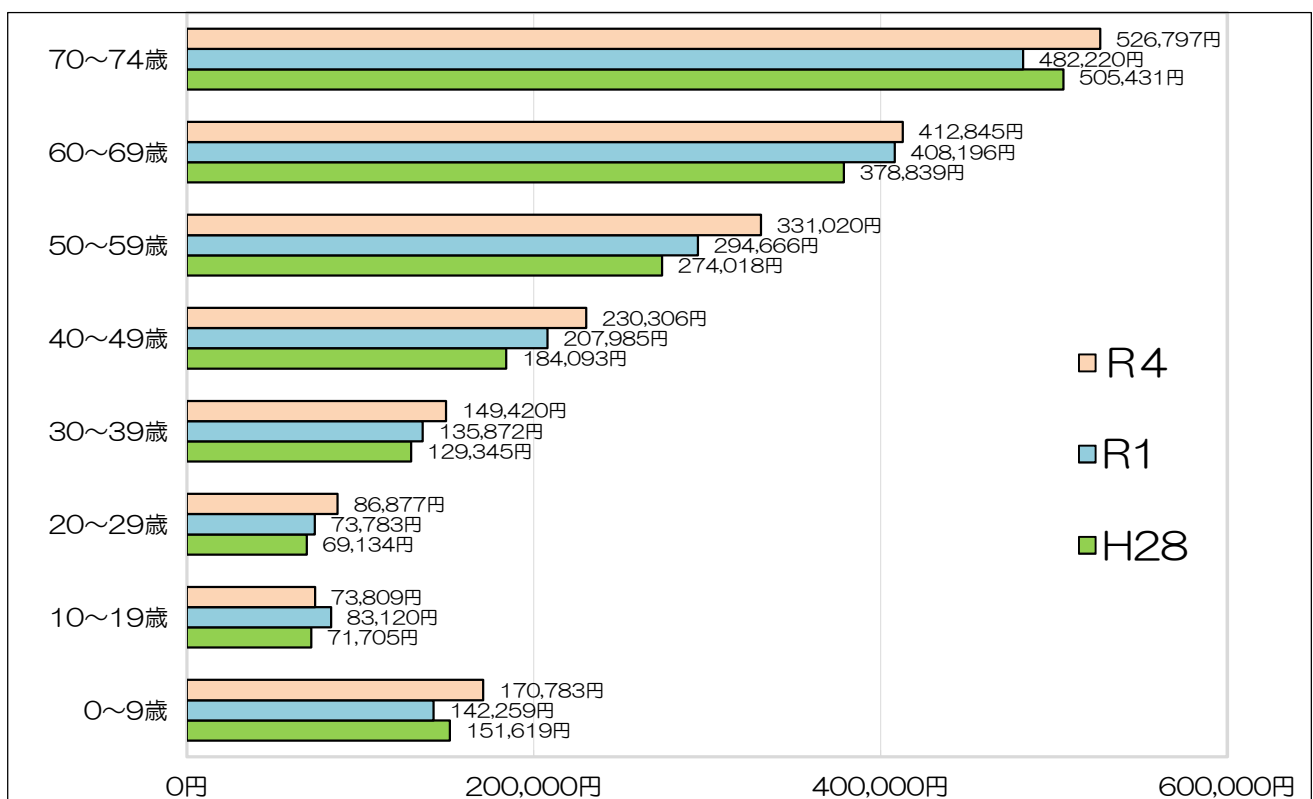


出典(図表 12-1~-3)：本市「相模原市の国保」

## (2) 年代別1人当たり医療費の状況

前回計画の基準年の平成 28 年度、中間評価時の基準年の令和元年度、今回の令和 4 年度における被保険者の年代別1人当たり医療費を比較しました。平成 28 年度から、1人当たり医療費が最も高いのは、70～74 歳で、年代が上がるにつれて増加傾向となることに変わりはありませんでした。【図表 13】

【図表 13】年代別1人当たり医療費の状況



出典：KDBシステム「疾病別医療費分析(大分類)」

### (3) 疾病大分類別医療費の状況

平成30年度から令和4年度までにおける被保険者の疾病大分類別医療費では、「新生物(腫瘍)」（がんなど）、「循環器系の疾患」（高血圧性疾患など）、「腎尿路生殖器系の疾患」（腎不全など）、「内分泌、栄養及び代謝疾患」（糖尿病など）が上位の4疾病となっています。5番目については、年度により「精神及び行動の障害」又は「筋骨格系及び結合組織の疾患」となっています。【図表14】

【図表14】 疾病大分類別年間医療費(上位5疾病)

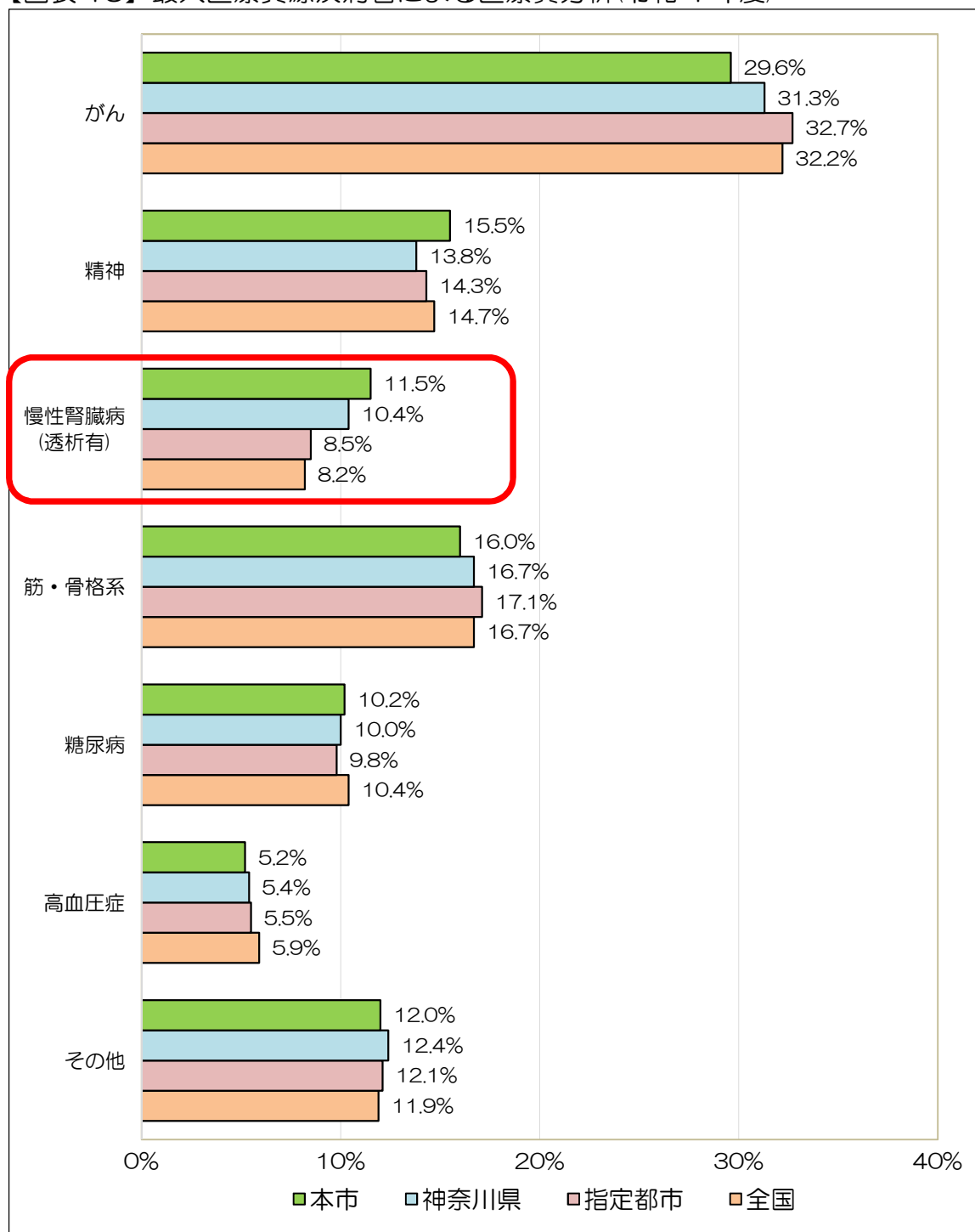
	1位	2位	3位	4位	5位
H30	新生物(腫瘍) 75億円 15.2%	循環器系の疾患 74億円 14.8%	尿路性器系の疾患 52億円 10.5%	内分泌、栄養 及び代謝疾患 45億円 9.1%	精神及び行動 の障害 40億円 8.1%
R1	新生物(腫瘍) 74億円 15.3%	循環器系の疾患 70億円 14.3%	尿路性器系の疾患 51億円 10.5%	内分泌、栄養 及び代謝疾患 46億円 9.4%	筋骨格系及び結合 組織の疾患 40億円 8.1%
R2	新生物(腫瘍) 73億円 15.6%	循環器系の疾患 65億円 14.0%	尿路性器系の疾患 49億円 10.6%	内分泌、栄養 及び代謝疾患 45億円 9.8%	精神及び行動 の障害 39億円 8.3%
R3	新生物(腫瘍) 74億円 15.4%	循環器系の疾患 68億円 14.1%	尿路性器系の疾患 49億円 10.2%	内分泌、栄養 及び代謝疾患 47億円 9.7%	精神及び行動 の障害 39億円 8.1%
R4	新生物(腫瘍) 73億円 15.4%	循環器系の疾患 66億円 13.9%	尿路性器系の疾患 47億円 10.0%	内分泌、栄養 及び代謝疾患 42億円 8.9%	筋骨格系及び結合 組織の疾患 39億円 8.3%

出典：KDBシステム「疾病別医療費分析(大分類)」

#### (4) 最大医療資源疾病名による医療費分析

本市における最大医療資源疾病名<sup>※3</sup>による医療費の割合を神奈川県・指定都市・全国と比較すると、慢性腎臓病(透析有)の割合が高くなっています。【図表 15】

【図表 15】 最大医療資源疾病名による医療費分析(令和 4 年度)



出典：KDBシステム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

#### ※3 【最大医療資源疾病名】

レセプトに複数疾病名がある場合、最も医療資源(診療行為、医薬品、特定器材)を要した疾病名をそのレセプトの主たる疾病として分類したもの

### (5) 疾病別医療費分析(細小分類)

疾病細小分類別の医療費(小児科に係る疾病を除く。)について、平成30年度及び令和4年度における医療費(入院+外来)に占める割合は、慢性腎臓病(透析有)が最も多く、次いで糖尿病等の生活習慣病が上位を占めています。平成30年度に比べ、脂質異常症の割合が減少したことで、順位の変動はありますが、上位10疾病の疾病名は変わっていません。【図表16】

また、本市の行政区ごとの疾病別細小分類別の1人当たり医療費を比較していますが、3区のうち最も医療費が高い項目が多いのは緑区となっています。【図表17】

【図表16】 細小分類別医療費の割合(上位10疾病)

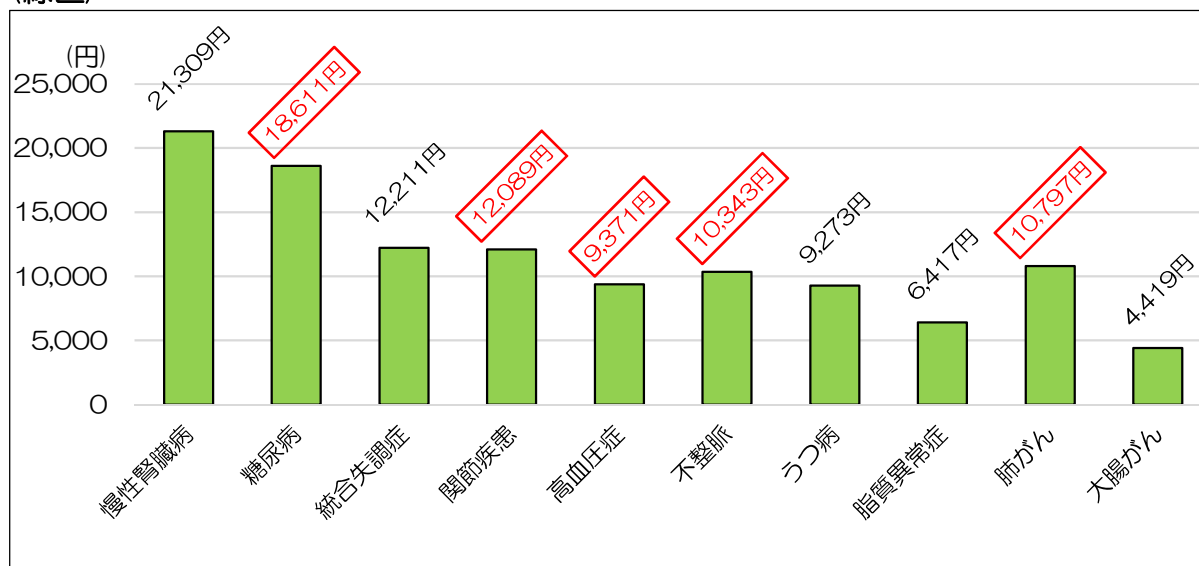
	平成30年度			令和4年度		
	疾病名	疾病別医療費 (入院+外来)(千円)	全体に占める割合(%)	疾病名	疾病別医療費 (入院+外来)(千円)	全体に占める割合(%)
1位	慢性腎臓病 (透析有)	3,331,578	6.7	慢性腎臓病 (透析有)	2,846,087	6.0
2位	糖尿病	2,277,034	4.6	糖尿病	2,371,305	5.0
3位	統合失調症	1,888,557	3.8	統合失調症	1,626,903	3.4
4位	関節疾患	1,700,595	3.4	関節疾患	1,577,883	3.3
5位	高血圧症	1,696,327	3.4	高血圧症	1,294,498	2.7
6位	脂質異常症	1,366,643	2.8	不整脈	1,286,051	2.7
7位	不整脈	1,294,295	2.6	うつ病	1,227,506	2.6
8位	うつ病	1,191,527	2.4	脂質異常症	1,021,582	2.1
9位	肺がん	1,033,941	2.1	肺がん	989,305	2.1
10位	大腸がん	981,976	2.0	大腸がん	807,811	1.7
-	その他	32,929,565	66.2	その他	32,478,401	68.4
	合計	49,692,038	100.0	合計	47,527,332	100.0

※疾病別医療費は、千円未満四捨五入 出典：KDB システム「疾病別医療費分析(細小分類)」

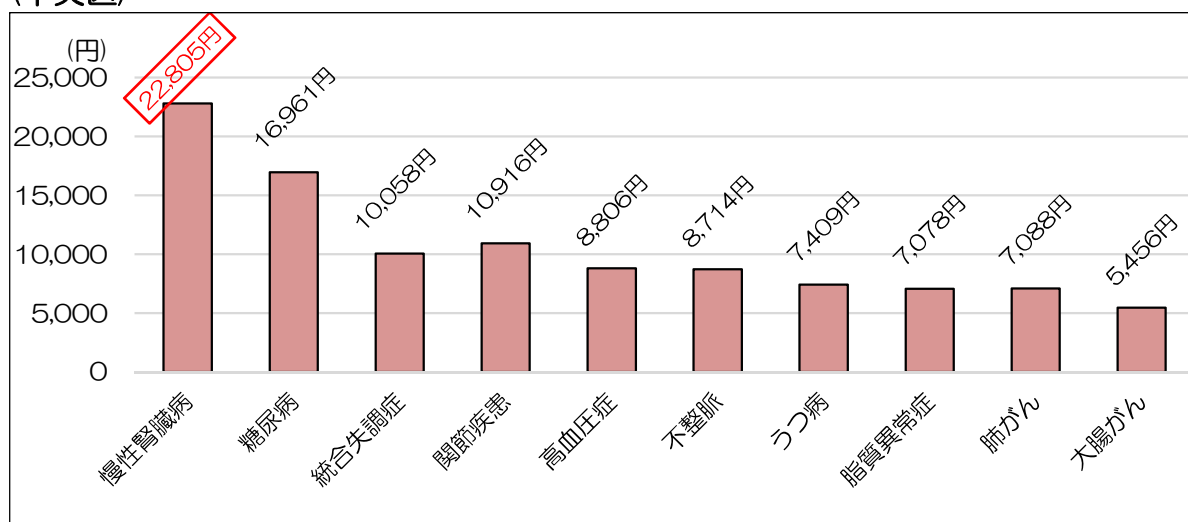
【図表 17】 行政区別 1 人当たり医療費(細小分類別疾病上位 10 疾病)(令和 4 年度)

     の中の数値は、3区のうち最も医療費が高い項目

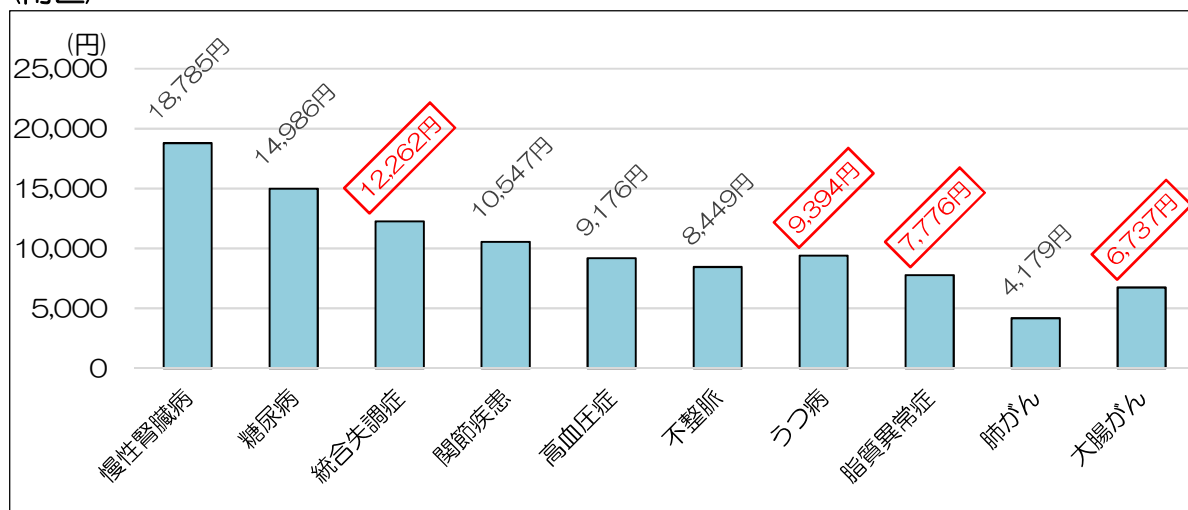
(緑区)



(中央区)



(南区)

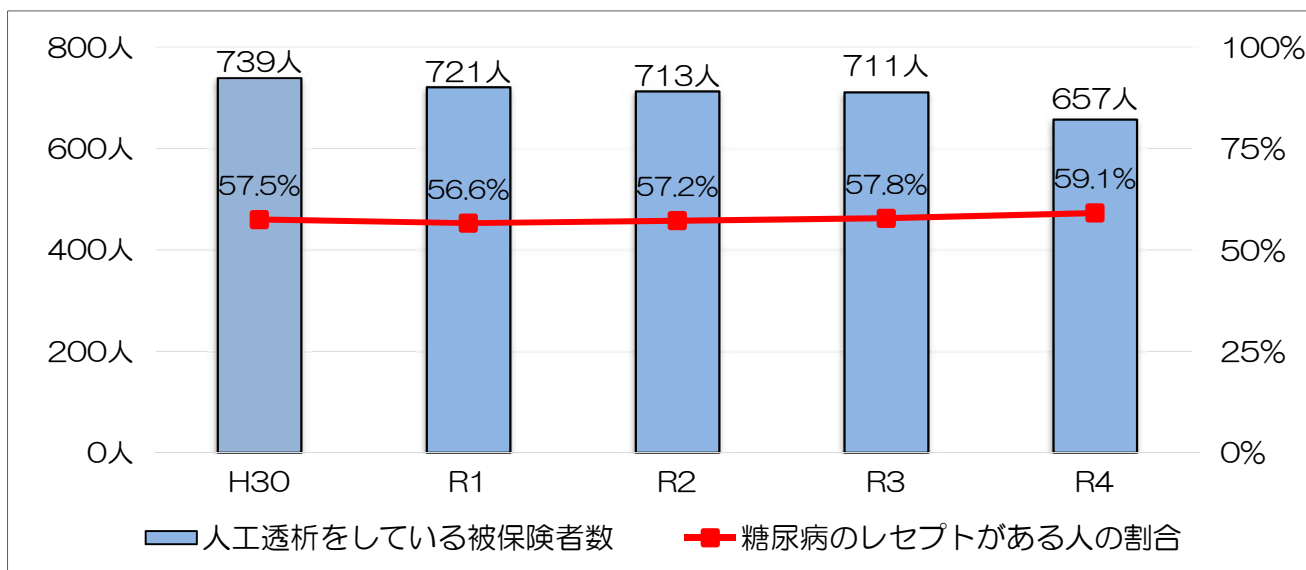


出典：KDB システム「疾病別医療費分析(細小分類)」

## (6) 人工透析を導入している被保険者数の推移

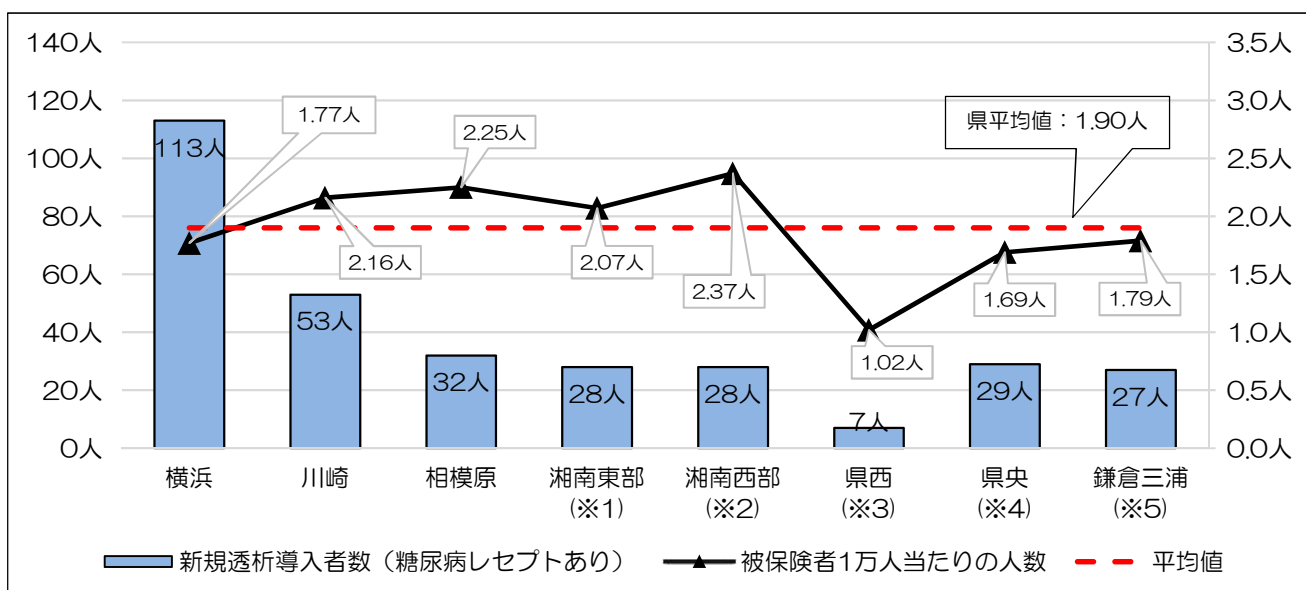
本市における人工透析をしている被保険者は毎年減少しています。【図表 18-1】  
そのうち「糖尿病レセプト」がある方の割合は、令和元年度を境にして増加となっています。

【図表 18-1】本市における人工透析をしている被保険者数の推移(各年度3月時点)



出典：KDBシステム「人工透析のレセプト分析」

【図表 18-2】県内における新規透析導入患者数(糖尿病薬有)(令和4年度)



※1 湘南東部：藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町

※2 湘南西部：平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町

※3 県西：小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町

※4 県央：厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村

※5 鎌倉三浦：横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町

出典：神奈川県医療保険課提供

○一般社団法人全国腎臓病協議会によると、1ヶ月の透析治療の医療費は、外来血液透では約40万円、腹膜透析(CAPD)では30~50万円程度が必要とされており、患者1人当たり年間約500万円と非常に高額な医療費となっています。

○一般社団法人日本透析医学会によると、令和3年における全国で透析を導入した患者のうち、約40%の患者が「糖尿病性腎症」を原疾患とした導入であったとされており、原疾患の中で最も高い割合となっています。

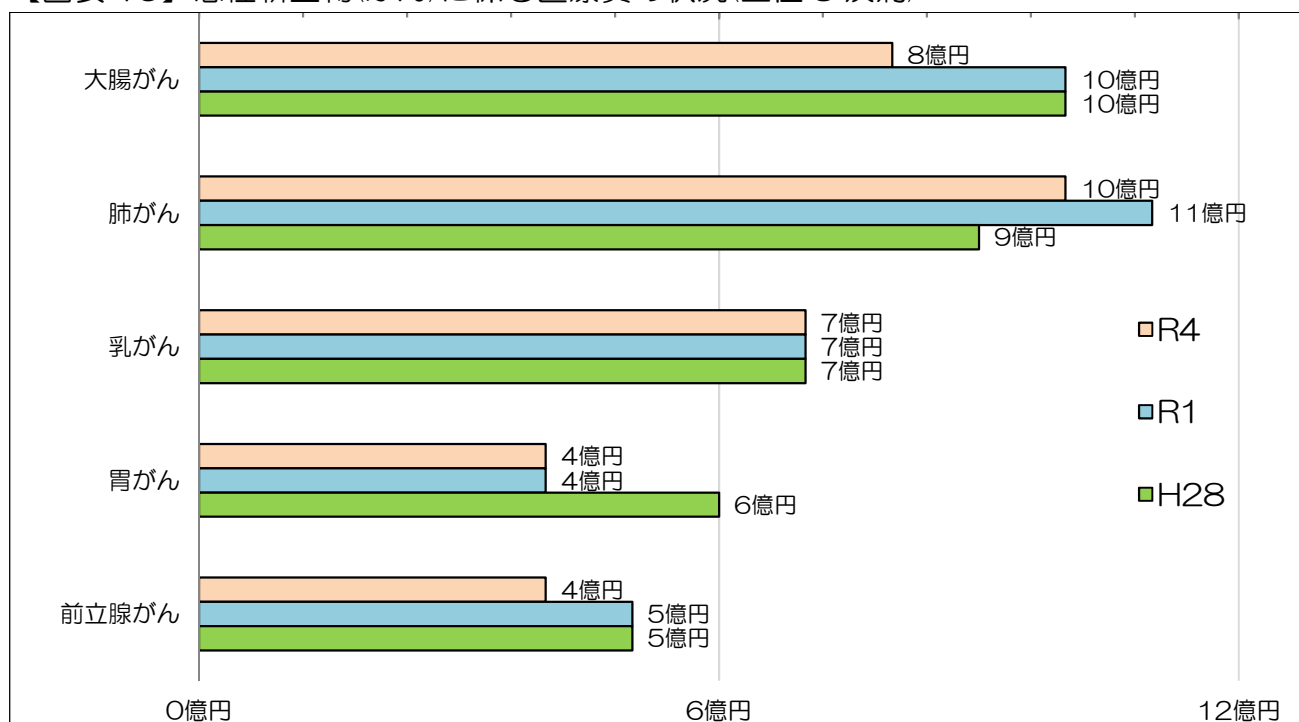


### (7) 悪性新生物(がん)に係る医療費等の状況

平成28年度、令和元年度、令和4年度における被保険者の悪性新生物(がん)にかかる医療費を比較すると、平成28年度に最も高額だった「大腸がん」は2億円減で、2番目となっており、代わりに2番目であった「肺がん」が1億円増で、最も高額となっています。【図表19】

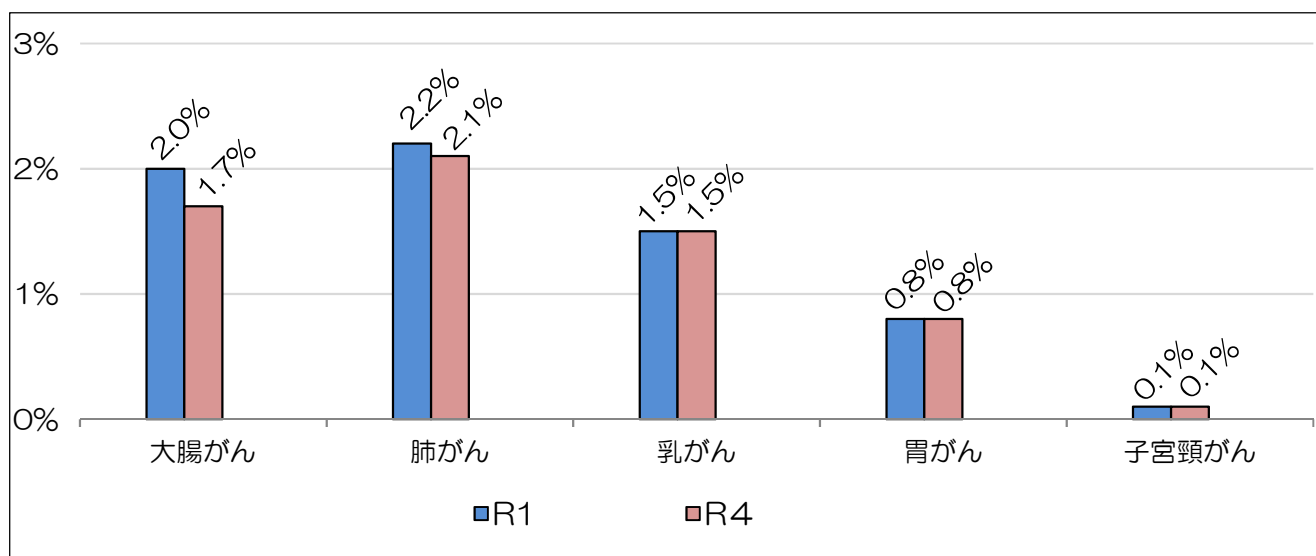
また、対策型検診(市区町村が行う検診)の対象となっている悪性新生物(大腸がん・肺がん・乳がん・胃がん・子宮頸がん)のがん全体医療費との比較割合では、子宮頸がんを除き、令和元年度と比較して令和4年度は減少又は横ばいとなっています。【図表20】

【図表19】悪性新生物(がん)に係る医療費の状況(上位5疾病)



出典：KDBシステム「疾病別医療費分析(細小分類)」

【図表20】悪性新生物(対策型検診の対象)のがん医療費の割合の推移



出典：KDBシステム「疾病別医療費分析(細小分類)」

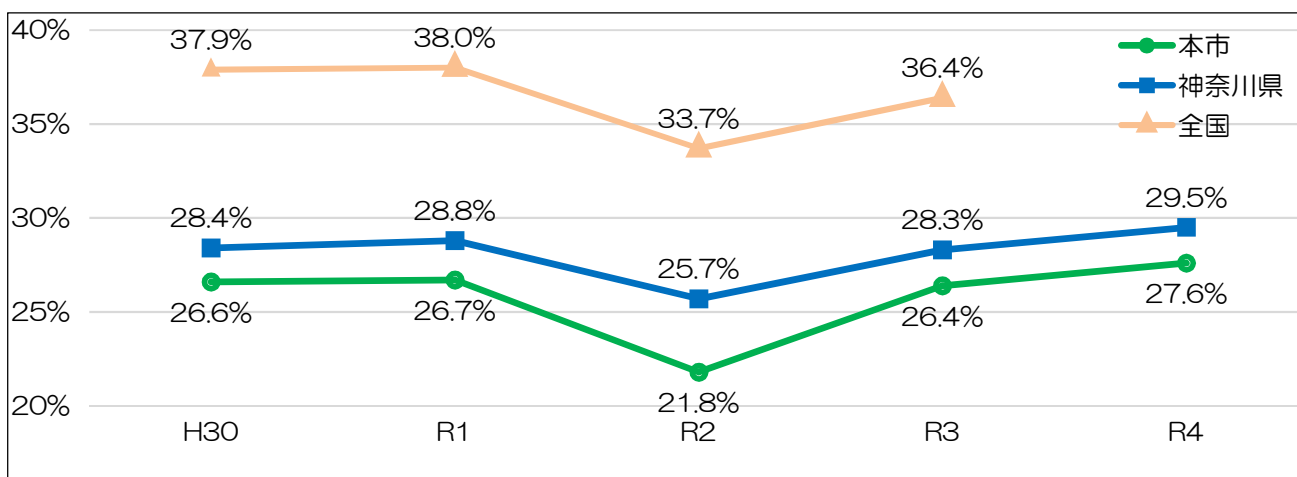
## 2 特定健康診査の実施状況の分析

### (1) 特定健康診査受診率の状況

平成 30 年度以降の被保険者の特定健康診査<sup>※4</sup> 受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和 2 年度を除き、横ばいとなっていました。令和 4 年度は上昇しています。【図表 21】

また、男女別・年代別の受診状況では、男性の受診率が低く、40～50 代の受診率が低くなっています。【図表 22、23】

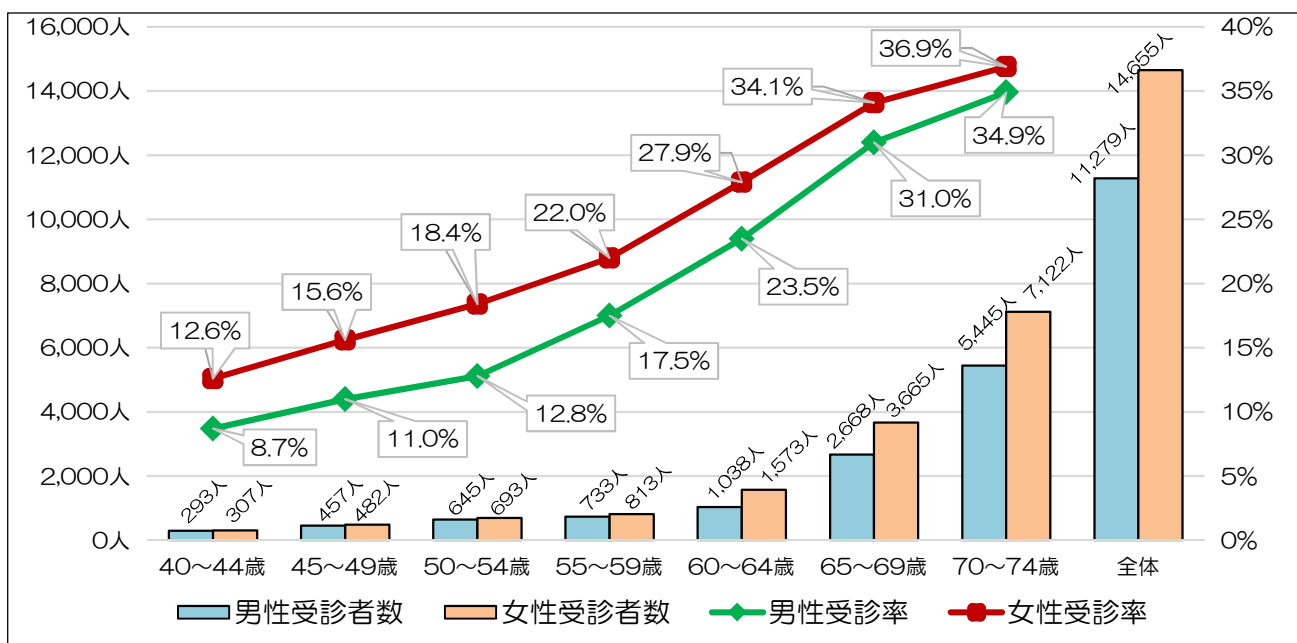
【図表 21】 特定健康診査の受診状況



	H30	R1	R2	R3	R4
対象者数	110,884 人	105,093 人	104,310 人	100,800 人	94,097 人
受診者数	29,473 人	28,036 人	22,730 人	26,562 人	25,934 人
受診率	26.6%	26.7%	21.8%	26.4%	27.6%

出典：法定報告

【図表 22】 男女別・年代別受診状況(令和 4 年度)

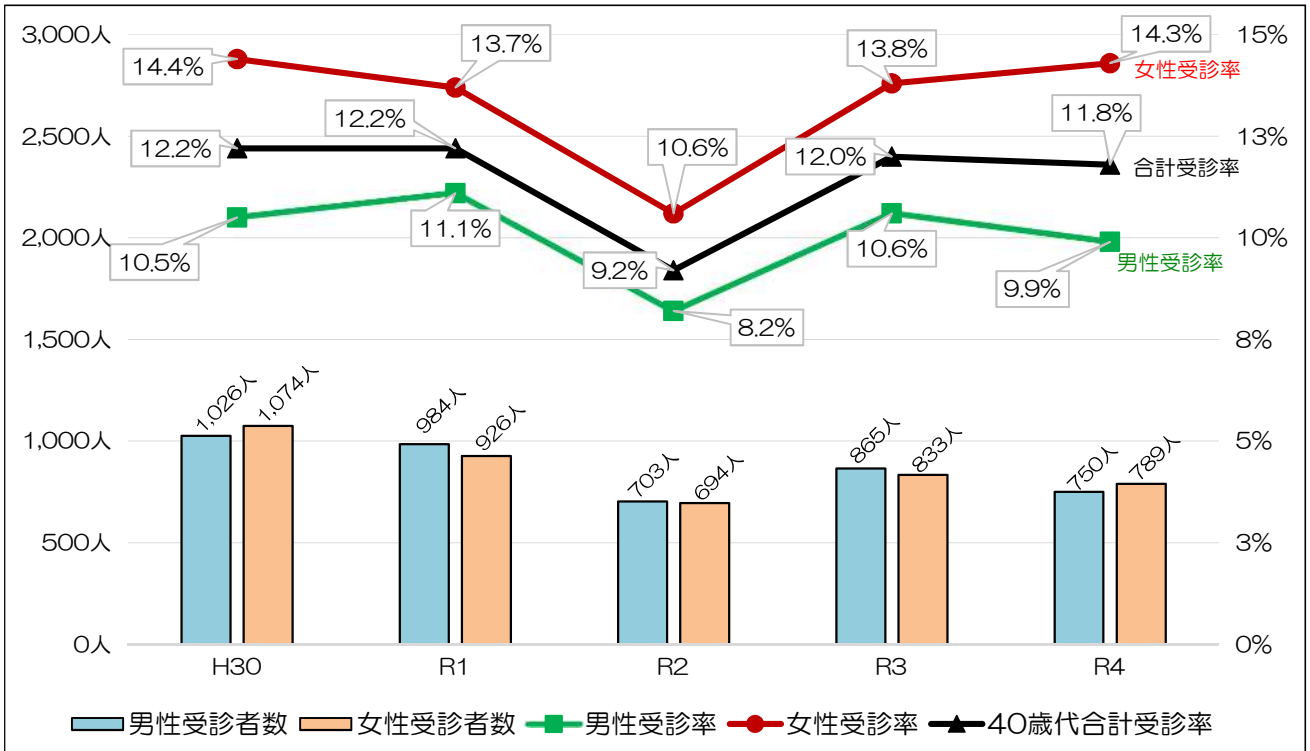


出典：法定報告

#### ※4 【特定健康診査】

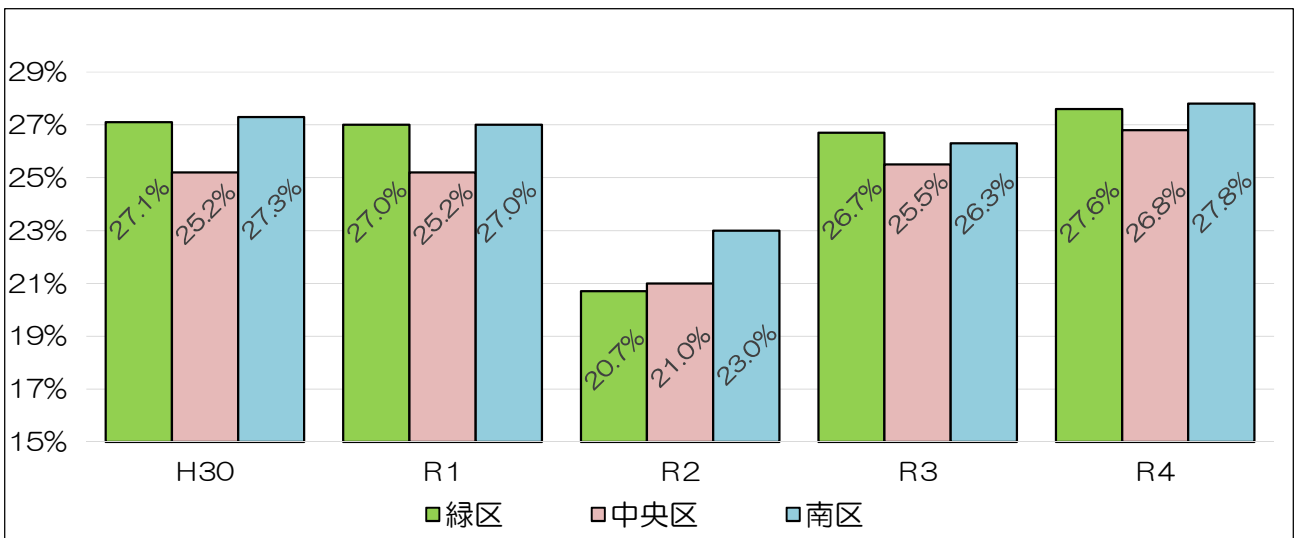
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査。40 歳～74 歳が対象。糖尿病や心臓病、脳卒中などの生活習慣病を早期発見し、重症化を防ぐことを目的としている。

【図表 23】 特定健康診査受診率の推移(40～49 歳)



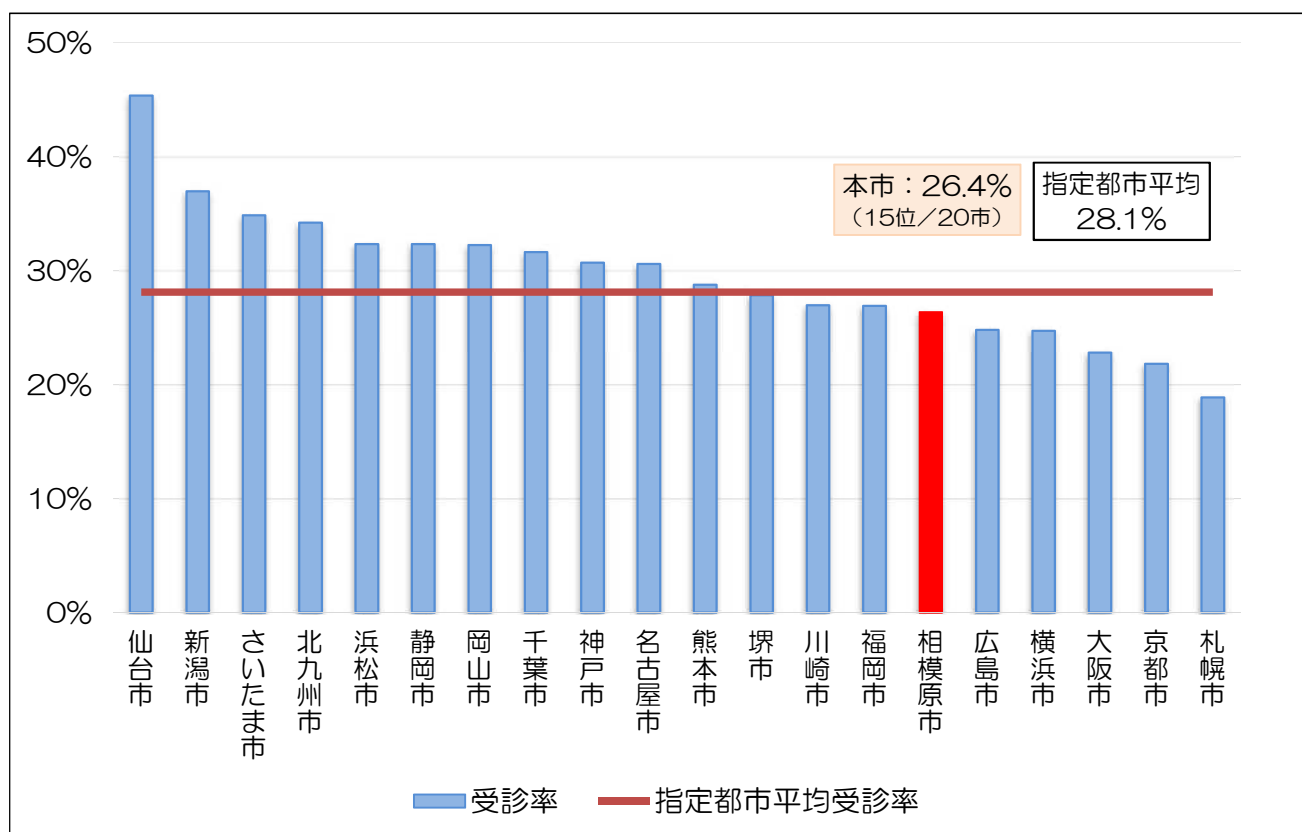
出典：法定報告

【図表 24】 行政区別特定健康診査受診率の推移



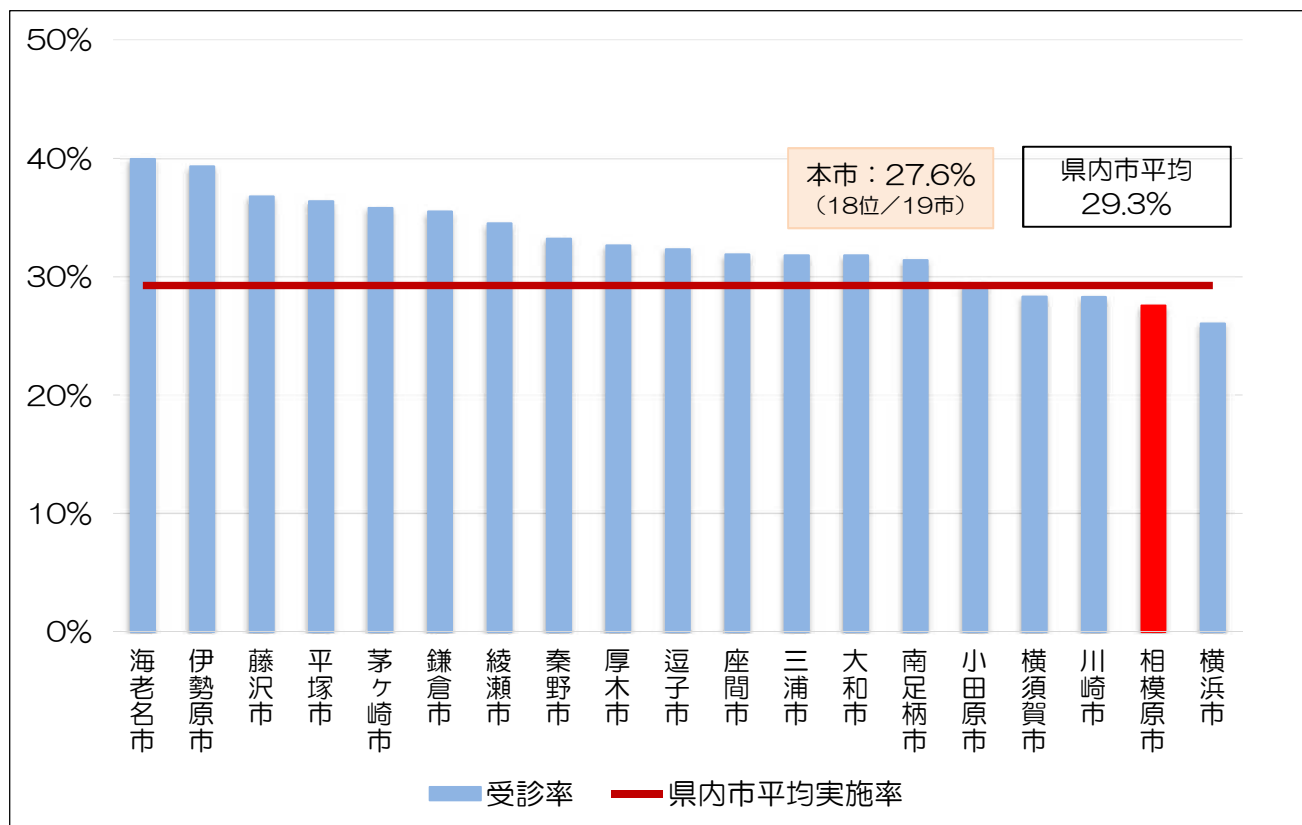
出典：KDBシステム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

【図表 25】 指定都市の特定健康診査受診率(令和3年度)



出典：本市調べ

【図表 26】 県内市の特定健康診査受診率(令和4年度)

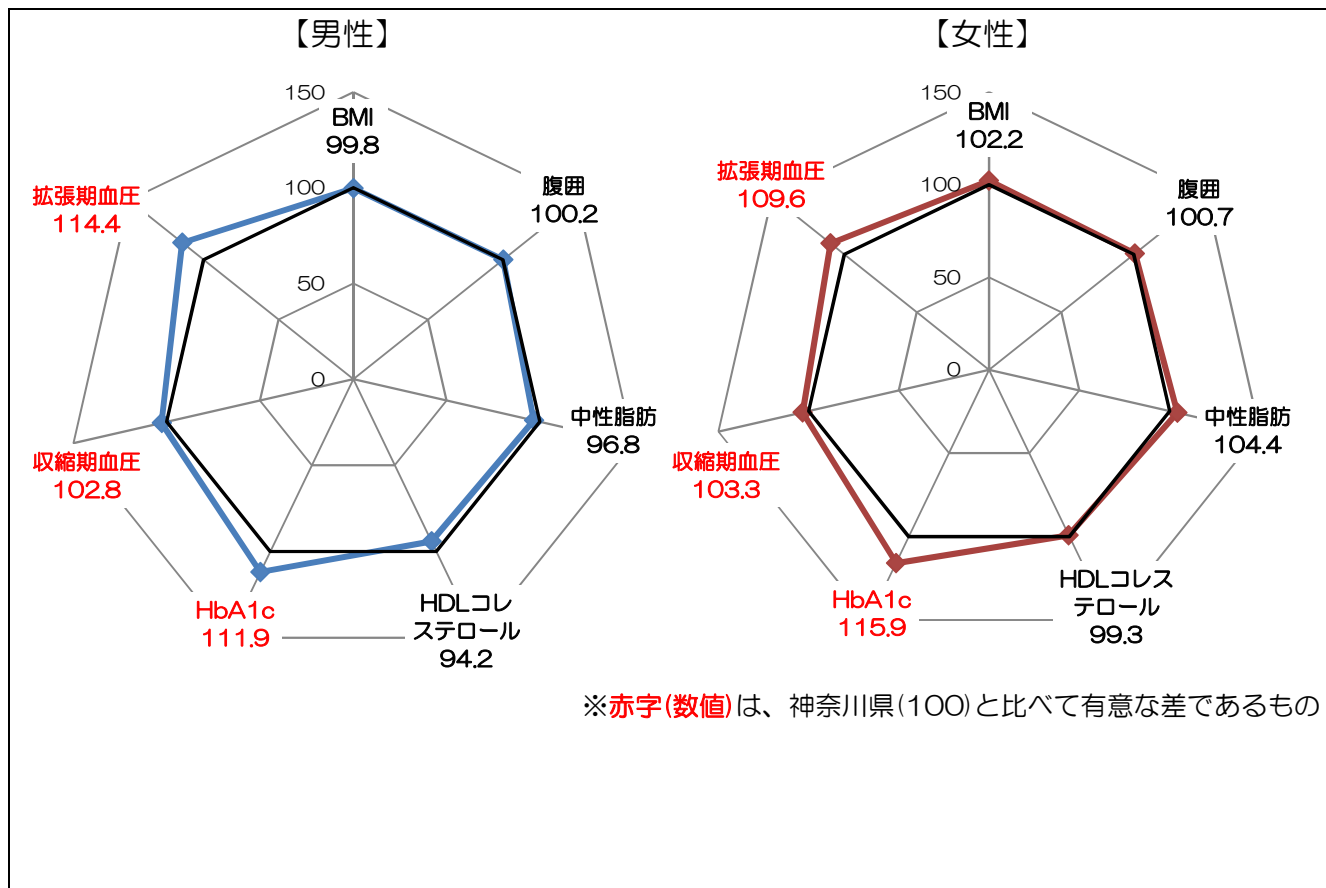


出典：本市調べ

## (2) 特定健康診査の結果における有所見者の状況

特定健康診査の結果における有所見者の状況について、神奈川県の水準を 100 とした標準化比(年齢調整後の割合)により比較すると、本市では、男性・女性ともに、「拡張期血圧」・「収縮期血圧」・「HbA1c」の有所見者が多くなっています。【図表 27】

【図表 27】 特定健康診査の結果における有所見者の標準化比(令和4年度)



出典：KDBシステム「健診有所見者状況(男女別・年代別)」より分析

【図表 28】 有所見の基準(保健指導判定値)

検査項目	有所見の基準
BMI	25以上
腹囲	男性 85cm以上、女性 90cm以上
中性脂肪	150mg/dl 以上
HDLコレステロール	40mg/dl 未満
HbA1c (NGSP 値)	5.6%以上
収縮期血圧	130mmHg 以上
拡張期血圧	85mmHg 以上

出典：厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」

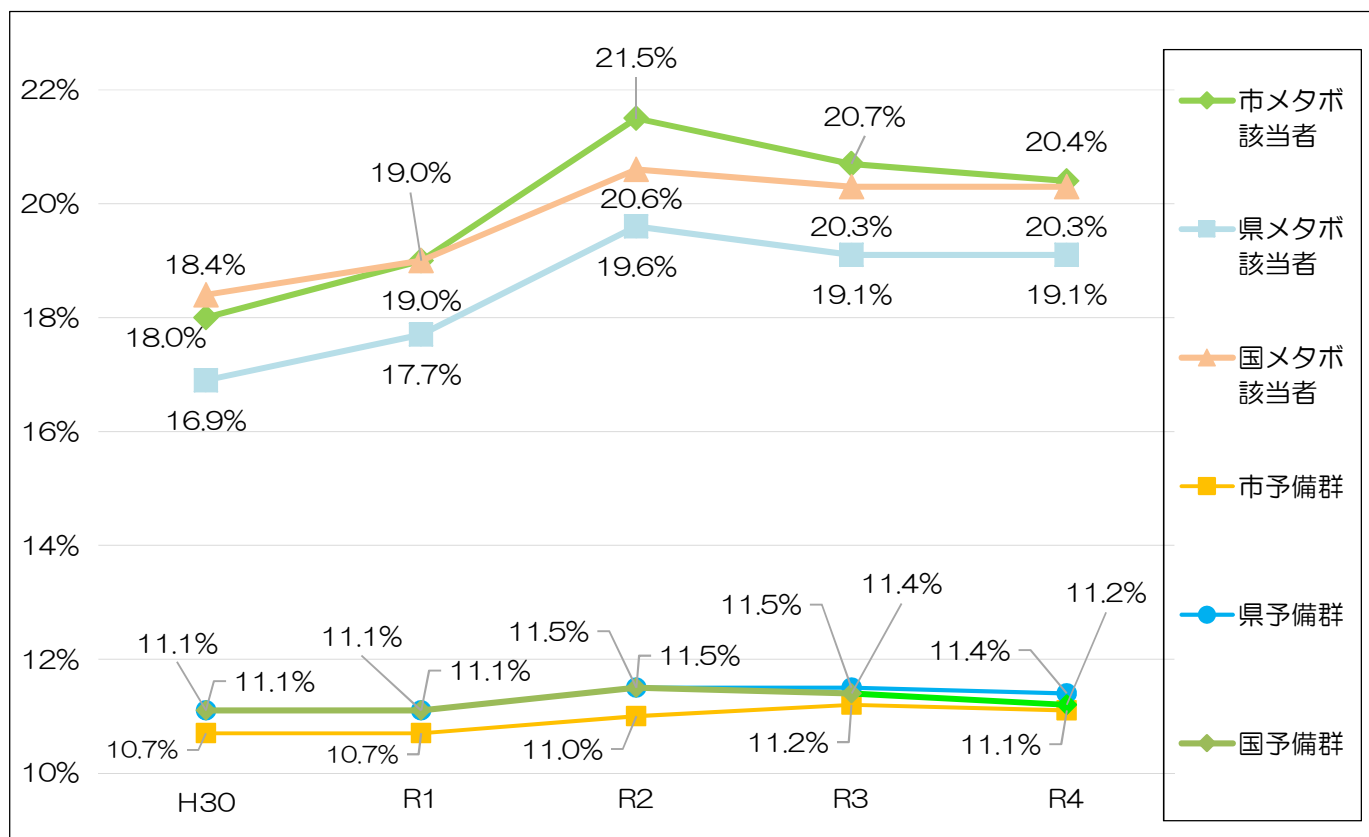
### (3) メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況

平成 30 年度における特定健康診査受診者に占めるメタボリックシンドローム※5 に該当する方の割合は 18.0%で、全国の 18.4%と比較し 0.4 ポイント下回っていました。また、メタボリックシンドローム予備群の割合は 10.7%で、神奈川県・全国の 11.1%と比較し 0.4 ポイント下回っていました。

令和 4 年度においては、市のメタボリックシンドローム該当者の割合は、20.4%で、神奈川県の 19.1%、全国の 20.3%と比較して高くなっています。メタボリックシンドローム予備群の割合は、神奈川県・全国と比較して若干低くなっています。いずれも男性の方が対象割合が多くなっています。【図表 29】

また、メタボリックシンドローム該当者・予備群ともに「高血圧症」を有している方が多く、「血糖」・「血圧」・「脂質」の 3 因子全てに該当するメタボリックシンドローム該当者は、健診受診者の 6.4%を占めています。【図表 30-1、30-2】

【図表 29】メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合



#### ※5 【メタボリックシンドローム】

腹囲が男性 85cm 以上(女性 90cm 以上)であり、「血糖」・「血圧」・「脂質」のリスクがいずれか 1 つの項目に該当する場合は「メタボリックシンドローム予備群」、2 つ以上の項目に該当する場合は「メタボリックシンドローム」とされる。

＜項目＞

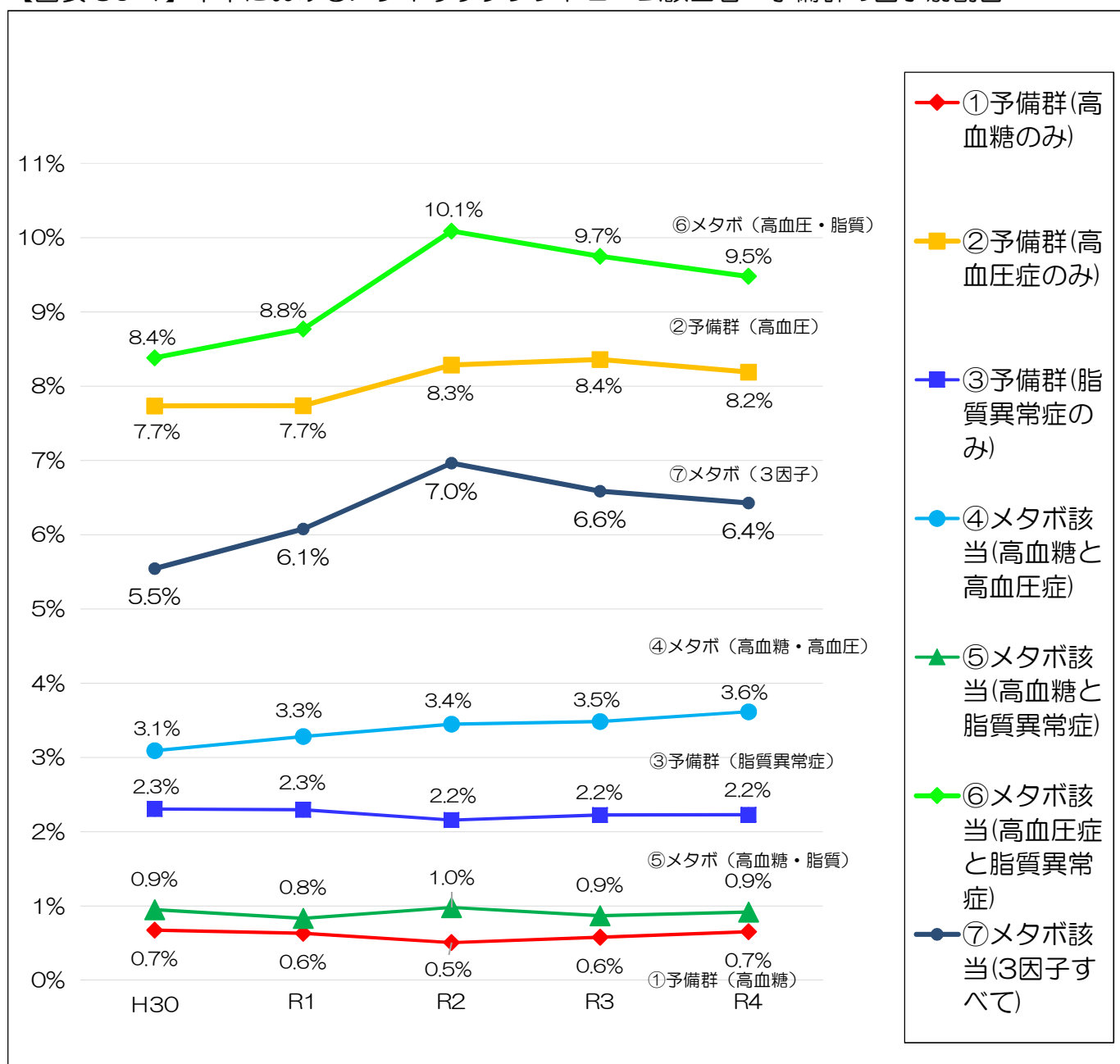
- ①血糖:空腹時血糖 110 mg/dl 以上(HbA1c6.0%以上に相当)
  - ②脂質:中性脂肪 150 mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40 mg/dl 未満
  - ③血圧:収縮期血圧 130 mm Hg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上
- ※血糖、脂質、血圧で薬の服用がある場合は、それぞれの項目に含める。

(参考：男女別内訳(令和4年度))

	本市	神奈川県	全国
メタボリックシンドローム該当	20.4%	19.1%	20.3%
男性	33.5%	31.4%	32.0%
女性	10.4%	9.8%	11.0%
メタボリックシンドローム予備群	11.1%	11.4%	11.2%
男性	18.0%	18.8%	17.9%
女性	5.7%	5.8%	5.9%

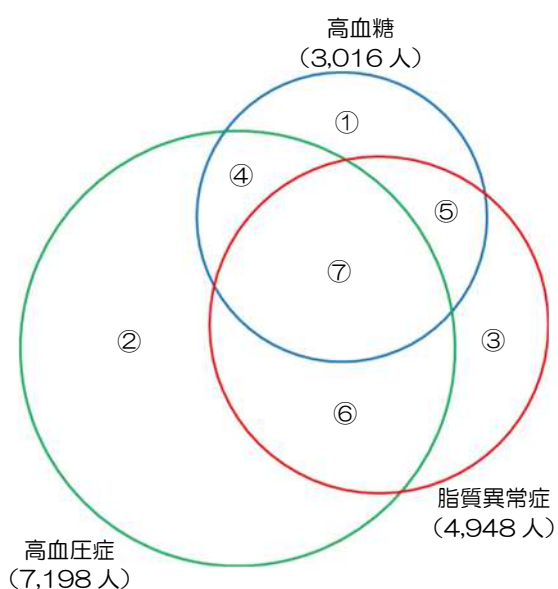
出典：KDBシステム「地域の全体像の把握」

【図表 30-1】本市におけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の因子別割合



出典：KDBシステム「地域の全体像の把握」

【図表 30-2】令和4年度メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況



予備群	人数	受診者に占める割合
①高血糖のみ	170人	0.7%
②高血圧症のみ	2,130人	8.2%
③脂質異常症のみ	579人	2.2%
合計	2,879人	11.1%

該当者	人数	受診者に占める割合
④高血糖と高血圧症	938人	3.6%
⑤高血糖と脂質異常症	239人	0.9%
⑥高血圧症と脂質異常症	2,461人	9.5%
⑦3因子すべて	1,669人	6.4%
合計	5,307人	20.4%

出典：KDBシステム「メタボリックシンドローム該当者・予備群」

【図表 30-3】内臓脂肪症候群該当者の減少率

年度	H30	R1	R2	R3	R4
減少率	19.9%	17.5%	15.1%	18.7%	19.1%

出典：法定報告



### 3 特定健康診査の受診率向上に向けた取組の状況

#### (1) 休日会場健診の実施

本市では、休日に市の施設において、特定健康診査とがん集団検診を同時に受診ができる「休日会場健診」を実施しています(平成26年度から実施)。

令和4年度における休日会場健診の受診者は1,084人となっており、40～50代の受診割合は約3割となっています。【図表31、32】

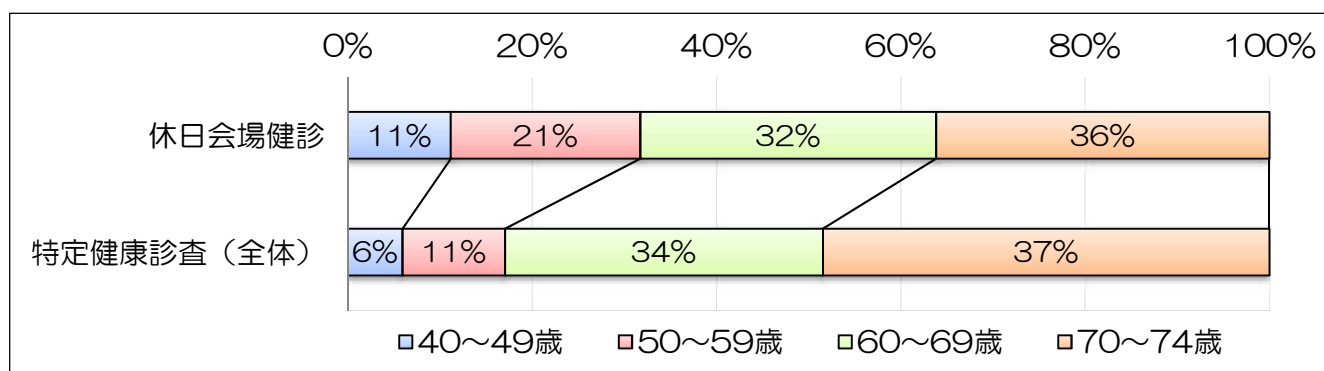
【図表31】 休日会場健診の実施状況

	H30	R1	R2	R3	R4
受診者数	892人	993人	654人	585人	1,084人
実施回数	年12回	年12回	年9回	年7回	年15回
1回あたり受診者数	74人	82人	72人	83人	72人

※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小。また、令和3年度は年8回の実施予定であったが、衆議院議員総選挙のため、1回中止したものの

出典：本市調べ

【図表32】 年代別受診割合の比較(令和4年度)



出典：本市調べ

## (2) 効果的な受診勧奨の実施

本市では、特定健康診査の未受診の状況に応じて、はがきや電話に加え、SMS(ショートメッセージサービス)による受診勧奨を行っています。

受診勧奨をより効果的に行うため、令和3年度から、AIによる分析、ナッジ理論<sup>※6</sup>を用いて対象者を7タイプに分類し、タイプ別に異なる内容のはがきの送付を開始しました。

令和4年度におけるはがきによる受診勧奨後の対象者の受診率は19.1%、電話による受診勧奨後の対象者の受診率は21.6%、SMSによる受診勧奨後の対象者の受診率は8.0%となっています。【図表33】

平成30年度から令和3年度までの4年間において、特定健康診査の対象だった被保険者の受診回数を分析すると、毎年継続して受診している被保険者が約1割となっており、1回も受診したことがない被保険者は約6割となっています。【図表34】

医療費については、男女別のグラフからも受診回数が多いほど、1人当たり医療費は下がっており、特に男性の方がその傾向が顕著です。【図表35】

また、特定健康診査未受診者の1人当たり医療費は、令和3年度で719,920円ですが、受診回数が増えるごとに医療費は下がり、4回受診では368,974円と、未受診者のほぼ半分となっています。【図表36】

【図表33】 受診勧奨後受診率の状況(令和4年度)

勧奨方法	対象者		対象者数	受診者数	受診率
はがき	当該年度に未受診の40～74歳の被保険者	休日会場健診の会場付近のまばら受診者	5,677件	3,309件	58.3%
		特定健康診査の対象者(法定報告対象外を除く。)	80,000件	13,051件	16.3%
電話	過去5年間未受診の40～74歳の被保険者		9,776件	2,113件	21.6%
SMS	過去5年間未受診の40～74歳の被保険者		16,912件	1,347件	8.0%

出典：本市調べ

### ※6 【ナッジ理論】

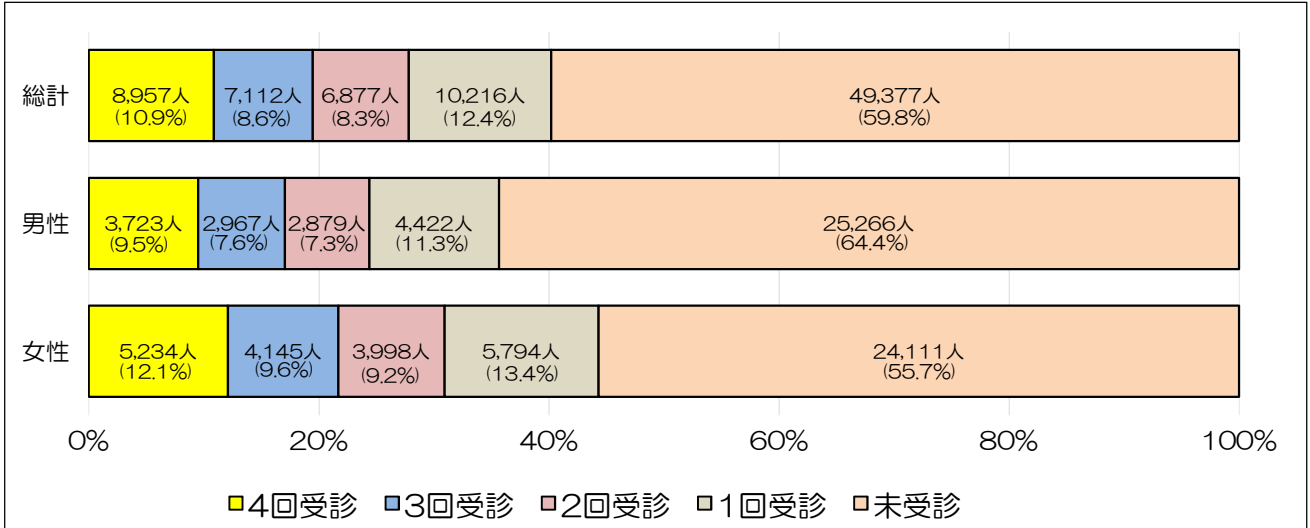
ナッジ(nudge)「そっと後押しする」という意味の英語。ナッジ理論は、「人の行動は不合理だ」という前提のもとに人間の行動を心理学、経済学の側面から研究する「行動経済学」の教授によって発表。

選択の余地を残しながらもより良い方向に誘導する、または最適な選択ができない人だけをより良い方向に導く、この導きがナッジ(nudge)という。

引用：厚生労働省発行「受診率向上施策ハンドブック 明日から使えるナッジ理論」

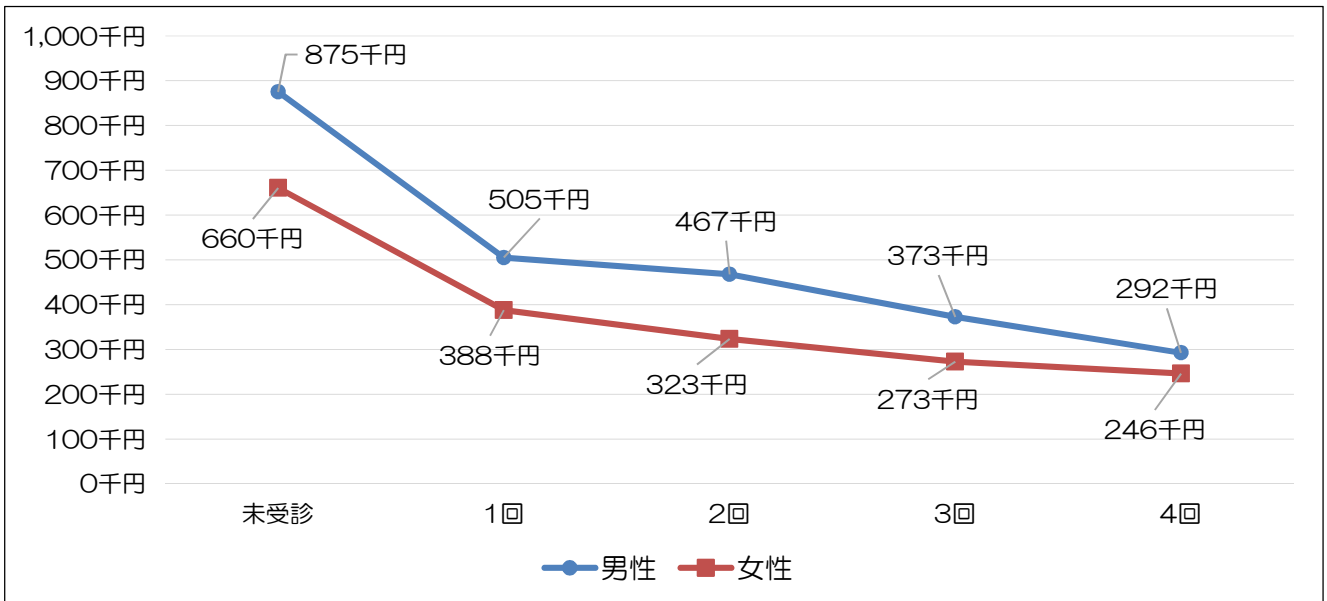
【図表 34】 特定健康診査の受診回数別人数と割合(平成 30 年度～令和 3 年度)

(対象者数：82,539 人(内訳：男性：39,257 人、女性 43,282 人))



出典：神奈川県国民健康保険団体連合会提供「特定健診受診回数別 1 人当たり医療費状況」

【図表 35】 特定健康診査の受診回数別の生活習慣病保有者 1 人当たり医療費(男女別)(令和 3 年度)



出典：神奈川県国民健康保険団体連合会提供「特定健診受診回数別 1 人当たり医療費状況」

【図表 36】過去4年間の特定健康診査の受診回数別の医療費状況

～医療受診者1人当たり医療費及び生活習慣病保有者1人当たり医療費～

検診受診回数	性別	該当者数 (人)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			医療受診者1人 当たり医療費 (円)	1生活習慣病保有者 当たり医療費 (円)	医療受診者1人 当たり医療費 (円)	1生活習慣病保有者 当たり医療費 (円)	医療受診者1人 当たり医療費 (円)	1生活習慣病保有者 当たり医療費 (円)	医療受診者1人 当たり医療費 (円)	1生活習慣病保有者 当たり医療費 (円)
未受診	男性	25,266	610,194	716,891	659,717	740,293	744,204	818,253	804,917	874,823
	女性	24,111	502,319	548,669	546,314	585,342	598,035	626,455	640,308	660,476
	合計	49,377	553,954	634,864	600,591	665,149	668,582	725,363	719,920	771,115
1回受診	男性	4,422	357,214	371,415	438,473	438,177	472,599	461,915	528,989	505,157
	女性	5,794	321,607	310,830	371,001	334,628	407,918	377,459	436,948	387,697
	合計	10,216	336,309	338,558	399,083	381,969	434,916	416,042	475,510	441,299
2回受診	男性	2,879	336,893	332,886	383,301	358,737	483,976	414,754	531,817	467,423
	女性	3,998	300,517	273,173	335,113	297,421	363,078	309,304	399,365	323,433
	合計	6,877	315,180	229,457	354,578	324,467	412,497	355,882	453,067	385,611
3回受診	男性	2,967	334,992	282,617	364,141	298,001	397,966	327,135	448,700	372,532
	女性	4,145	297,443	231,438	323,626	244,217	337,231	247,021	365,323	272,738
	合計	7,112	312,687	253,468	340,182	267,365	362,102	281,821	399,476	315,577
4回受診	男性	3,723	314,921	267,411	333,155	282,034	346,335	276,111	390,901	292,301
	女性	5,234	311,402	227,490	323,354	225,652	326,865	230,436	353,892	245,948
	合計	8,957	312,836	244,369	327,358	249,535	334,810	249,974	368,974	265,534

○集計条件：平成30年度から令和3年度までの4年間、継続して特定検診対象となっている国保加入者

○生活習慣病：糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化症、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞

出典：神奈川県国民健康保険団体連合会提供「特定健診受診回数別1人当たり医療費状況」

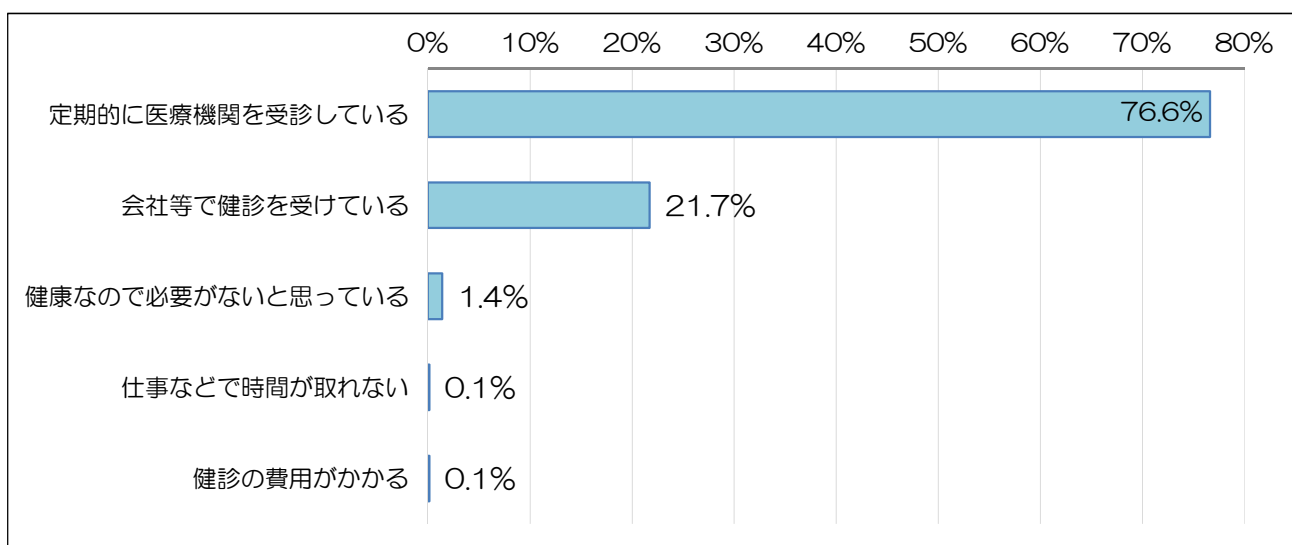
### (3) 普及啓発の実施

本市では、特定健康診査とがん検診の複合受診券の発行や市広報紙・ホームページ、また、神奈川県国民健康保険団体連合会作成の啓発グッズ(ポケットティッシュ)の配布、九都県市首脳会議作成の動画などを活用し、普及啓発を実施しました。

過去5年間特定健康診査を受診していない40～74歳の被保険者に電話勧奨を実施した際に未受診の理由をアンケート調査したところ、「定期的に医療機関を受診している」が最も多くなっています。【図表37】

また、市医師会の協力を得て、令和5年度からは、かかりつけ医からの受診勧奨チラシの配布の取組を実施しています。

【図表37】 特定健康診査の未受診理由(令和4年度 回答者数723人)



出典：本市調べ

#### (4) 特定健康診査の健診項目の拡充

本市では、国が定める「基本的な健診の項目」※7・「詳細な健診の項目」※8に加え、「血清クレアチニン検査(eGFRによる腎機能の評価も含む。)」及び「尿潜血検査」を実施しています。

また、市医師会と連携し、平成30年度からは「空腹時血糖とHbA1cの同時測定」及び「血清尿酸検査」を実施しています。

健診項目を拡充したことにより、血糖値の総合的な把握が容易になり、糖尿病性腎症重病化予防や高尿酸血症対象者の把握が可能となりました。

【図表 38】生活習慣病レセプトと特定健康診査実施項目

生活習慣病 ※注1	主に関連する 健診実施項目	レセプト件数 【R1】	レセプト件数 【R2】	レセプト件数 【R3】	レセプト件数 【R4】	伸び率 ※注2 (R1とR4の比較)
糖尿病	血糖/HbA1c、尿蛋白、クレアチニン、眼底	80,110件	78,512件	82,506件	80,056件	-0.1%
高血圧症	血圧、眼底	115,406件	108,502件	106,876件	100,749件	-12.7%
脂質異常症	中性脂肪、HDL、LDL、眼底	82,038件	74,736件	77,980件	70,308件	-14.3%
高尿酸血症	血清尿酸：H30に本市検査項目に追加	2,693件	2,508件	2,931件	2,203件	-18.2%
脂肪肝	GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP	1,838件	1,800件	2,092件	1,917件	4.3%
動脈硬化症	中性脂肪、HDL、LDL、眼底	1,698件	1,430件	1,424件	1,332件	-21.6%
脳梗塞	中性脂肪、HDL、LDL	7,230件	6,786件	6,583件	6,353件	-12.1%
狭心症	中性脂肪、HDL、LDL、心電図	8,800件	7,854件	7,531件	7,110件	-19.2%
心筋梗塞	中性脂肪、HDL、LDL、心電図	487件	440件	483件	477件	-2.1%

※注1 KDBで生活習慣病として集計されているうち、がん、筋・骨格、脳出血、精神、その他を除く

※注2 被保険者数(R1)157,523人(R3)144,367人：減少率 ▲8.4%

出典：KDBシステム「医療費分析(細小分類)」

#### ※7 【基本的な健診の項目】

質問項目、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)、理学的所見(身体診察)、血圧測定、脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール)、肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP( $\gamma$ -GTP))、血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c検査、やむを得ない場合には随時血糖)、尿検査(血糖、尿蛋白)

#### ※8 【詳細な健診の項目】

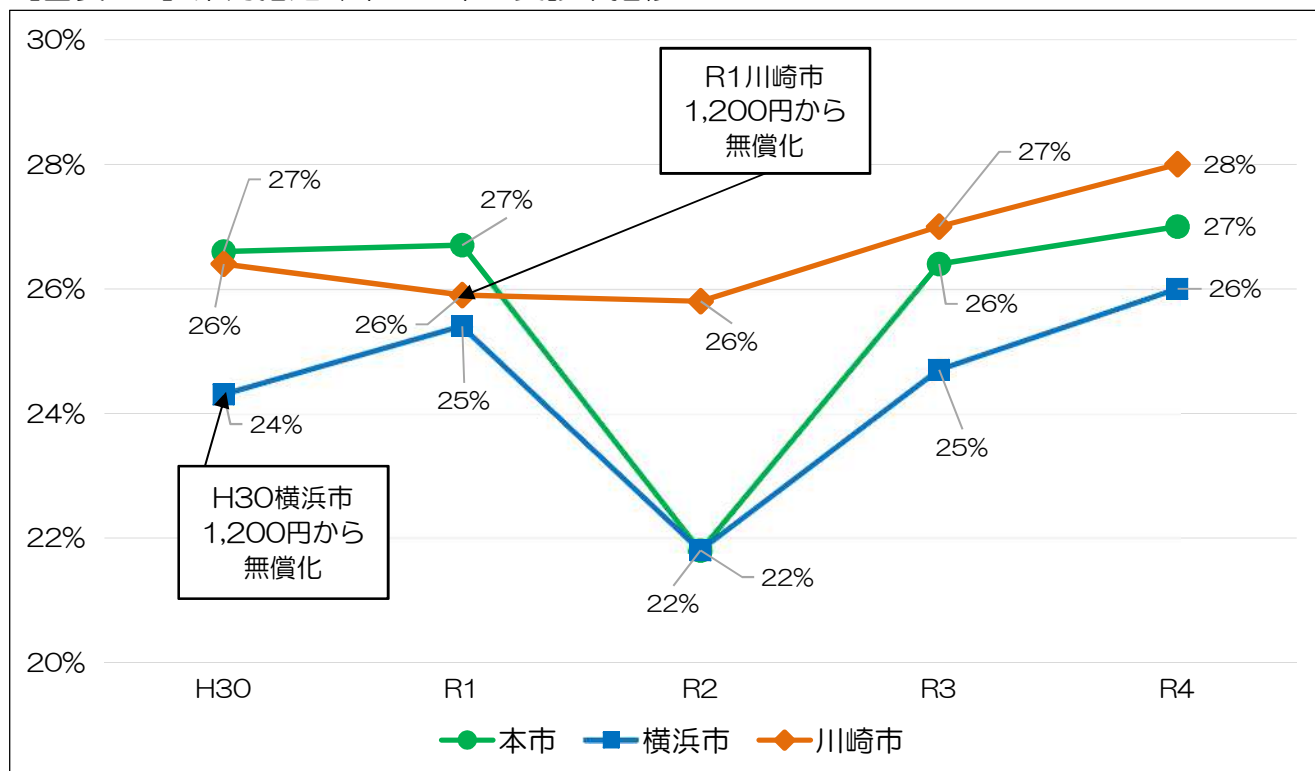
心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値)、血清クレアチニン検査(平成30年度から追加)のうち、一定の基準の下、医師が必要と判断した場合に選択的に実施。

### (5) 自己負担の在り方の検討

県内他市の状況を確認し、本市の受益者負担の原則を基本としながら、自己負担の在り方について検討しました。

令和4年度、特定健康診査の自己負担額を無償としている県内指定都市の受診率を本市と比較すると、無償化の効果は大都市においては反映しにくいと考えられます。  
(本市の自己負担額 1,000円)

【図表 39】 県内指定都市と当市の受診率推移



出典：本市調べ

### (6) インセンティブの提供

他市での事例では、直接受診者に記念品・ポイント等を付与するタイプと、抽選で記念品等を贈呈するタイプの2種類が主に実施されています。

他市での事例を踏まえながら、効果的な事業について検討します。

## 4 特定保健指導の実施状況の分析

### (1) 特定保健指導実施率の状況

令和4年度における被保険者の特定保健指導<sup>※9</sup>終了者(初回面接から6ヶ月後の最終評価まで終了した方)数は504人で、実施率は16.5%となっています。【図表40】

また、男女別・年代別の実施率では、40～50歳代男性の実施率が特に低くなっています。【図表42】

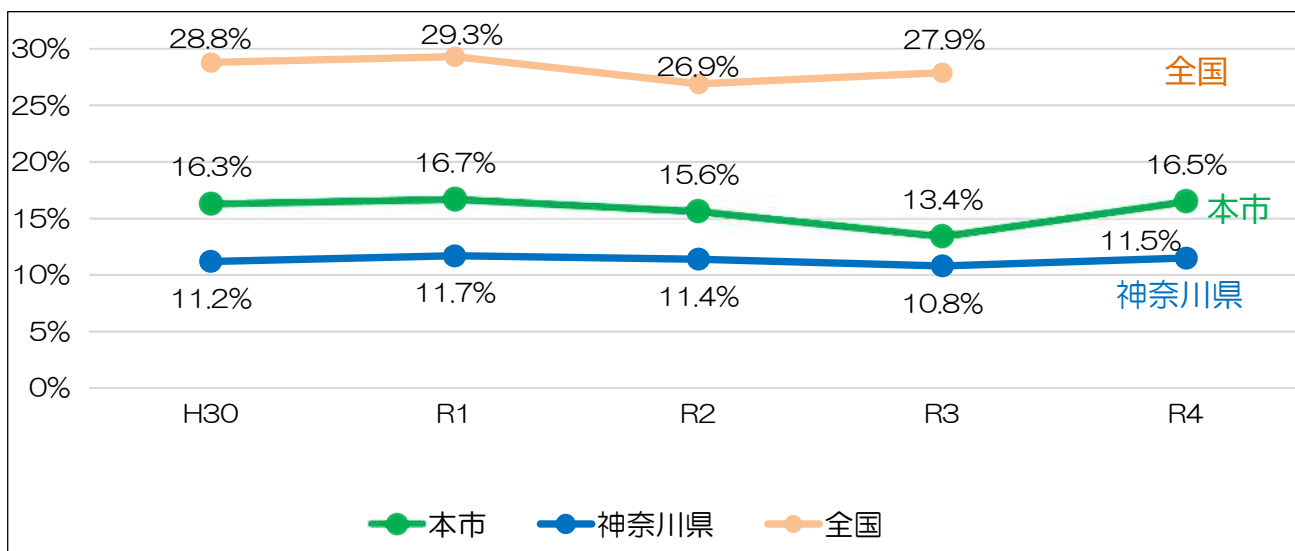
【図表40】特定保健指導の実施状況

	H30	R1	R2	R3	R4
対象者数	3,384人	3,235人	2,640人	3,219人	3,058人
動機付け支援 <sup>注1</sup>	2,600人	2,515人	2,052人	2,465人	2,374人
積極的支援 <sup>注2</sup>	784人	720人	588人	754人	684人
終了者数	553人	540人	413人	431人	504人
動機付け支援	521人	492人	380人	389人	452人
積極的支援	32人	48人	33人	42人	52人
実施率	16.3%	16.7%	15.6%	13.4%	16.5%

注1及び注2 特定保健指導における「動機付け支援」と「積極的支援」についての説明は73頁を参照

出典：法定報告

【図表41】特定保健指導の実施率(特定保健指導の実施状況)



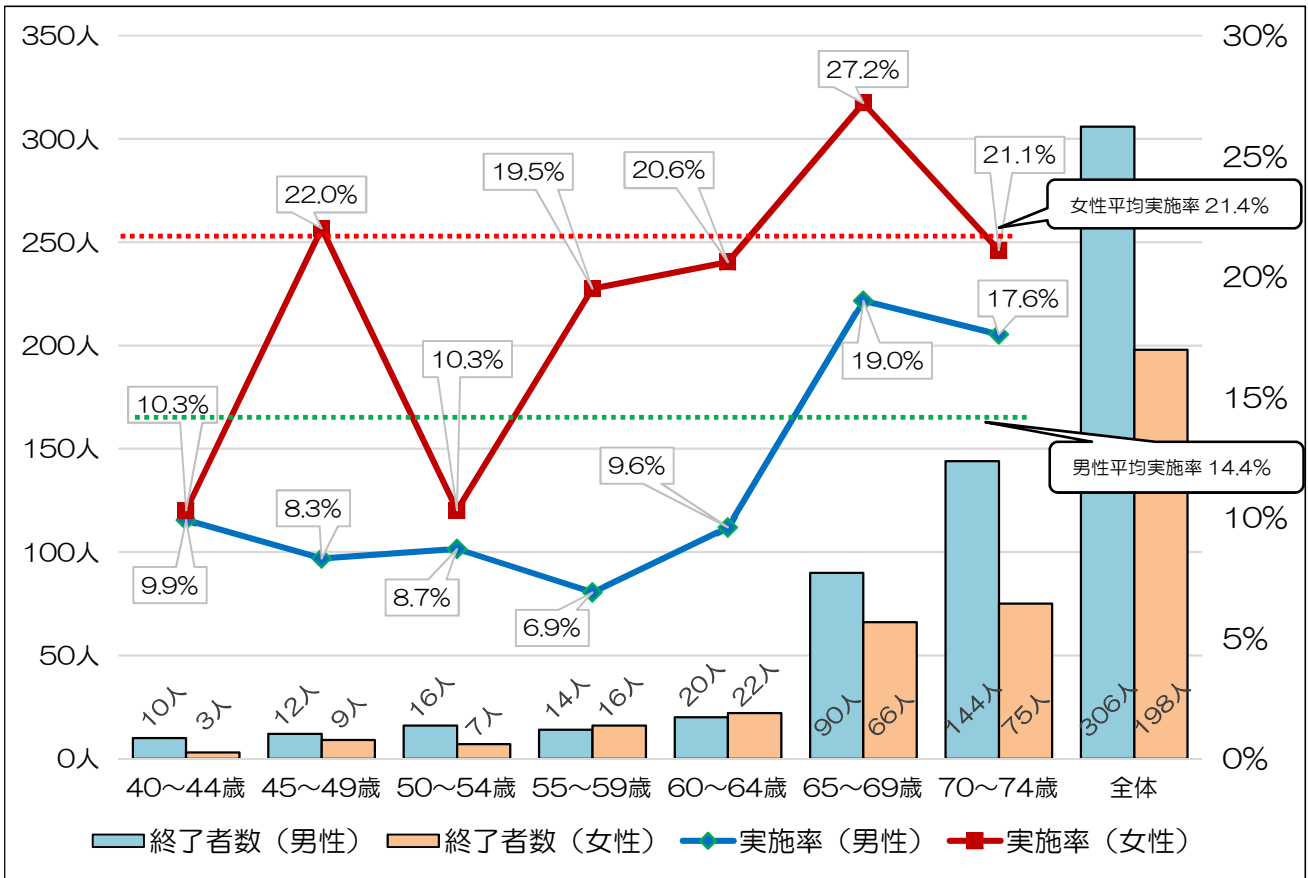
出典：神奈川県医療保険課資料

#### ※9 【特定保健指導】

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、医師や保健師、管理栄養士等が対象者一人ひとりの身体の状況に合わせた生活習慣を見直すためにサポートをすること。リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。(よりリスクが高い方が積極的支援となる。)



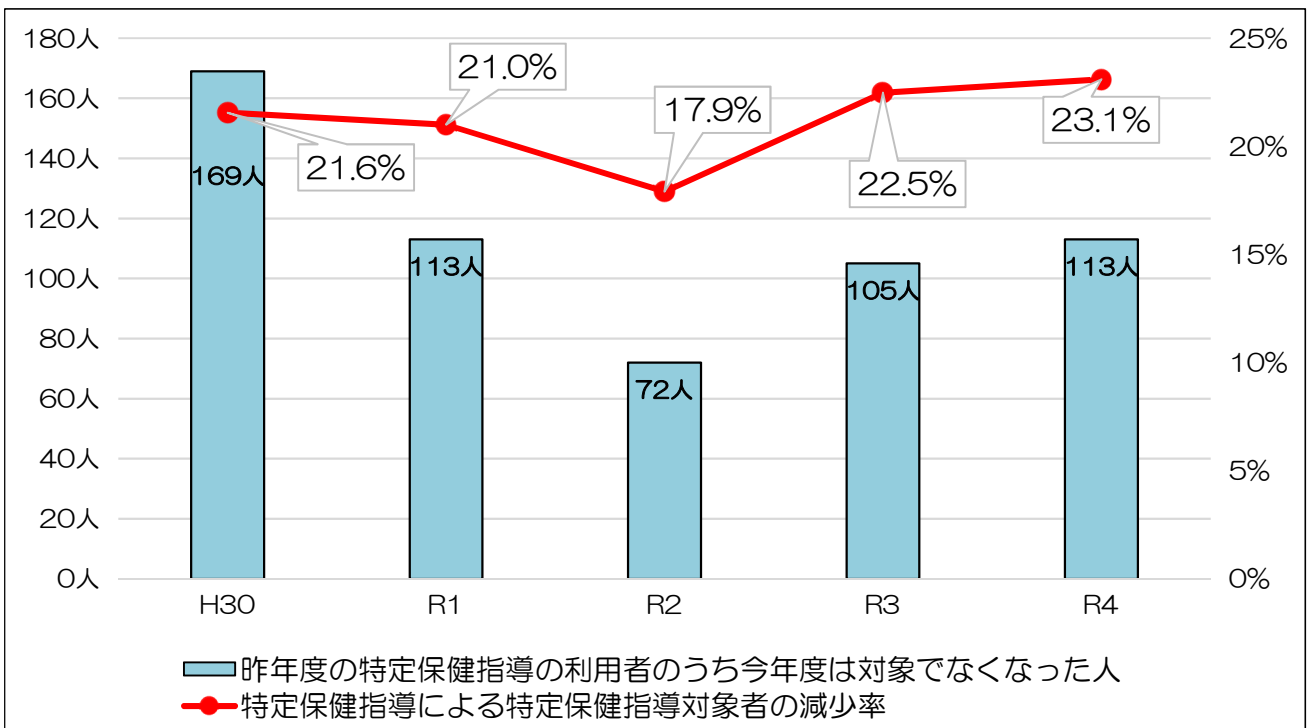
【図表 42】 特定保健指導の実施率(男女別・年代別) (令和4年度)



出典：法定報告

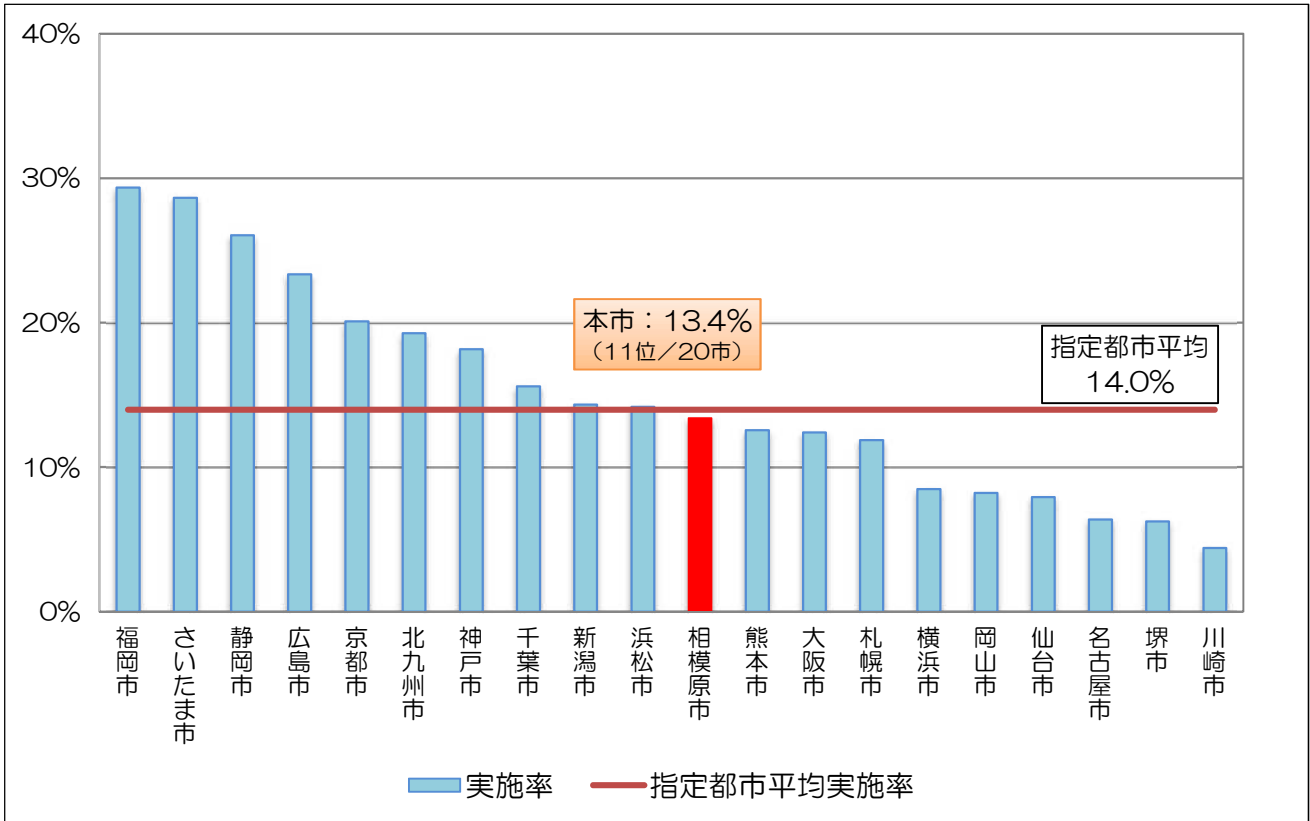
【図表 43】 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率

(分子：昨年度の特定保健指導の利用した方のうち今年度は対象でなくなった方  
 /分母：昨年度の特定保健指導をした方)



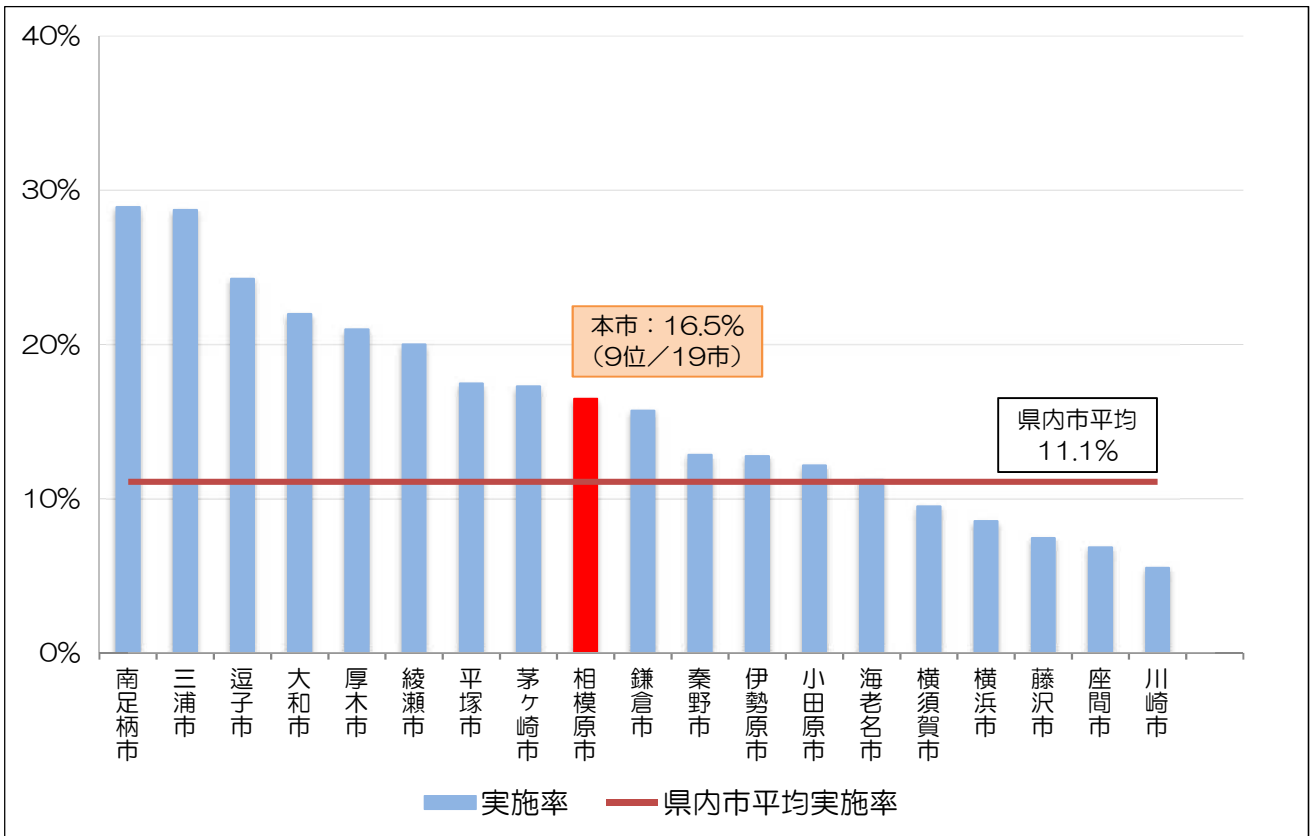
出典：法定報告

【図表 44】 指定都市の特定保健指導実施率(令和3年度)



出典：本市調べ

【図表 45】 県内市の特定保健指導実施率(令和4年度)



出典：本市調べ

## 5 特定保健指導の実施率向上に向けた取組の状況

### (1) 効果的な利用勧奨の実施

本市では、特定保健指導の対象者全員に利用勧奨通知を送付し、申込票の返送等により利用意向の確認をしており、未返送者については再勧奨通知を送付しています。

令和4年度における申込票の返送率(再勧奨通知分を含みます。)は、50.3%となっており、特に40歳代の返送率が低くなっています。【図表46】

このため、通知返送率の向上を図るため、利用申込方法に「二次元バーコード(令和3年度から)」、「LoGoフォーム(令和4年度から)」をそれぞれ追加をしました。

【図表46】年代別利用勧奨通知返送率(令和4年度)

利用勧奨通知対象者数	返送者数	返送率	年代別返送率			
			40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～74歳
3,489人	1,755人	50.3%	30.7%	32.2%	50.7%	60.7%

出典：本市調べ

### (2) 休日教室の実施

本市では、40～50歳代の働き世代など、平日に特定保健指導の実施が困難な方を対象に、土曜日及び日曜日に特定保健指導を実施(以下「休日教室」といいます。)しています。平成25年度途中から日曜日の実施を始め、令和2年度からは、より参加しやすくするために土曜日の開催も始めました。

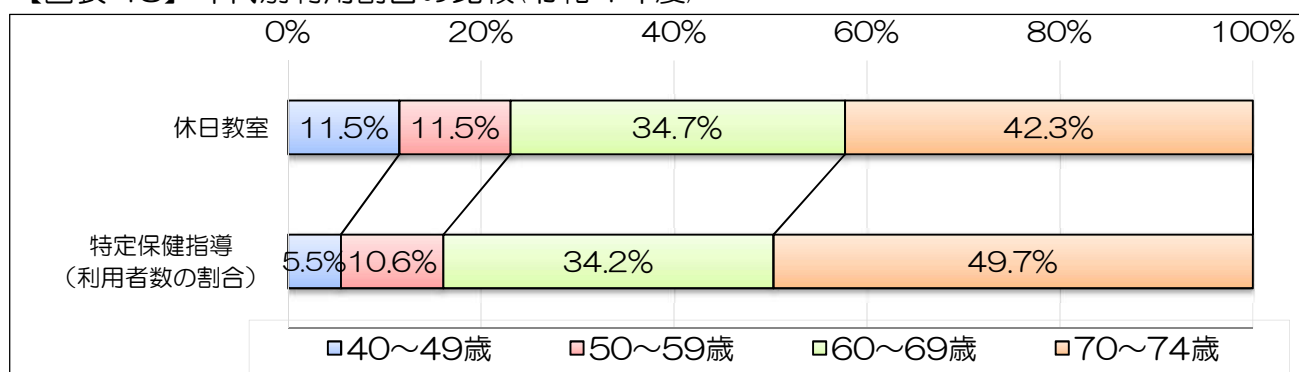
令和4年度における休日教室の参加者数は52人となっており、40～50歳代の利用割合は約2割となっています。【図表47、48】

【図表47】年代別休日教室の参加者数

	H30	R1	R2	R3	R4
40～49歳	10人	8人	3人	3人	6人
50～59歳	17人	9人	9人	8人	6人
60～69歳	43人	31人	10人	21人	18人
70～74歳	29人	25人	18人	13人	22人
合計	99人	73人	40人	45人	52人

出典：本市調べ

【図表48】年代別利用割合の比較(令和4年度)



出典：本市調べ

### (3) 特定健康診査当日等の特定保健指導の実施の検討

平成30年4月から厚生労働省「第3期特定健康診査等実施計画」において、初回面接の分割実施が可能になりました。これは、特定健康診査の当日に健診結果が全て揃わない場合でも、腹囲、体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導対象と見込まれる方に対しては、把握できる情報を基に保健師などの専門職が面接を行い、暫定的な行動計画を作成することができます。

全ての特定健康診査の結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に電話等を用いて相談し、行動計画を完成させることで、初回面接となります。

本市では、令和3年度から集団会場において実施をしています。

【図表49】 特定健康診査当日の特定保健指導実施状況

	R3	R4	R5(予定)
実施会場	2か所	8か所	9か所
対象者	20人	81人	—
実施者	11人	61人	—
実施率	55.0%	75.3%	—

出典：本市調べ

【参考】 特定保健指導対象者・終了者・実施率

	R1	R2	R3	R4
対象者	3,235人	2,640人	3,219人	3,058人
終了者	540人	413人	431人	504人
実施率	16.7%	15.6%	13.4%	16.5%

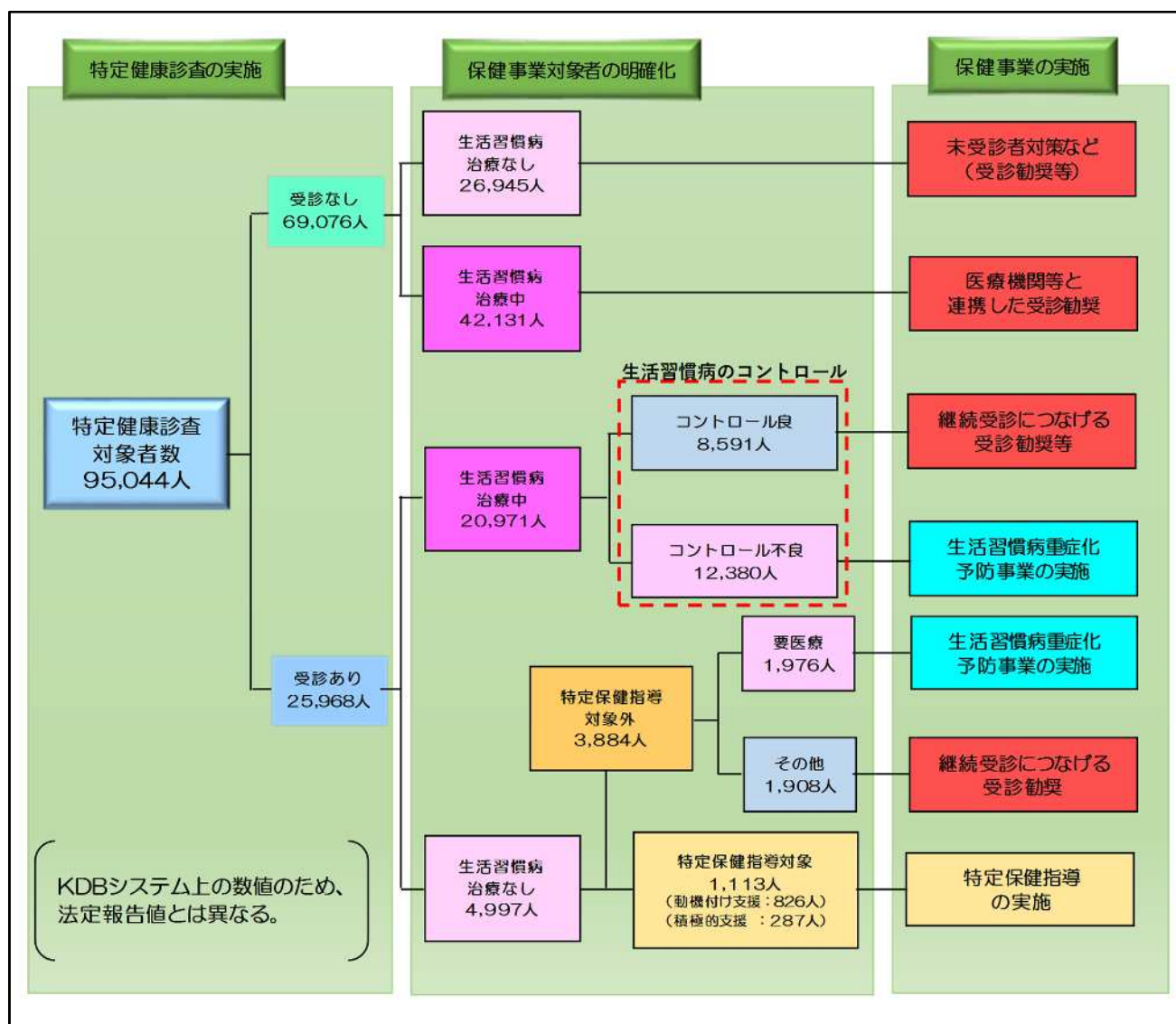
出典：本市調べ

## 6 特定健康診査・特定保健指導の対象者の状況

令和4年度に特定健康診査の対象となっていた被保険者について、特定健康診査の受診状況や医療機関の受診状況等を分析すると、特定健康診査の未受診者のうち、生活習慣病の治療のために医療機関を受診している方は42,131人となっており、特定健康診査の対象者の約4割を占めています。

また、特定健康診査受診者のうち、生活習慣病の治療のために医療機関を受診しているものの、生活習慣病のコントロール不良となっている方は12,380人となっており、さらに、生活習慣病の治療のために医療機関を受診しておらず、特定保健指導の対象外で医療機関の受診が必要と診断されている方は1,976人となっています。【図表50】

【図表50】 特定健康診査・特定保健指導の対象者の状況(令和4年度)



出典：KDB システム「糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導」を基に作成

## 7 その他の保健事業の分析

### (1) 被保険者健康診査の実施状況(対象者：20～30歳代)

令和4年度における被保険者健康診査受診者数は、409人で受診率は1.7%となっており、受診者の3割が「要指導」、1割が「要医療」となっています。【図表51-1】

令和4年度における20代及び30代の細小分類別医療費について、いずれもうつ病と統合失調症が1位又は2位となり、精神系の疾病が他の疾病に比べて非常に多くなっています。

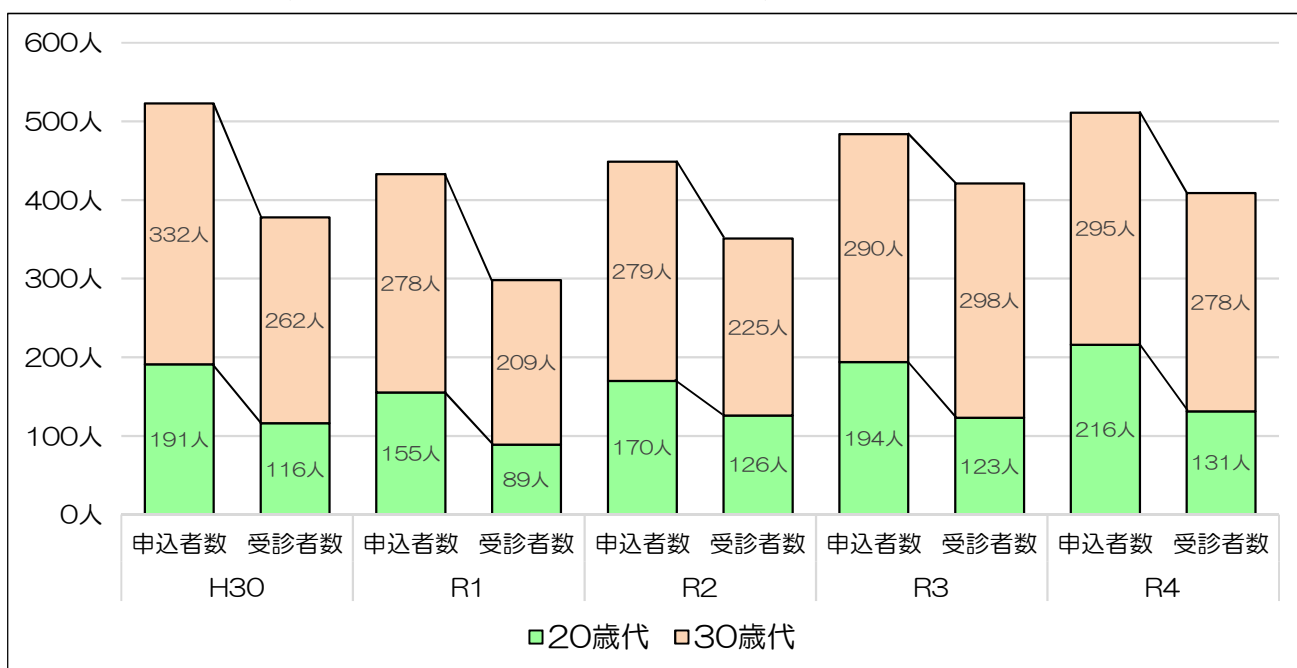
また、糖尿病は、20代で7位、30代で3位となっており、若い世代でも医療費がかかっていることが分かります。【図表52、53】

【図表51-1】被保険者(20～30歳代)健康診査の受診状況

	H30	R1	R2	R3	R4
対象者数	28,372人	26,245人	25,020人	24,211人	24,009人
受診者数	378人	298人	351人	421人	409人
要指導	118人	97人	101人	123人	135人
要医療	52人	42人	41人	54人	56人
異常を認めず	208人	159人	209人	244人	218人
受診率	1.3%	1.1%	1.4%	1.7%	1.7%

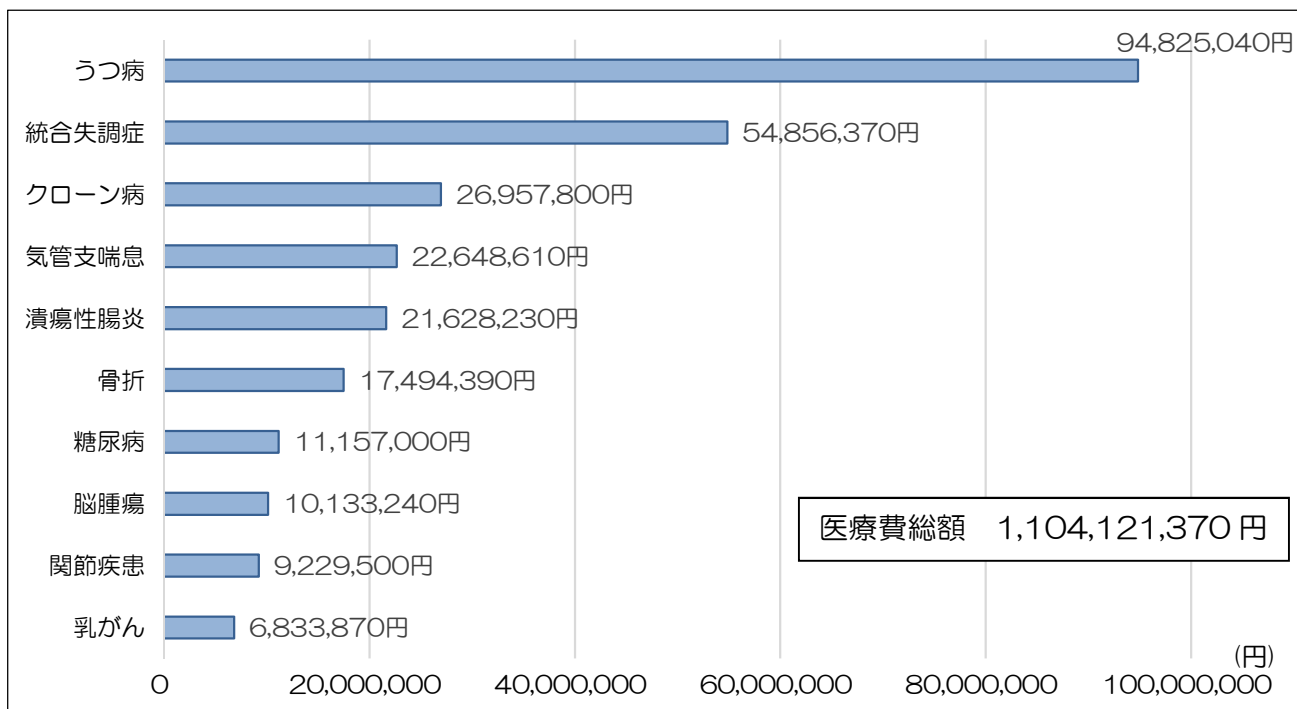
出典：本市調べ

【図表51-2】被保険者(20～30歳代)健康診査の申込者数と受診者数



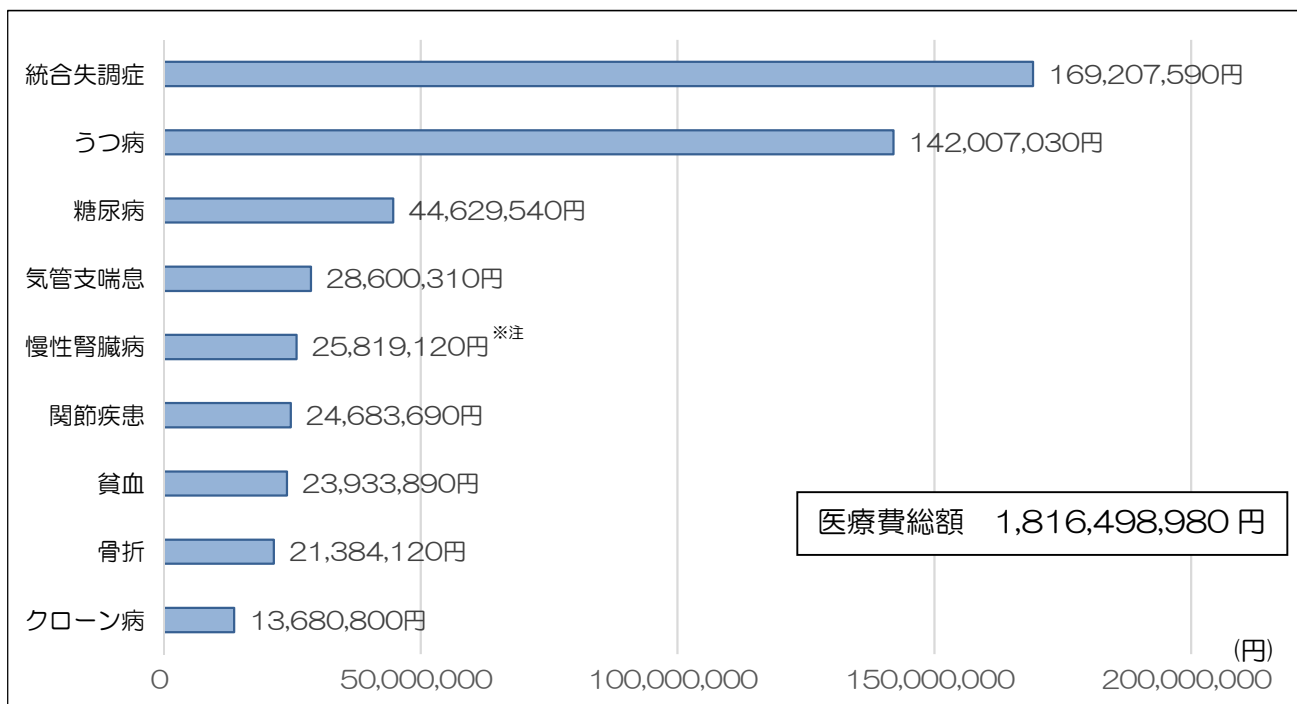
出典：本市調べ

【図表 52】 20～29 歳の細小分類別医療費(上位 10 疾病) (令和 4 年度)



出典：KDB システム「疾病別医療費分析(細小分類)」

【図表 53】 30～39 歳の細小分類別医療費(上位 10 疾病) (令和 4 年度)



※注 「慢性腎臓病(透析あり)」のみを抽出

出典：KDB システム「疾病別医療費分析(細小分類)」

## (2) 被保険者歯科健康診査の実施状況(対象者：30歳代)

令和4年度における被保険者歯科健康診査受診者数は、25人で、受診者の8割が「要精査」となっています。【図表54】

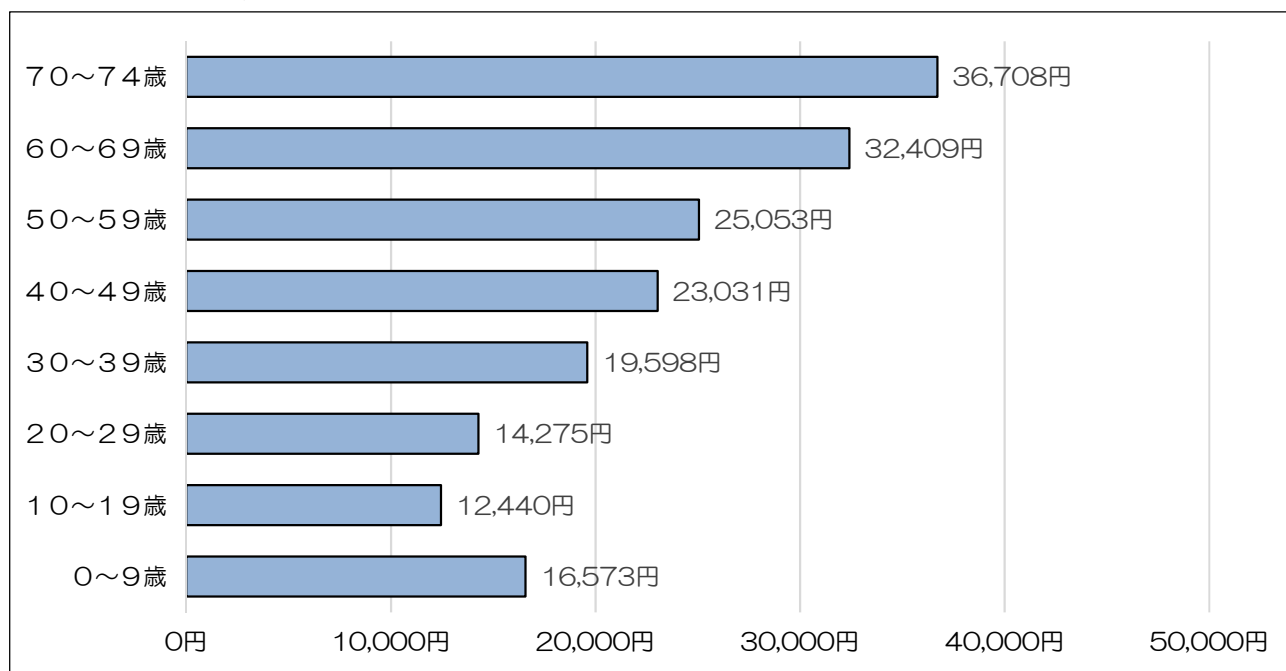
また、令和4年度における被保険者1人当たり医療費(歯科)は、20代から年齢が上がるにつれて増加しています。最大の伸び率は、20代から30代にかけての約37%となっています。【図表55】

【図表54】被保険者歯科健康診査の受診状況(30歳代)

	R2	R3	R4
対象者数	12,643人	12,353人	11,334人
申込者数	156人	196人	181人
受診者数	23人	30人	25人
異常なし	0人	2人	3人
要治療	0人	0人	0人
要指導	4人	6人	2人
要精査	19人	22人	20人
受診率(対申込者)	14.7%	15.3%	13.8%

出典：本市調べ

【図表55】被保険者1人当たり医療費(歯科)(令和4年度)



出典：KDBシステム「医療費の状況(歯科)」



### (3) 人間ドック等助成事業の実施

令和4年度における被保険者の人間ドック助成事業の利用者数は、3,174人で、定員に対する利用率は57.7%となっており、60歳以上の利用者が、全体の約8割を占めています。【図表56、58】

また、脳ドック助成事業の利用者数は、1,015人で、定員に対する利用率は50.8%となっており、60歳以上の利用者が、全体の約9割を占めています。【図表57、58】

【図表56】人間ドック助成事業利用状況

	H30	R1	R2	R3	R4
定員	7,000人	7,000人	7,000人	5,500人	5,500人
利用者数	4,542人	4,068人	3,111人	3,342人	3,174人
利用率	64.9%	58.1%	44.4%	60.8%	57.7%

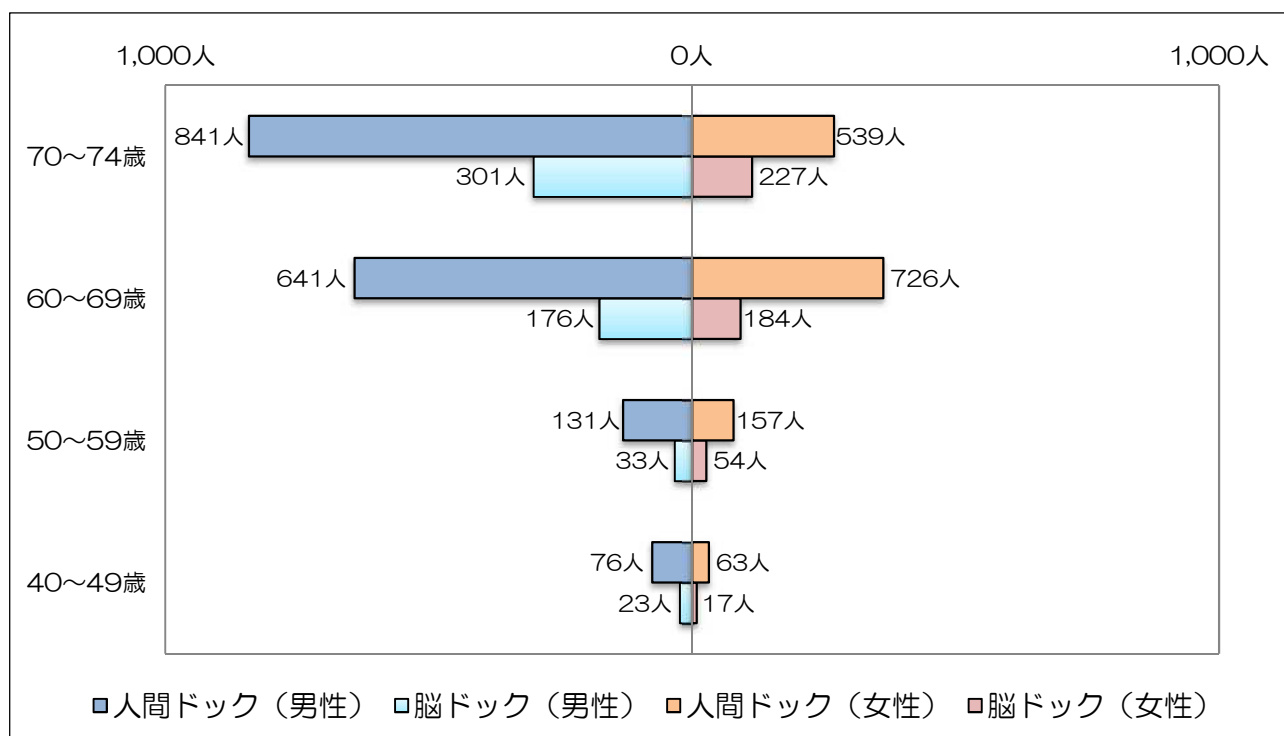
出典：本市調べ

【図表57】脳ドック助成事業利用状況

	H30	R1	R2	R3	R4
定員	2,500人	2,500人	2,500人	2,000人	2,000人
利用者数	1,656人	1,333人	884人	1,167人	1,015人
利用率	66.2%	53.3%	35.4%	58.4%	50.8%

出典：本市調べ

【図表58】年代別の利用状況(令和4年度)



出典：本市調べ

#### (4) 糖尿病性腎症重症化予防事業等の実施

平成 29 年度から市医師会の協力を得て、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しています。受療勧奨通知や保健師等による受療勧奨及び保健指導の実施、また、受診結果やレセプト情報等を活用することにより、健康状態の全体像の把握を行いました。

なお、過去の事業対象者の中に人工透析移行者はいませんでした。

##### 【対象基準】

- ①HbA1c6.5%以上又は空腹時血糖 126 mg/dl 以上であり 2 型糖尿病の疑いがある方
- ②eGFR(ml/min/1.73 m<sup>2</sup>)が 30 以上 60 未満の方
- ③過去 5 年間に於いて糖尿病に関するレセプトがない方

【図表 59】 糖尿病性腎症重症化予防事業実施結果(基準日：各年度の翌年度 9 月末時点)

	対象 <sup>注1</sup>	受診人数 <sup>注2</sup>	保健指導実施人数
令和元年度	25 人	6 人	6 人
令和 2 年度	27 人	7 人	5 人
令和 3 年度	19 人	6 人	2 人
令和 4 年度	22 人	3 人	3 人

注 1 対象者全員に、糖尿病に関する値が平常値より高い旨を記載した受診勧奨の通知を送付

注 2 保健指導を実施せず、受診勧奨通知を受けて受診した方も含む。

出典：本市調べ

令和 3 年度から糖尿病治療中断者等受診勧奨モデル事業を実施しています。県の「かながわ糖尿病未病改善モデル事業」(令和 5 年度から「糖尿病治療中断者・未治療者受診勧奨推進事業」に事業名変更)を受けて実施しているもので、当該年度に特定健康診査や医療機関での受診をしていない対象者に受診等を促すものです。ハイリスク対象者にアプローチすることで、糖尿病の重症化を防ぎ、被保険者の健康増進を図っています。

##### 【対象基準】 特定健康診査対象者のうち以下に該当する方

前年度に特定健康診査及び医療機関未受診であり、過去 3 年間で特定健康診査において糖尿病基準<sup>※10</sup>に該当または糖尿病(性腎症)と判定されたレセプトの有る方

【図表 60】 糖尿病治療中断者等受診勧奨モデル事業実施結果

	対象	受診人数	保健指導実施人数
令和 3 年度	5 人 <sup>注 3</sup>	3 人	0 人
令和 4 年度	472 人	252 人 <sup>注 4</sup>	2 人

注 3 年度途中から試験的に事業参加したため、対象基準を糖尿病基準に該当または糖尿病(性腎症)と判定されたレセプトの有る方で対象者を抽出選定

注 4 レセプト有り(糖尿病に限定せず)と特定健康診査受診者の合計(重複者を除く。)

出典：本市調べ

##### ※10 【糖尿病基準】

糖尿病基準は HbA1c6.5%以上又は空腹時血糖が 126 mg/dl 以上、かつ eGFR(ml/min/1.73 m<sup>2</sup>)が 30 以上 60 未満

## (5) 重複・頻回受診対策事業の実施状況

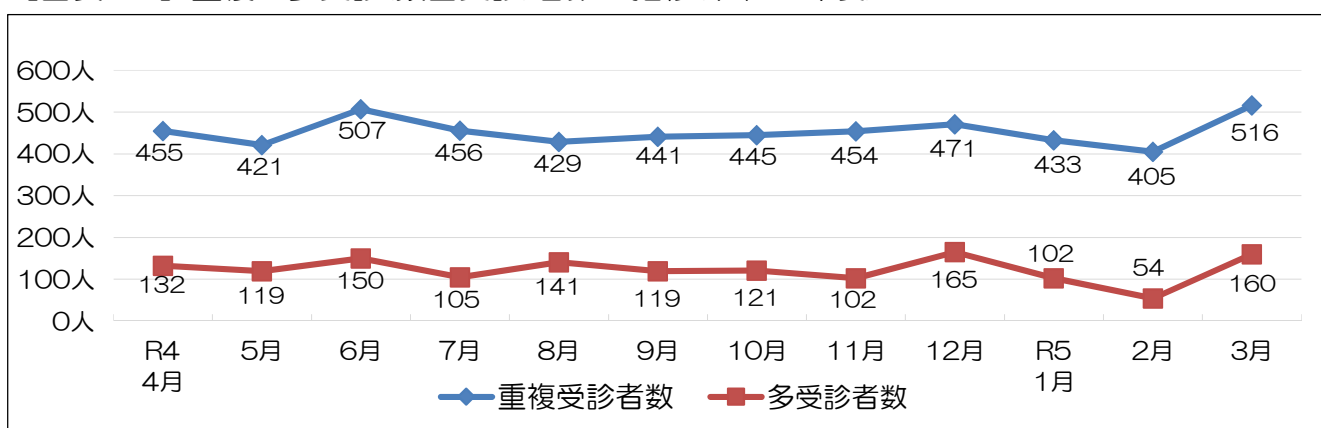
令和4年度における重複受診者<sup>※11</sup>数は453人(年度平均)、多受診(頻回受診)者<sup>※12</sup>数は123人(年度平均)となっています。

また、重複投薬者<sup>※13</sup>数は、3,097人(年度平均)となっており、このうち向精神薬の重複投薬の方が約1割となっています。

また、「重複投薬者における薬効別件数の割合」では、最も多い割合を占めているのは「鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤」であり、次いで「消化性潰瘍用剤」、「解熱鎮痛消炎剤」となっています。【図表63】

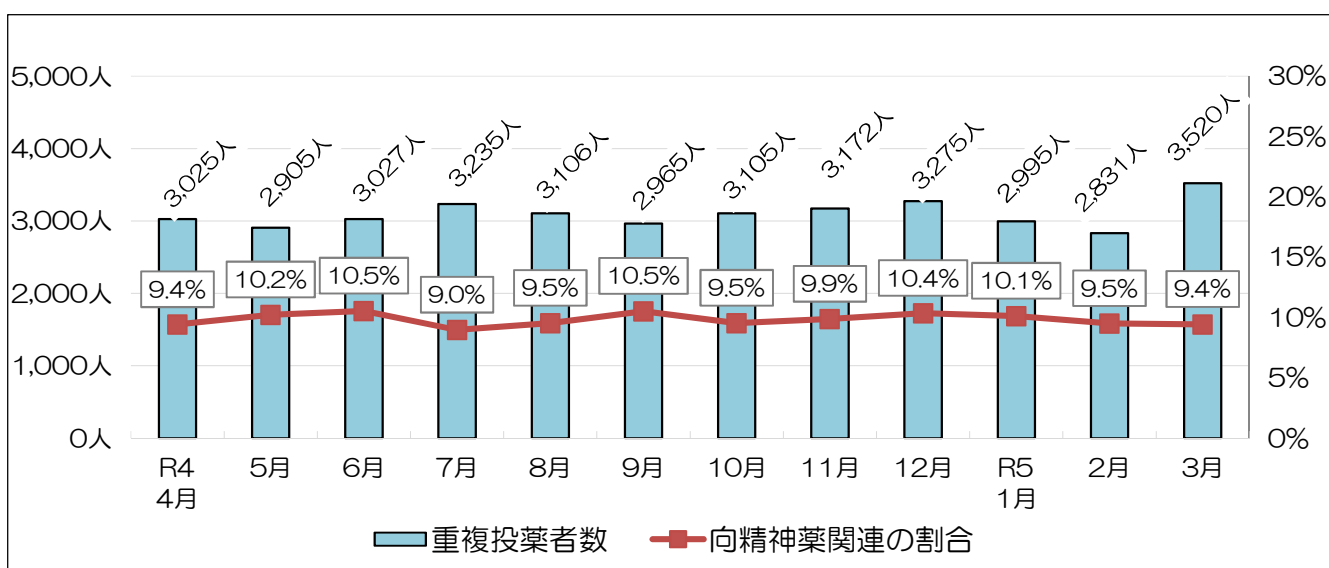
本市では重複服薬等による健康被害の防止や、医療機関の適正受診を図ることを目的として、平成28年度から一定の基準を満たす方に対して文書による注意喚起を行っています。【図表64】

【図表61】 重複・多受診(頻回受診)者数の推移(令和4年度)



出典：神奈川県国民健康保険団体連合会「重複受診・多受診・重複投薬者一覧表」

【図表62】 重複投薬者数等の推移(令和4年度)



出典：神奈川県国民健康保険団体連合会「重複受診・多受診・重複投薬者一覧表」

※11 【重複受診者】

同一月に同一疾患で3医療機関以上に受診している方

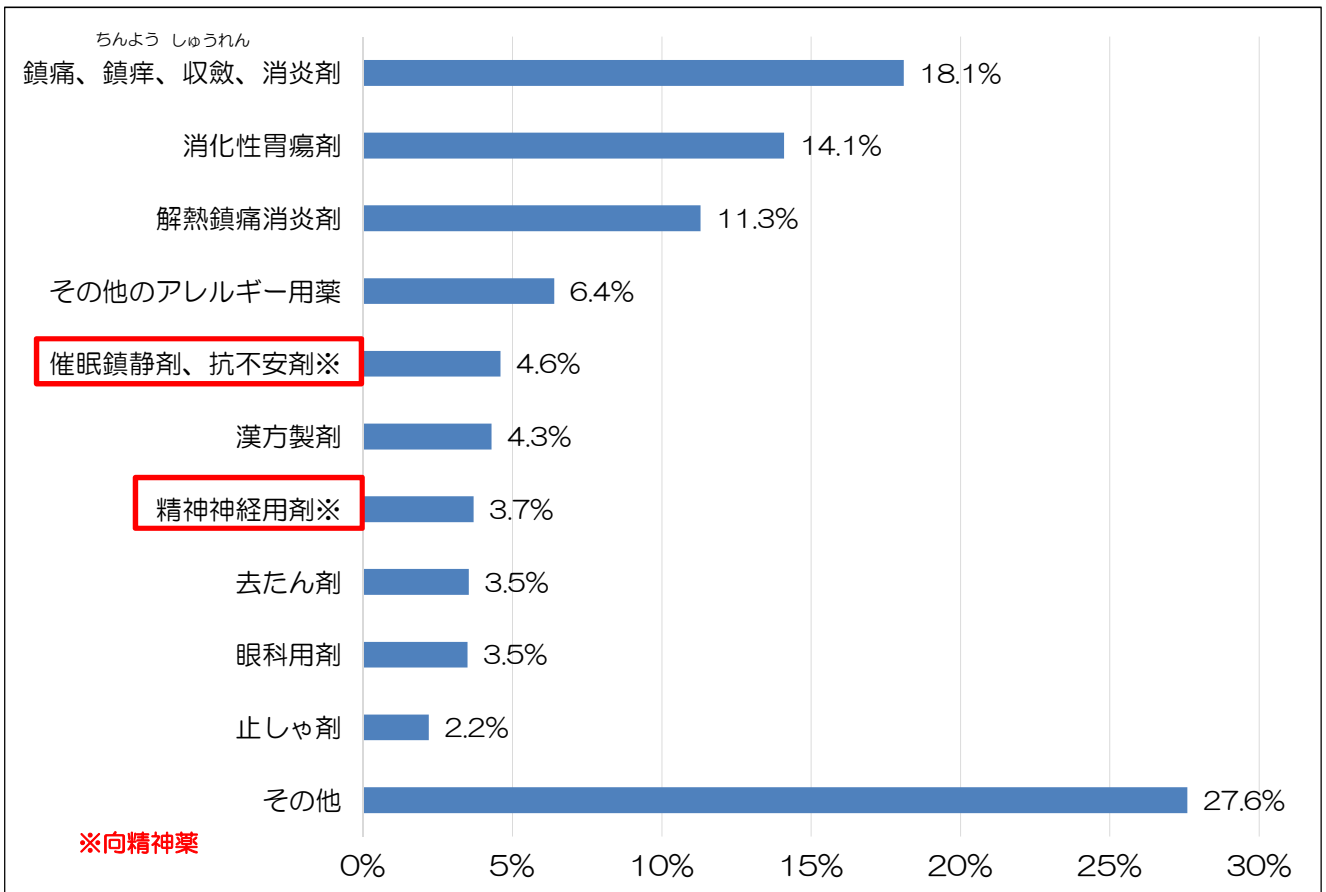
※12 【多受診(頻回受診)者】

同一月に同一疾患で2医療機関以上の実日数合計が15日以上通院により受診している方

※13 【重複投薬者】

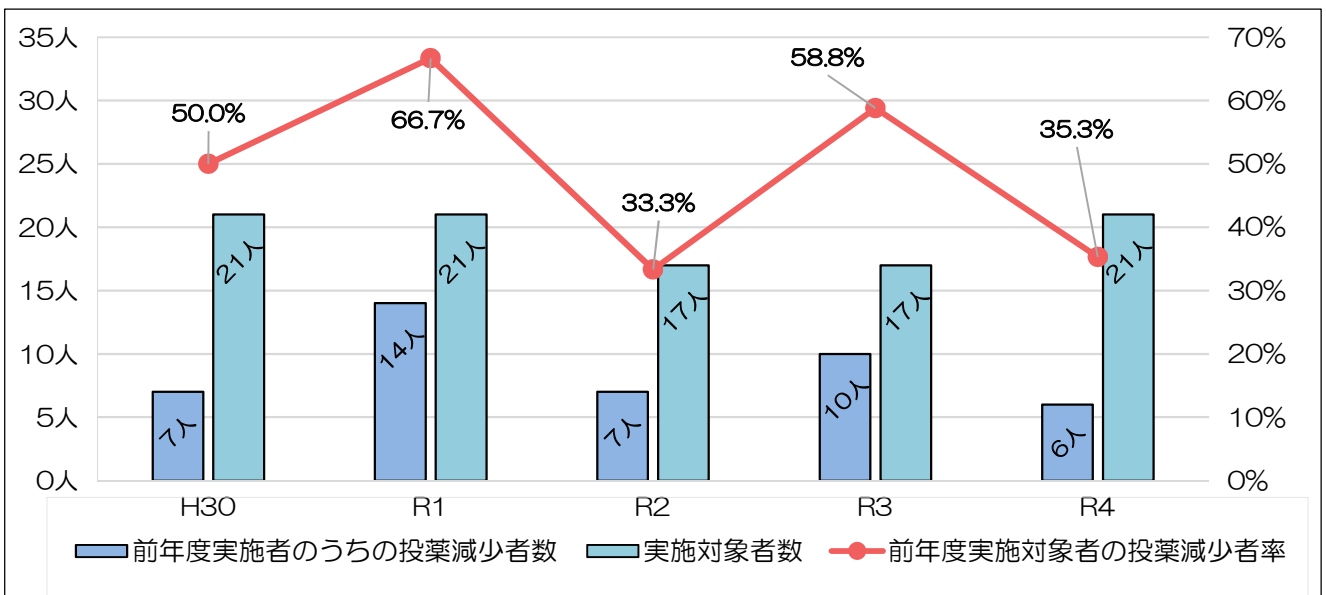
同一月に同一薬効の薬剤を2医療機関以上で30日以上処方されている方

【図表 63】重複投薬者における薬効別件数割合(上位 10 薬効) (令和4年4月～6月診療分)



出典：神奈川県国民健康保険団体連合会「重複受診・多受診・重複投薬者一覧表」

【図表 64】文書等による注意喚起の実施人数及び投薬減少率<sup>注</sup>



注 投薬減少率 = (前年度実施対象者のうちの投薬減少者数 ÷ 前年の実施対象者数) × 100

出典：本市調べ

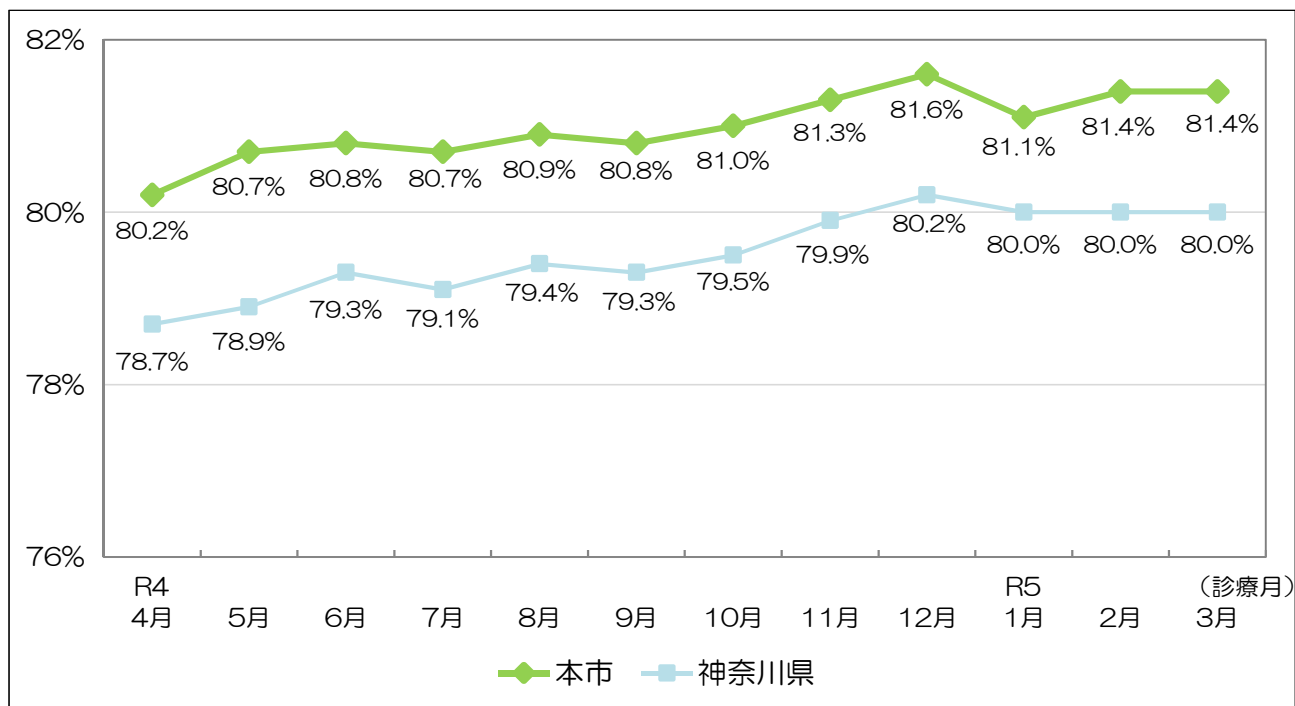
## (6) ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用状況

### ①数量シェアの状況

本市の令和5年3月分のジェネリック医薬品の数量シェアは、81.4%となっており、神奈川県を1.4ポイント上回っています。【図表65】

なお、国では令和6年3月までに数量シェアを80%とすることを目標としています。

【図表65】ジェネリック医薬品の数量シェアの推移(令和4年度)



出典：国保総合システム「数量シェア集計表」

### ②差額通知の実施状況

本市では、ジェネリック医薬品に切り替えることにより月200円以上の負担軽減が見込まれる被保険者に対して差額通知を送付しており、令和4年度については56薬効について、年3回、延べ約1万1,500人に差額通知を送付しました。【図表66】

なお、令和5年3月送付分における差額通知の対象者数は、4,413人となっており、60歳以上の被保険者が、対象者数の約8割を占めています。

【図表66】差額通知の実施状況

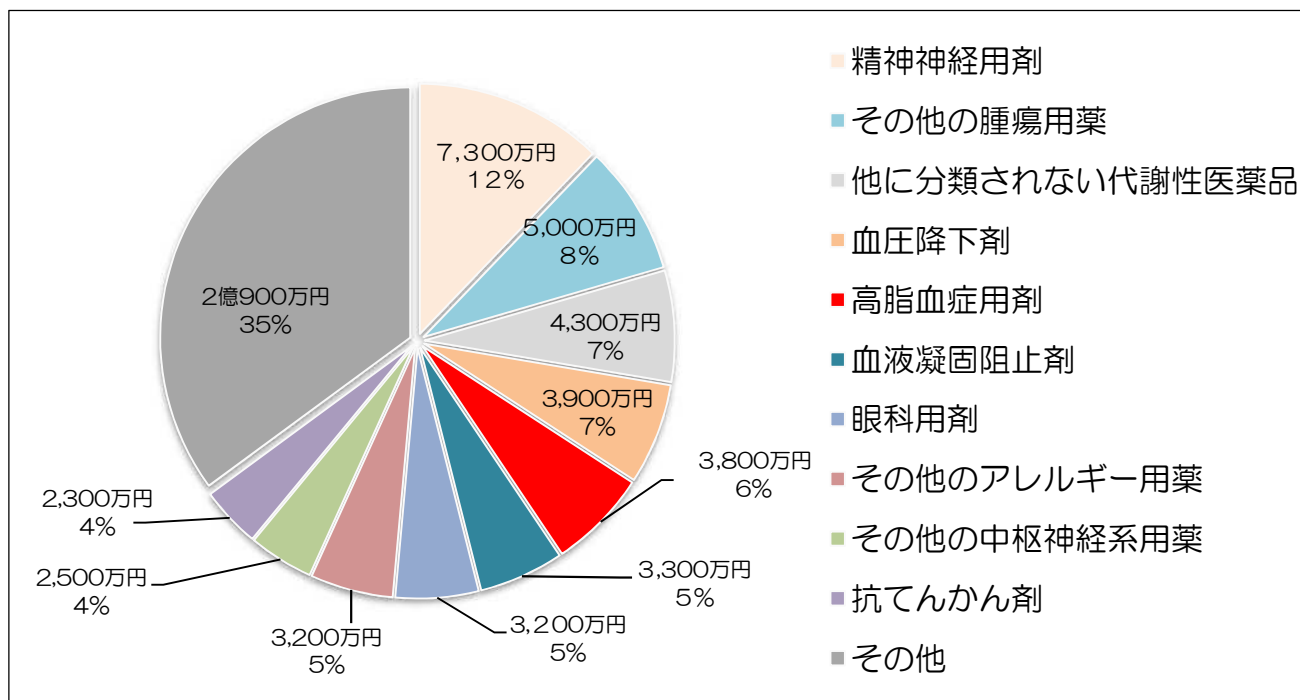
	H30	R1	R2	R3	R4
対象者数 (延べ人数)	15,305人	12,813人	13,000人	13,021人	11,466人
通知回数	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回
対象薬効数	56薬効	56薬効	56薬効	56薬効	56薬効

出典：本市調べ

### ③ジェネリック医薬品への切替えによる医療費軽減効果の見込み

令和 4 年度における医療費の調剤分のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の最大医療費軽減効果額は、約 5 億 9 千万円となっており、「精神神経用剤」が約 7,300 万円、「血圧降下剤」が約 3,900 万円、「高脂血症用剤」が約 3,800 万円となっています。【図表 67】

【図表 67】 薬効別最大効果額(その他を除く上位 10 薬効)(令和 4 年度)



出典：国保総合システム「薬効別効果額ランキング」

### (7) 医療費通知の実施状況

本市では、被保険者一人ひとりに健康管理を心がけてもらうとともに、医療機関の適正受診につなげることを目的として、年 2 回に分けて、医療費通知を送付しています。令和 4 年度の送付世帯数は、延べ約 15 万世帯となっています。【図表 68】

【図表 68】 医療費通知の実施状況

	H30	R1	R2	R3	R4
世帯数 (延べ世帯数)	161,912	158,683	152,099	152,757	150,729
通知回数	2	2	2	2	2

出典：本市調べ

## Ⅳ 健康課題の抽出と取組の方向性

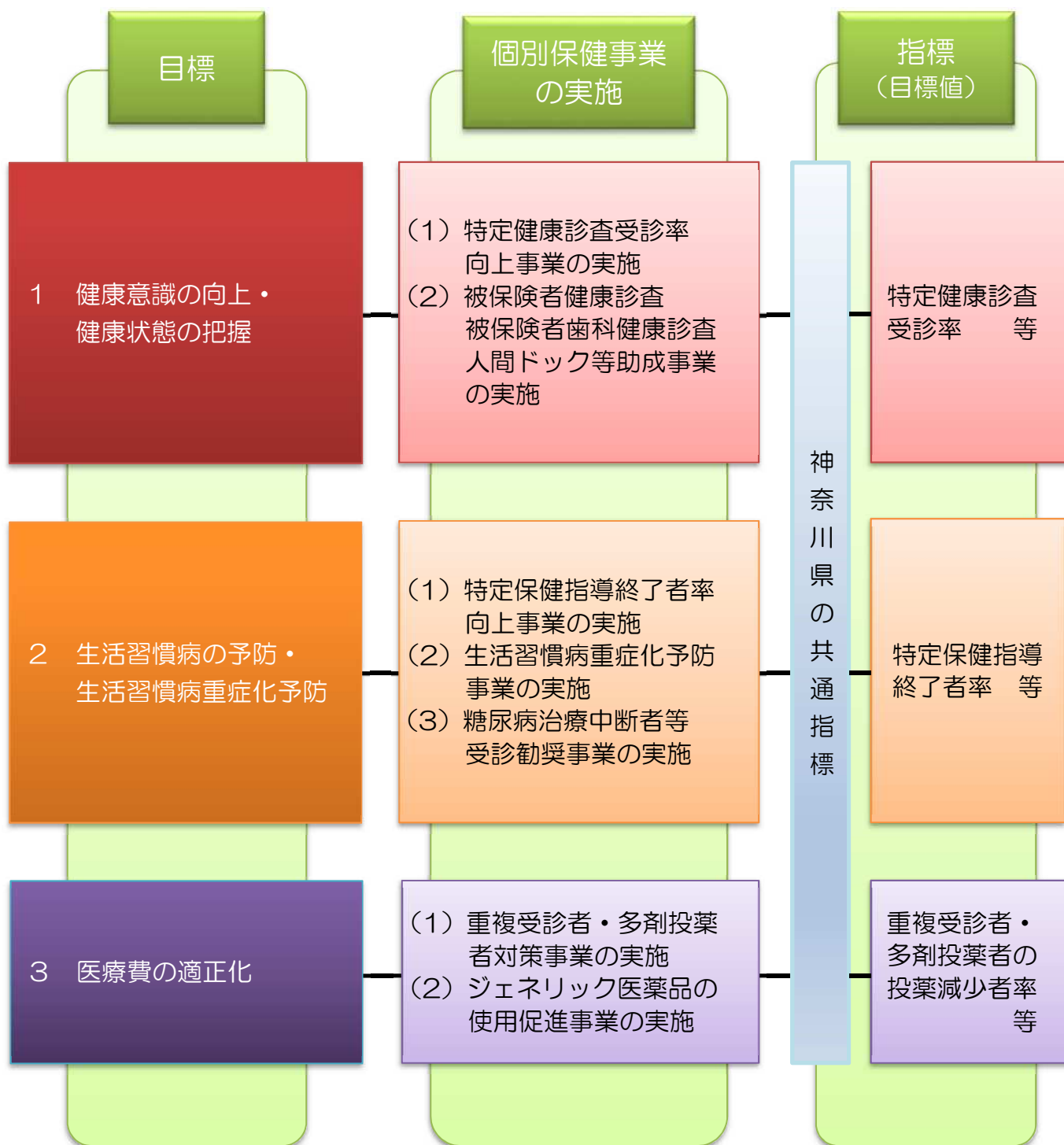
	分析	健康課題・取組の方向性	頁
医療費について	<b>【医療費の状況】</b> 総医療費は被保険者の減少に伴い、減少傾向にありますが、被保険者1人当たり医療費は増加傾向にあります。	医療費の適正化を推進し、被保険者の健康の保持増進を図るため、 <b>健康状態の把握</b> が必要です。特定健康診査の受診率向上のため更なる取組を進める必要があります。	20 ～ 27
	<b>【被保険者1人当たり医療費】</b> 疾病大分類別医療費・最大医療資源傷病名による医療費では、新生物(腫瘍)が、疾病別医療費分析(細小分類)では、 <b>慢性腎臓病(透析有)</b> が最も多くなっています。	新生物(腫瘍)、循環器系の疾患など生活習慣病が多くを占めています。 <b>生活習慣病予防の周知や重症化予防</b> が必要です。	
	<b>【人工透析を導入している被保険者】</b> 全国や神奈川県と平均と比較して、本市の <b>慢性腎臓病(透析有)</b> の割合は高くなっており、減少傾向にあった人工透析を導入している被保険者の割合も令和2年度以降増加しています。	全国や神奈川県と平均と比較して、慢性腎臓病(透析有)の割合が高くなっています。人工透析は、患者への負担が大きく、また、医療費も高額となるため、 <b>重症化予防対策</b> を引き続き実施していく必要があります。	
実施状況について	<b>【特定健康診査】</b> 令和2年度以降の受診率は微増となっていました。が、全国や神奈川県平均と比べ低い状況が続いています。特に40歳代男性の受診率が低くなっています。健診の結果、 <b>メタボリックシンドローム該当者・予備群</b> は増加傾向にあります。	特定健康診査の受診回数が多いほど、1人当たり医療費は減少しています。 <b>健康意識の向上</b> を図り、継続受診のための周知が必要です。また、メタボリックシンドローム該当者・予備群は、増加傾向にあることから、 <b>生活習慣病の予防</b> の取組が必要です。	28 ～ 41
	<b>【特定保健指導】</b> 令和3、4年度と実施率は微増となっており、全国平均よりは低いものの、神奈川県平均と比べ高い状況です。また、特に40～50歳代男性の実施率が低くなっています。	特定保健指導の終了者率を向上させることで、 <b>生活習慣病の予防</b> を推進します。より多くの被保険者が参加しやすいよう、環境を整えることが重要です。	42 ～ 46
	<b>【被保険者健康診査・被保険者歯科健康診査】</b> 20～39歳の若年層の医療費の状況においても、生活習慣病の方が一定の割合でいる状況のため、健康状態の把握・健康意識の向上に必要な事業として、若年層の健康診査、歯科健康診査を実施しています。	疾病の早期発見早期治療のため、また、 <b>健康意識の向上</b> のため、受診率向上の取組が必要です。	48 ～ 51
	<b>【人間ドック・脳ドック助成事業の実施】</b> 40歳以上の方の健康状態の把握・健康意識の向上に必要な事業として、人間ドック・脳ドックの助成事業を実施しています。		
	<b>【糖尿病性腎症重症化予防事業】</b> 事業対象者の新規透析移行者は0人でした。令和3年度からは <b>糖尿病治療中断者等受診勧奨モデル事業</b> を実施しています。	<b>生活習慣病重症化予防事業</b> として、対象者を拡大し、より多くの被保険者へ生活習慣の変容を促す取組が必要です。	52
	<b>【重複・頻回受診対策事業】</b> 重複投薬の薬効別の割合では「鎮痛、鎮痒(ちんよう)、収斂(しゅうれん)、消炎剤」が最も多くなっています。健康被害の防止のため、向精神薬の処方者等に対策事業を実施しています。	健康被害防止・ <b>医療費の適正化</b> のため取組の実施基準の拡大、対象者の利用しやすい相談・指導体制の検討が必要です。	53 ～ 56



# V 相模原市国民健康保険データヘルス計画（第3期）

## 【目的】

- I 被保険者の健康の保持増進（健康寿命の延伸）
- II 将来的な医療費の適正化





# 1 健康意識の向上・健康状態の把握

(1) 特定健康診査受診率向上事業の実施						
事業の目的		<p>◆メタボリックシンドローム該当者・予備群を早期発見し、特定保健指導につなげるにより被保険者の健康の保持増進に努めます。</p> <p>◆初期段階での習慣づけで、その後の年代でも引き続き受診することが期待され、被保険者の健康に対する意識の向上を図ります。</p>				
対象者		◆40～74歳の被保険者				
アウトプット指標①		特定健康診査受診率【県共通指標】			現在までの事業結果 (R4)	27.6%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	29.2%	30.0%	30.8%	31.6%	32.4%	33.2%
アウトプット指標②		40歳代特定健康診査受診率【県共通指標・新規】			現在までの事業結果 (R4)	11.8%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	13.4%	14.2%	15.0%	15.8%	16.6%	17.4%
アウトカム指標		内臓脂肪症候群該当者の減少率【新規】			現在までの事業結果 (R4)	19.1%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	21%	22%	23%	24%	25%	26%
目標を達成するための主な戦略		特定健康診査受診勧奨(委託：はがき通知、電話、SMS)				
現在までの実施方法及び実施体制		<p>休日会場健診の実施(R4：年15回)</p> <p>受診勧奨の実施(通知勧奨事業の委託)</p> <p>R4：80,000件(委託業者がAIによる分析、ナッジ理論を用いて対象者を7タイプに分類し、タイプ別に異なる内容のハガキを送付)</p> <p>普及啓発の実施(がん健診クーポンとの複合発行他)</p> <p>特定健診項目の拡充(空腹時血糖とHbA1cの同時測定、血清尿酸の追加、自己負担の在り方検討(他市状況の情報収集)</p> <p>受診者へのインセンティブの提供の検討(情報収集)</p> <p>(保健事業担当・保険企画担当)</p>				
今後の実施方法及び実施体制の改善案		<p>保健事業担当：休日会場健診の実施、受診勧奨の実施、普及啓発の実施、受診者等へのインセンティブの提供の検討</p> <p>保険企画担当：受診者等へのインセンティブの提供の検討</p>				
評価計画		<p>アウトプット指標目標値(R11)は、R5保険者努力支援制度評価指標の1(1)⑦の基準である33%を満すものとし、毎年0.8%の上昇を目指します。アウトカム指標は法定報告より確認することとし、R4実績より向上することを目標とします。</p>				

# 1 健康意識の向上・健康状態の把握

(2) 被保険者健康診査、被保険者歯科健康診査、人間ドック等助成事業の実施							
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆疾病予防及び早期発見を目的として、20～30 歳代の被保険者を対象とした健康診査を、30 歳代の被保険者に対して歯科健康診査を実施します。</li> <li>◆特に初期段階での習慣づけで、その後の年代でも引き続き受診することが期待され、被保険者の健康に対する意識の向上を図ります。</li> <li>◆総合的な検診による疾病の予防及び早期発見を目的として、人間ドック・脳ドックの助成事業を実施します。</li> </ul>					
対象者		<p>【いずれも国民健康保険税に未納がない世帯の方が対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆被保険者健康診査：20～39 歳までの被保険者</li> <li>◆被保険者歯科健康診査：30～39 歳までの被保険者</li> <li>◆人間ドック・脳ドック：40～74 歳までの被保険者</li> </ul> <p>※当該年度 75 歳になる方も含む。</p>					
アウトプット指標①		30 歳代被保険者健康診査の受診率【新規】			現在までの事業結果 (R4)		2.6%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
目標値	3.8%	4.8%	5.8%	6.8%	7.8%	8.8%	
アウトプット指標②		被保険者歯科健康診査の受診率(対申込者)【新規】			現在までの事業結果 (R4)		13.8%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
目標値	22.5%	30%	37.5%	45%	52.5%	60%	
アウトプット指標③		人間ドック助成制度利用率【新規】			現在までの事業結果 (R4)		57.7%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
目標値	60%	60%	60%	60%	60%	60%	
アウトプット指標④		脳ドック助成制度利用率【新規】			現在までの事業結果 (R4)		50.8%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
目標値	55%	55%	55%	55%	55%	55%	
アウトカム指標		(将来的な)特定健康診査受診率			現在までの事業結果 (R4)		27.6%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
目標値	前年度より向上	前年度より向上	前年度より向上	前年度より向上	前年度より向上	前年度より向上	
目標を達成するための主な戦略		制度周知、健康診査受診勧奨、事業主健診データ取得の検討					
現在までの実施方法及び実施体制		広報等による制度周知、SMS による受診勧奨、申込後対象者への受診勧奨通知 (保健事業担当)					

<p>今後の 実施方法 及び 実施体制 の改善案</p>	<p>保健事業担当：広報等による制度周知 受診券(健診票)発送 SMS及び申込後対象者への受診勧奨 個別受診勧奨 事業主健診データ取得の検討 医師会・歯科医師会・薬剤師会への周知及び協力依頼等を検討</p> <p>保険企画担当：事業主健診データの取得の検討</p>
<p>評価計画</p>	<p>アウトカム目標は、被保険者健康診査が将来的に特定健康診査への受診につながることを目的として、また、人間ドック受検結果はみなし健診として いることを踏まえ、特定健康診査受診率の向上とします。</p> <p>被保険者歯科健診・脳ドック助成事業は直接的に特定健康診査受診率に反映するものではありませんが、将来の特定健康診査受診の習慣づけの一環として推進します。</p>

## 2 生活習慣病の予防・生活習慣病重症化予防

(1) 特定保健指導終了者率向上事業の実施						
事業の目的		<p>◆特定保健指導の対象者が、自分の健診結果から生活習慣を改善する必要性を理解し、自ら生活習慣を改善できるようになることを目指します。</p> <p>◆特定保健指導の終了者率を向上させることで、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるとともに、その他の生活習慣病の予防・重症化防止を目指します。</p>				
対象者		◆特定健康診査の結果、特定保健指導に該当した被保険者				
アウトプット指標		特定保健指導終了者率【県共通指標】			現在までの事業結果 (R4)	
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	18.5%	19.5%	20.5%	21.5%	22.5%	23.5%
アウトカム指標		特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率【県共通指標・新規】			現在までの事業結果 (R4)	
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	23.9%	24.3%	24.7%	25.0%	25.4%	25.7%
目標を達成するための主な戦略		利用勧奨の実施				
現在までの実施方法及び実施体制		<p>利用勧奨(電話)、利用勧奨通知の発送(カラー封筒の使用) 申込方法の簡素化(二次元バーコード及びLoGoフォームの導入)、日曜教室の実施(R4:11回)、特定健康診査当日等の特定保健指導の実施(R3～実施)</p> <p style="text-align: right;">(保健衛生担当)</p>				
今後の実施方法及び実施体制の改善案		<p>保健衛生担当：利用勧奨の実施 休日教室の実施 特定健康診査当日等の特定保健指導の実施 ICTの推進等実施環境の充実の検討</p> <p>保健事業担当：特定健康診査当日等の特定保健指導の実施 ICTの推進等実施環境の充実の検討</p> <p>保険企画担当：ICTの推進等実施環境の充実の検討</p>				
評価計画		<p>アウトプット最終目標値(R11)は、R5 保険者努力支援制度評価指標1(2)が達成できる数値としました(毎年1%の上昇)。アウトカム目標値はこれまでの実績値から0.3~0.4%ずつ向上することを目標とします。</p>				

## 2 生活習慣病の予防・生活習慣病重症化予防

(2) 生活習慣病重症化予防事業の実施						
事業の目的		◆特定健康診査の結果から糖尿病性腎症の疑いがあるなどの被保険者に対し、医療機関への適切な受療勧奨及びかかりつけ医との連携した専門職(保健師、管理栄養士等)による保健指導を実施、腎不全及び人工透析への移行を防止します。				
対象者		◆特定健康診査の結果、市の基準に該当する被保険者(特定保健指導対象者を除く。)				
アウトプット指標①		受療勧奨通知送付率			現在までの事業結果 (R4)	100% (22人)
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%
アウトプット指標②		保健指導実施率(単発指導を含む。)			現在までの事業結果 (R4)	22.6%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	23%	25%	27%	29%	31%	33%
アウトカム指標		事業参加者の行動変容率【新規】			現在までの事業結果 (R4)	95.8%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%
目標を達成するための主な戦略		<p>既存の糖尿病性腎症重症化予防事業を、保健センターで実施している生活習慣病重症化予防事業に統合し、対象基準を統一することで、より効率的、効果的に被保険者に必要な受療勧奨、保健指導を実施</p> <p>【新・対象基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HbA1c6.5%以上で、eGFR60ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満かつ尿蛋白(+)以上</li> <li>・空腹時血糖値 126 mg/dl 以上でeGFR60 ml/分/1.73 m<sup>2</sup>未満かつ尿蛋白(+)以上</li> <li>・血圧 140/90 mmHg 以上で、eGFR60ml/分/1.73 m<sup>2</sup>未満かつ尿蛋白(+)以上</li> </ul> <p>【従来の対象基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HbA1c6.5%以上で 2 型糖尿病の疑いがあり、eGFR30 以上 60 未満であり、過去5年間において糖尿病に関するレセプトがない人</li> <li>・空腹時血糖値 126 mg/dl 以上で 2 型糖尿病の疑いがあり、eGFR が 30 以上 60 未満であり、過去 5 年間において糖尿病に関するレセプトがない人</li> </ul>				
現在までの実施方法及び実施体制		受療勧奨通知発送、保健指導希望者に保健指導実施(保健事業担当・保健衛生担当)				
今後の実施方法及び実施体制の改善案		<p>保健衛生担当：保健指導 三師会（市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会）に事業への協力依頼等を検討</p> <p>保健事業担当：通知発送 三師会（市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会）に事業への協力依頼等を検討</p>				
評価計画		目標値は、統一基準を基に設定。HbA1c、eGFR の維持改善状況は一律の目標値とせず、個々の健康状態を確認しながら保健指導を進めます。				

## 2 生活習慣病の予防・生活習慣病重症化予防

(3)		糖尿病治療中断者等受診勧奨事業の実施					
事業の目的		<p>◆糖尿病の治療中断者・未治療者に焦点を当て、対象者本人が病態について理解し、定期的な受療行動に移行するための受診勧奨を行うことで、糖尿病の重症化を防ぎ、被保険者の健康の保持増進を図り将来的な医療費の適正化を目指します。</p> <p>◆毎年7月の神奈川県国民健康保険団体連合会提供「糖尿病性腎症対象者の概数把握シート」に反映するよう、当市の基準で糖尿病中断者等受診勧奨事業を実施します。</p>					
対象者		◆市の基準に該当する特定健診未受診者かつ過去に糖尿病治療歴があり現在治療を中断している被保険者					
アウトプット指標		受診勧奨実施率【新規】			現在までの事業結果 (R4)		100%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
アウトカム指標		特定健診未受診者かつ過去に糖尿病治療歴があり現在治療中断している者の割合及び人数【県共通指標・新規】			現在までの事業結果 (R4)		1,590人 1.7%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
目標値	1,500人 1.7%	1,400人 1.6%	1,300人 1.6%	1,200人 1.5%	1,100人 1.5%	1,000人 1.5%	
目標を達成するための主な戦略		神奈川県提供の対象者リストを利用し必要な被保険者へ特定健診受診勧奨及び医療機関での受療勧奨を実施					
現在までの実施方法及び実施体制		リストから市基準の対象者を抽出、勧奨通知発送、受診状況確認、健診結果に基づき必要な保健指導を実施（保健事業担当、保健衛生担当）					
今後の実施方法及び実施体制の改善案		保健衛生担当：保健指導 保健事業担当：通知発送 市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会に事業の協力依頼等を検討					
評価計画		アウトカム目標値は、R3 から R4 までの減少数 100 人を基に設定。割合は、本市の特定健診対象者数を財政推計から見込算出。目標値の見直しは必要に応じて、目標達成のための事業は予算と連動し随時実施していきます。					



## 2-2 生活習慣病の予防・生活習慣病重症化予防（HbA1c）

神奈川県共通指標として、「HbA1c8.0%以上の者の割合及び人数」があります。特定健康診査受診者のうち、HbA1cの数値が8.0%以上の被保険者の割合、人数を捉えるものですが、生活習慣病の予防・生活習慣病重症化予防の取組を通して、減少させていくことを目標とします。

神奈川県 共通指標	HbA1c8.0%以上の者の割合及び人数 【県共通指標・新規】			現在までの事業結果 (R4)		294人 1.1%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少

### 3 医療費の適正化

(1) 重複受診者・多剤投薬者対策事業の実施						
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆重複受診者や多剤投薬者に対して、健康被害の防止や適正受診を図る観点から、文書等による注意喚起を行います。</li> <li>◆対象者が抱える様々な問題に対応した相談機関の案内を行います。</li> <li>◆対象とする抽出基準及び対象者の利用しやすい相談・指導体制を検討します。</li> </ul>				
対象者		◆市の基準に該当する被保険者				
アウトプット指標		文書等による注意喚起の実施率			現在までの事業結果 (R4)	
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%
アウトカム指標		投薬減少者率			現在までの事業結果 (R4)	
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	前年度より向上	前年度より向上	前年度より向上	前年度より向上	前年度より向上	前年度より向上
目標を達成するための主な戦略		年度内複数回投薬状況の確認後の再通知、対象基準の検討、利用しやすい相談・指導の検討				
現在までの実施方法及び実施体制		文書等による注意喚起、電話による相談（国保給付担当）				
今後の実施方法及び実施体制の改善案		国保給付担当：注意喚起通知の発送 電話相談 対象者が利用しやすい相談・指導体制及び抽出基準の検討				
評価計画		アウトカム目標値は、基準・指導体制等の変更を予定していることから減少率向上としました。				



### 3 医療費の適正化

(2) ジェネリック医薬品の使用促進事業の実施						
事業の目的	◆ジェネリック医薬品に切り替えることにより医療費の適正化を図ります。					
対象者	◆ジェネリック医薬品へ変更した場合の自己負担額に一定以上の差額が出る被保険者					
アウトプット指標	対象者への差額通知の送付率				現在までの事業結果 (R4)	100%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%
アウトカム指標	数量シェア(毎年度9月審査時点)				現在までの事業結果 (R4)	80.9%
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標値	81.4%	81.8%	82.2%	82.7%	83.1%	83.5%
目標を達成するための主な戦略	市広報媒体の活用、ジェネリック希望シール・希望カードの配布					
現在までの実施方法及び実施体制	差額通知の発送、国民健康保険のしおり等での周知、希望シール・希望カードの配布（国保給付担当）					
今後の実施方法及び実施体制の改善案	国保給付担当：ジェネリック医薬品に切り替えることにより一定金額以上の負担軽減が図られる被保険者を対象に差額通知発送 使用状況の分析に基づく市広報媒体の活用の検討 希望カードの配布					
評価計画	アウトカム目標値は、神奈川県国民健康保険運営方針に基づき、R3実績(80.5%)より3%以上の上昇を目指すものとします。					

## VI 計画の推進に向けた留意事項

### 1 計画の評価・見直し

計画に定める各保健事業については、ストラクチャー(構造)、プロセス(過程)、アウトプット(事業実施量)、アウトカム(結果)の4つの視点により毎年度評価を行うとともに、計画の中間となる令和8年度に計画の中間評価を行い、実施方法の改善など必要に応じて、見直しを行います。

### 2 計画の公表・周知

市ホームページにおいて公表するとともに、市行政資料コーナーに配架します。

### 3 個人情報の取扱い

保健事業の実施に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」や「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）」（個人情報保護委員会）等を遵守するほか、神奈川県国民健康保険団体連合会等業務を委託する事業者に対しても周知徹底を図り、個人情報の漏洩防止等に努めます。

### 4 地域包括ケアに係る取組

本市の国民健康保険においては、地域包括ケアに係る取組として、本市の国民健康保険診療所において、診療所医師・看護師等が民生委員等との懇談会に出席し情報交換を行う、地域ケアサポート医として介護支援専門員等に助言を行う等の取組を行っています。

また、人生100年時代を見据え、高齢者一人ひとりに対してフレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、令和元年5月22日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律」が公布され、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業との一体的実施を推進する体制が整備されました。本市の国民健康保険も、事業推進に参画するとともに、特定健康診査の受診による健康状態の把握や重症化予防事業の更なる推進のため、既存事業との連携について検討していきます。

## 第3章

相模原市国民健康保険

特定健康診査等実施計画

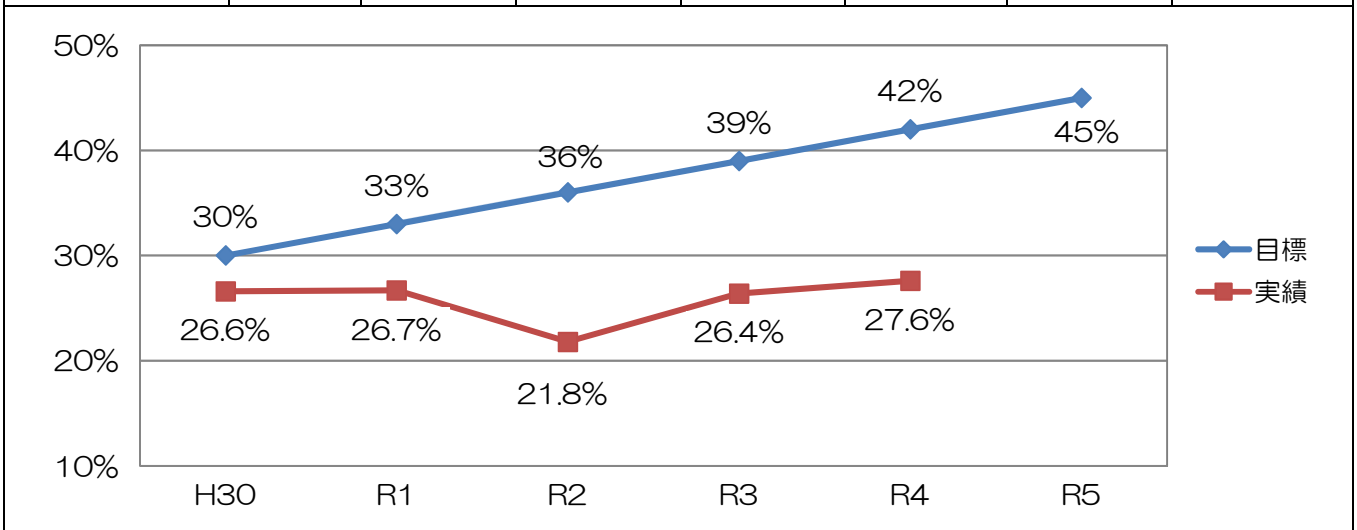
# 1 計画の目的

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、令和6年度から令和11年度までの6年間の特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」といいます。)の実施について、達成目標及び実施方法等について定めるものです。

## 2 前期計画における目標及び実績

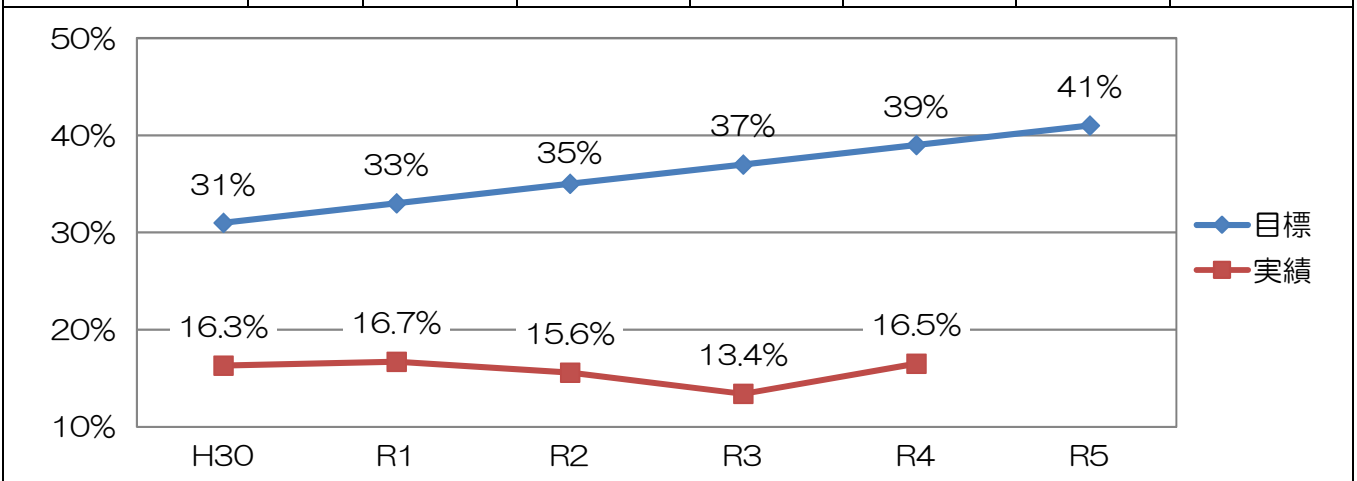
### (1) 特定健康診査の受診率

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健康診査 受診率	目標	30.0%	33.0%	36.0%	39.0%	42.0%	45.0%
	実績	26.6%	26.7%	21.8%	26.4%	27.6%	—



### (2) 特定保健指導の実施率

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定保健指導 実施率	目標	31.0%	33.0%	35.0%	37.0%	39.0%	41.0%
	実績	16.3%	16.7%	15.6%	13.4%	16.5%	—



### 3 特定健康診査等の目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査 受診率	29.2%	30.0%	30.8%	31.6%	32.4%	33.2%
特定保健指導 終了者率	18.5%	19.5%	20.5%	21.5%	22.5%	23.5%

### 4 特定健康診査等の対象者数の推計

#### (1) 特定健康診査の対象者数の推計

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
<b>40～64 歳</b>	<b>38,060 人</b>	<b>37,280 人</b>	<b>36,540 人</b>	<b>35,870 人</b>	<b>35,230 人</b>	<b>34,640 人</b>
男性	20,560 人	20,300 人	20,050 人	19,840 人	19,640 人	19,470 人
女性	17,500 人	16,980 人	16,490 人	16,030 人	15,590 人	15,170 人
<b>65～74 歳</b>	<b>50,040 人</b>	<b>48,120 人</b>	<b>46,330 人</b>	<b>44,660 人</b>	<b>43,100 人</b>	<b>41,640 人</b>
男性	22,350 人	21,500 人	20,710 人	19,970 人	19,280 人	18,630 人
女性	27,690 人	26,620 人	25,620 人	24,690 人	23,820 人	23,010 人
<b>合 計</b>	<b>88,100 人</b>	<b>85,400 人</b>	<b>82,870 人</b>	<b>80,530 人</b>	<b>78,330 人</b>	<b>76,280 人</b>
男性	42,910 人	41,800 人	40,760 人	39,810 人	38,920 人	38,100 人
女性	45,190 人	43,600 人	42,110 人	40,720 人	39,410 人	38,180 人

#### (2) 特定保健指導の対象者数の推計

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
<b>動機付け支援</b>	<b>2,770 人</b>	<b>2,745 人</b>	<b>2,721 人</b>	<b>2,702 人</b>	<b>2,683 人</b>	<b>2,664 人</b>
男性	1,333 人	1,327 人	1,321 人	1,318 人	1,315 人	1,311 人
女性	1,437 人	1,418 人	1,400 人	1,384 人	1,368 人	1,353 人
<b>40～64 歳</b>	<b>1,026 人</b>	<b>1,029 人</b>	<b>1,031 人</b>	<b>1,036 人</b>	<b>1,040 人</b>	<b>1,043 人</b>
男性	554 人	560 人	565 人	573 人	580 人	586 人
女性	472 人	469 人	466 人	463 人	460 人	457 人
<b>65～74 歳</b>	<b>1,744 人</b>	<b>1,716 人</b>	<b>1,690 人</b>	<b>1,666 人</b>	<b>1,643 人</b>	<b>1,621 人</b>
男性	779 人	767 人	756 人	745 人	735 人	725 人
女性	965 人	949 人	934 人	921 人	908 人	896 人
<b>積極的支援</b>	<b>299 人</b>	<b>301 人</b>	<b>300 人</b>	<b>301 人</b>	<b>302 人</b>	<b>304 人</b>
男性	162 人	163 人	165 人	166 人	169 人	171 人
女性	137 人	138 人	135 人	135 人	133 人	133 人
<b>合 計</b>	<b>3,069 人</b>	<b>3,046 人</b>	<b>3,021 人</b>	<b>3,003 人</b>	<b>2,985 人</b>	<b>2,968 人</b>
男性	1,495 人	1,490 人	1,486 人	1,484 人	1,484 人	1,482 人
女性	1,574 人	1,556 人	1,535 人	1,519 人	1,501 人	1,486 人

## 5 特定健康診査等の実施方法

### (1) 特定健康診査

#### ア 特定健康診査の実施方法

	施設健診	集団健診 (休日会場健診)
①実施場所	市内協力医療機関 (207 機関 <sup>※14</sup> )	市が定めた実施場所
②実施期間	通年	市が定めた実施日
③外部委託の有無	有(一般社団法人相模原市医師会)	有(受託医療機関)
④契約形態	単年度集合契約	単年度個別契約
⑤自己負担額	【69 歳以下】 1,000 円 (市民税非課税世帯の者(世帯員のうち、世帯主及び国民健康保険加入者全員が非課税である場合)は申請により免除) 【70 歳以上】 無料	
⑥受診券の送付時期	4月 <sup>※15</sup>	実施日の1週間前
⑦実施項目 (詳細は P.72)	<p>【国が定めた基準により実施する健診】</p> <p>ア 基本的な健診の項目(全ての対象者に実施)</p> <p>イ 詳細な健診の項目(医師の判断により実施)</p> <p>【上記に加え本市独自で実施する健診】</p> <p>ウ 追加健診の項目(全ての対象者に実施)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">人間ドック助成事業において、特定健康診査の法定項目を包有する形で人間ドックを実施した場合は、特定健康診査を実施したものとみなす。</p>	
⑧周知方法	さがみはら健診ガイド、市ホームページ、広報さがみはら、国民健康保険のしおり、医療機関におけるパンフレットの配架 等	
⑨外部委託者選定に当たっての考え方	厚生労働大臣が告示において定める特定健康診査の外部委託に関する基準に即して、利用者の利便性や健診の質を確保するなど、アウトソーシングによる適正な事業実施に努める。	

※14 令和5年4月1日現在

※15 国民健康保険への加入時期により4月に送付できない場合がある(3月中旬～3月末に加入の場合は6月に、4月～6月に加入の場合は7月に、7月以降に加入の場合は原則翌月に送付)。

## イ 基本的な健診の項目

検査内容	検査項目
既往歴の調査	服薬歴、喫煙習慣の状況に係る調査(質問票 <sup>※16</sup> )を含む
身体計測	身長、体重、腹囲、BMI
血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT
血中脂質検査	中性脂肪(空腹時、随時) <sup>※17</sup> 、 HDL コレステロール、 LDL コレステロール、 空腹時中性脂肪が 400 mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロールの測定でも可
血糖検査	空腹時血糖、HbA1c
尿検査	尿糖、尿蛋白

## ウ 詳細な健診の項目

検査項目	実施基準				
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者				
心電図検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上又は問診等で不整脈が疑われる者				
眼底検査	<p>当該年度の特定健康診査等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、 HbA1c(NGSP)6.5%以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合、前年度の特定健康診査等において血糖検査の基準に該当する者を含む。</p>	血圧	収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上	血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、 HbA1c(NGSP)6.5%以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上
血圧	収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上				
血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、 HbA1c(NGSP)6.5%以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上				

## エ 追加健診の項目

検査内容	検査項目
腎機能検査	血清尿酸、血清クレアチニン(eGFR による評価を含む。)
尿検査	尿潜血

※16 令和6年改訂 より正確にリスクを把握できるよう、回答選択肢を詳細化(喫煙についての回答に「以前は吸っていたが最近1か月間は吸っていない」、飲酒頻度についての回答で「ときどき」を「週0日」、飲酒量を「3~5合未満」、「5合以上」に分類)。

※17 空腹時中性脂肪の採血時間は「食後10時間以上」とし、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪(食後10時間未満)により検査を行うことを可とする。

## (2) 特定保健指導

### ア 対象者

健診結果の判定			特定保健指導レベル	
腹囲/BMI	追加リスク※18	④喫煙※19	年齢区分	
	①血糖②脂質③血圧		40～64 歳	65～74 歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2 つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり なし		
上記以外で BMI≥25 kg/m <sup>2</sup>	3 つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	あり なし		
	1 つ該当	/		

### イ 実施方法

①実施場所	ウェルネスさがみはら、緑区合同庁舎、南保健福祉センター、津久井保健センター、その他公共施設、対象者宅 ※身近な場所で実施できるように受診者の利便を考慮する。
②実施期間	通年
③委託の有無 及び契約形態	直営で実施(将来的には部分的委託を検討予定)
④実施方法	グループ支援、個別支援(初回面接) 電話支援、文書・電子メール(継続支援)
⑤自己負担額	なし
⑥対象者への 通知時期	特定健康診査受診月の3か月後を目途に全対象者に通知
⑦実施項目 ／評価	<p>ア 動機づけ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回面接(グループ支援または個別支援)</li> <li>・3～6か月後の評価(文書による評価)</li> </ul> <p>イ 積極的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回面接(グループ支援または個別支援)</li> <li>・継続支援(電話、文書、電子メール)</li> <li>・3～6か月後の評価(面接、電話、文書による評価)</li> </ul> <p>評価はアウトカム(成果)評価を原則とし、プロセス(保健指導実施介入量)評価も併用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトカム評価：腹囲 2cm 体重 2 kg減等</li> <li>・プロセス評価：面接、電話、メール等の介入量等</li> </ul>
⑧外部委託選定 に当たっての 考え方	委託する場合には、厚生労働大臣が告示において定める特定健康診査の外部委託に関する基準に即して、利用者の利便性や保健指導の質を確保するなど、アウトソーシングによる適正な事業実施に努める。

※18 ①空腹時血糖 100 mg/dl 以上または HbA1c5.6%(NGSP 値)以上②中性脂肪 150 mg/dl 以上(やむを得ない場合は随時中性脂肪 175 mg/dl 以上)または HDL コレステロール 40 mg/dl 未満③収縮期血圧 130 mm Hg 以上または拡張期血圧 85 mm Hg 以上。但し、①②③の薬剤を内服している場合は特定保健指導の対象者にはならない。

※19 喫煙の斜線欄は、階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。質問票において、「以前は吸っていたが最近1か月は吸っていない」場合は、「喫煙なし」として扱う。



## 6 個人情報保護

- (1) 特定健康診査の記録の保存は、神奈川県国民健康保険団体連合会に委託して行います。
- (2) 特定健康診査の記録の照会は専用回線にてオンライン結合された専用端末により行います。
- (3) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」や「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）」（個人情報保護委員会）等を遵守するほか、神奈川県国民健康保険団体連合会等業務を委託する事業者に対しても周知徹底を図り、個人情報の漏洩防止等に努めます。

## 7 公表・周知

相模原市国民健康保険データヘルス計画とともに市ホームページにおいて公表し、市行政資料コーナーに配架します。

## 8 評価及び見直し

相模原市国民健康保険データヘルス計画とともに年次評価及び見直しを行います。



潤水都市 さがみはら

相模原市国民健康保険  
データヘルス計画（第3期）・  
特定健康診査等実施計画（第4期）

令和6年3月発行

発行／相模原市

編集／相模原市健康福祉局

生活福祉部 保険企画課・国保年金課

保健衛生部 中央保健センター

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-754-1111（代表）